

相互応援

1 協定書等（自治体関係）

（1）大規模災害時の相互応援に関する協定

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号の規定に基づき、伊丹市、青梅市、大竹市、岡崎市、唐津市、蒲都市、桐生市、倉敷市、津市、徳山市、常滑市、戸田市、鳴門市、府中市、丸亀市、坂井市および箕面市（以下「協定市」という。）において、地震等による大規模災害が発生し、被災した協定市では十分に被災者の救援等の災害応急措置が実施できない場合に、協定市間の応援を迅速に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

（連絡担当部局）

第2条 協定市は、大規模災害に備えて連絡を円滑に行うため、常に連絡担当部局、担当責任者、電話番号その他連絡に必要な事項を相互に明らかにしておくものとする。

（応援の要請）

第3条 協定市は、大規模災害が発生して応援を求めようとするときは、連絡担当部局を通じ、大規模災害の概要を明らかにして、次の各号に掲げる応援を要請するものとする。

（1）食料、飲料水及び生活必需品の提供

（2）被災者の救出、医療、防疫等に必要な資機材及び物資の提供

（3）施設等の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供

（4）災害応急活動に必要な職員（以下「応援職員」という。）の派遣及び車両の提供

（5）前各号に掲げるもののほか、特に必要とする事項

（応援の実施）

第4条 応援を要請された協定市は、応援を的確かつ円滑に行うよう努めるものとする。

（応援の経費）

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した協定市の負担とする。

（災害補償等）

第6条 応援職員に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

2 応援職員が第三者に損害を与えた場合は、その損害が災害応急活動中に生じたものについては、応援を要請した協定市が賠償の責めを負い、応援を要請した協定市への往復経路の途中に生じたものについては、応援を行う協定市が賠償の責めを負うものとする。

（資料の交換）

第7条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるように毎年1回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市が協議の上、別に定めるものとする。

附 則

この協定は、平成9年4月1日から効力を生ずる。

附 則

この協定は、平成19年4月2日から効力を生ずる。

この協定の成立を証するため、この協定書を1通作成し、協定市は、記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成19年4月2日

伊丹市長

周南市長

青梅市長

常滑市長

大竹市長

戸田市長

岡崎市長

鳴門市長

唐津市長

府中市長

蒲郡市長

丸亀市長

桐生市長

坂井市長

倉敷市長

箕面市長

津市長

(2) 中核市災害相互応援協定

中核市各市（以下「協定市」という）は、いずれかの市域において災害が発生し、被害を受けた都市（以下「被災市」という）が独自では十分な応援措置が実施できない場合に、被災市の要請にこたえ、当該災害により被害を受けていない市が友愛的精神に基づき、相互に応援協力し、被災市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

(応援の種類)

第 1 条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 全各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援要請の手続き)

第 2 条 応援を要請しようとする被災市は、次の事項を明らかにし、第 5 条に定める連絡担当部局を通じて、電話又は電信により応援を養成するものとする。この場合において、被災市は必要事項を記載した文書を後日、速やかに協定市に送付しなければならない。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第 1 号から第 3 号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第 4 号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員並びに業務内容
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施)

第 3 条 応援を要請された協定市は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、極力これに応じ応援活動に努めるものとする。

2 激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市との連絡がとれない場合には、被災市以外の協定市相互が連絡調整し、自主応援活動を行うことができる。

(応援経費の負担)

第 4 条 応援に要した経費は、協定市が協議して別に定める。

(連絡担当部局)

第 5 条 協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

(資料の交換)

第 6 条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年 1 回地域防災

計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

(会議)

第7条 この協定の運用体制を整備し、併せて協定市の防災体制の整備に資するため、中核市連絡会事務担当者会議の補助機関として中核市連絡会防災担当者会議を置く。

(事務局)

第8条 この協定の実施に必要な連絡調整を行うため、中核市連絡会防災担当者会議の会長の属する市に事務局を設置する。

(雑則)

第9条 この協定の締結後、新たに中核市への移行によりこの協定への参加希望がある場合は、特段の事情のない限り、協定市はこれを受け入れるものとする。。

(その他)

第10条 この協定は、協定市及び協定市の各機関が消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2項の規定により別に締結した相互応援に関する協定及び水防に係る応援に関し締結した協定等に基づく応援を排除するものではない。

第11条 この協定の締結に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市が協議して定めるものとする。

(協定の発効)

第12条 この協定は、平成17年12月19日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書6通を作成し、協定市は記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成18年1月26日

函館市長

堺市長

旭川市長

高槻市長

秋田市長

東大阪市長

郡山市長

姫路市長

いわき市長

奈良市長

宇都宮市長

和歌山市長

川越市長

岡山市長

船橋市長

倉敷市長

横須賀市長

福山市長

相模原市長

下関市長

新潟市長

高松市長

富山市長

松山市長

金沢市長

高知市長

長野市長

長崎市長

岐阜市長

熊本市長

浜松市長

大分市長

豊橋市長

宮崎市長

岡崎市長

鹿児島市長

豊田市長

2 協定書等（業務・業種関係）

（1） ミクスネットワーク株式会社との「災害時の放送に関する協定」

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、大地震等の災害に関し、防災対策又は応急対策の実施上必要がある場合に、岡崎市（以下「甲」という。）が、ミクスネットワーク株式会社（以下「乙」という。）に放送の依頼をするときの手続きを定めるものとする。

（放送の依頼等）

第2条 甲は、災害の発生の防止又は応急対策を実施する上で、放送以外に有効な通信、伝達手段がとり得ない場合に、乙に対し放送の依頼をするものとする。

2 乙は、甲に対し、前項の放送に必要な資料の提供を要求することができる。

（依頼の手続）

第3条 甲は、乙に対し、次の事項を明らかにして放送の依頼をするものとする。

（1）放送依頼の理由

（2）放送の内容

（3）希望する放送の日時

（4）その他必要な事項

（放送の実施）

第4条 乙は、甲から依頼された事項に関し、自主判断に基づき、形式、内容、及び時刻を決定して放送するものとする。

（連絡責任者等）

第5条 第3条に掲げる放送依頼の円滑な実施を図るため、甲及び乙に連絡責任者を置くものとする。

（雑則）

第6条 この協定の実施に関し、必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

第7条 連絡責任者を置いた場合及び変更のあった場合には、その都度相手方に連絡するものとする。

第8条 この協定の期間は1年間とし、平成9年1月1日から適用する。

2 この協定は、甲乙双方に異議がない場合には、1年を単位として年々自動的に継続するものとする。

平成9年1月1日

甲 岡崎市

代表者 岡崎市長

乙 ミクスネットワーク株式会社

（旧株式会社西三河ニューテレビ放送）

代表取締役社長

(2) 株式会社エフエム岡崎との「災害時の放送に関する協定」

(協定の趣旨)

第 1 条 この協定は、大地震等の災害に関し、防災対策又は応急対策の実施上必要がある場合に、岡崎市（以下「甲」という。）が、株式会社エフエム岡崎（以下「乙」という。）に放送の依頼をするときの手続きを定めるものとする。

(放送の依頼等)

第 2 条 甲は、災害の発生の防止又は応急対策を実施する上で、放送以外に有効な通信、伝達手段がとり得ない場合に、乙に対し放送の依頼をするものとする。

2 乙は、甲に対し、前項の放送に必要な資料の提供を要求することができる。

(依頼の手続)

第 3 条 甲は、乙に対し、次の事項を明らかにして放送の依頼をするものとする。

- (1) 放送依頼の理由
- (2) 放送の内容
- (3) 希望する放送の日時
- (4) その他必要な事項

(放送の実施)

第 4 条 乙は、甲から依頼された事項に関し、自主判断に基づき、内容及び時刻を決定して放送するものとする。

(連絡責任者等)

第 5 条 第 3 条に掲げる放送依頼の円滑な実施を図るため、甲及び乙に連絡責任者を置くものとする。

(雑 則)

第 6 条 この協定の実施に関し、必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

第 7 条 連絡責任者を置いた場合及び変更のあった場合には、その都度相手方に連絡するものとする。

第 8 条 この協定の期間は 1 年間とし、平成 9 年 9 月 1 日から適用する。

2 この協定は、甲乙双方に異議がない場合には、1 年を単位として年々自動的に継続するものとする。

平成 9 年 8 月 29 日

甲 岡崎市

代表者 岡崎市長

乙 株式会社エフエム岡崎

代表取締役社長

(3) 災害時における応急対策の協力に関する協定書

岡崎市(以下「甲」という。)と岡崎土木災害安全協会(以下「乙」という。)とは、地震その他の自然現象により、甲の管理する道路施設等が被災した場合、(以下「災害時」という。)における応急復旧、その他応急処置(以下「応急対策」という。)の協力に関し、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時における市民の生命、身体及び財産の安全と生活を確保するための応急対策について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

(対象となる災害)

第2条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

(1) 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第1項の規定に基づき、岡崎市災害対策本部が設置された場合

(2) その他前号と同程度の災害で甲が乙の協力が必要であると認めた場合

(応急対策の内容)

第3条 この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策は次のとおりとする。

(1) 甲が管理する道路、河川、下水道等の施設(以下「公共施設」という。)の機能の確保等、緊急を要する公共施設の応急復旧作業

(2) 緊急を要する建設資機材等の調達及び輸送

(3) その他甲が必要と認める緊急応急作業

(協力の要請)

第4条 甲は災害時において甲のみでは十分な応急対策を実施できない時は、乙に対し協力を要請することが出来るものとする。

2 乙は、甲より前項の規定による協力要請を受けたときは、他の業務に優先して甲の行う応急対策に協力するものとする。

(建設資機材等の報告)

第5条 乙は災害時に協力できる建設資機材等を把握し、あらかじめ書面で甲に報告するものとする。

2 乙は、前項で報告した内容に変更が生じた時、又は建設資機材等の現状について甲が特に報告を求めたときは、遅滞なくその資料を甲に提出するものとする。

3 乙は災害時に協力できるよう常に建設資機材等の整備に努めるものとする。

(要請の方法)

第6条 甲は、第4条第1項の規定に基づき乙に対しその協力を要請するときは、応急対策の内容、日時、場所、必要資機材その他必要な事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等の通信手段又は口頭により行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

(完了の報告)

第7条 乙は、甲より要請された応急対策を完了した場合は、甲に対して文書により

次の事項について報告するものとする。ただし、文書をもって報告する暇がないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

(1) 応急対策に従事した施工業者名及び人員数、車種、台数等の支援に係る建設資機材等の内訳

(2) 応急対策の内容、期間及び場所

(3) その他必要事項

(経費の負担)

第8条 乙が応急対策に要した費用は、甲が負担する。

2 経費の算出方法については、災害発生時の直前における当該地域における適正価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

(経費の請求)

第9条 乙は、応急対策完了後、当該作業に要した実費を甲に請求するものとする。

2 甲は前項の請求があったときは、内容を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めない事項またはこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成16年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲または乙から相手方に対し別段の意思表示が無い場合、さらに1年間継続するものとし、以後この例による。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保有する。

平成15年3月27日

甲 岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市
代表者 岡崎市長

乙 岡崎市八帖北町32番地1
岡崎土木災害安全協力会
会長

(4) 災害時における応急対策の協力に関する協定書

岡崎市(以下「甲」という。)と岡崎建築災害安全協会(以下「乙」という。)
とは、地震その他の自然現象により、甲の管理する公共建築物等が被災した場合、
(以下「災害時」という。)における応急復旧、その他応急処置(以下「応急対策」
という。)の協力に関し、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時における市民の生命、身体及び財産の安全と生活を確保
するための応急対策について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよ
う、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

(対象となる災害)

第2条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

(1) 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第1項の規定に基づき、岡崎
市災害対策本部が設置された場合

(2) その他前号と同程度の災害で甲が乙の協力が必要であると認めた場合

(応急対策の内容)

第3条 この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策は次のとおりとする。

(1) 甲が管理する建築物及び施設(以下「公共施設」という。)の機能の確保等、
緊急を要する公共施設の応急復旧作業

(2) 緊急を要する建設資機材等の調達及び輸送

(3) その他甲が必要と認める緊急応急作業

(協力の要請)

第4条 甲は災害時において甲のみでは十分な応急対策を実施できない時は、乙に対
し協力を要請することが出来るものとする。

2 乙は、甲より前項の規定による協力要請を受けたときは、他の業務に優先して甲
の行う応急対策に協力するものとする。

(建設資機材等の報告)

第5条 乙は災害時に協力できる建設資機材等を把握し、あらかじめ書面で甲に報告
するものとする。

2 乙は、前項で報告した内容に変更が生じた時、又は建設資機材等の現状について
甲が特に報告を求めたときは、遅滞なくその資料を甲に提出するものとする。

3 乙は災害時に協力できるよう常に建設資機材等の整備に努めるものとする。

(要請の方法)

第6条 甲は、第4条第1項の規定に基づき乙に対しその協力を要請するときは、応
急対策の内容、日時、場所、必要資機材その他必要な事項を明らかにして、文書に
より行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等の通信手段又は口頭
により行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

(完了の報告)

第7条 乙は、甲より要請された応急対策を完了した場合は、甲に対して文書により

次の事項について報告するものとする。ただし、文書をもって報告する暇がないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

(1) 応急対策に従事した施工業者名及び人員数、車種、台数等の支援に係る建設資機材等の内訳

(2) 応急対策の内容、期間及び場所

(3) その他必要事項

(経費の負担)

第8条 乙が応急対策に要した費用は、甲が負担する。

2 経費の算出方法については、災害発生時の直前における当該地域における適正価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

(経費の請求)

第9条 乙は、応急対策完了後、当該作業に要した実費を甲に請求するものとする。

2 甲は前項の請求があったときは、内容を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めない事項またはこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成16年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲または乙から相手方に対し別段の意思表示が無い場合、さらに一年間継続するものとし、以後この例による

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保有する。

平成15年3月27日

甲 岡崎市十王町二丁目9番
岡崎市
代表者 岡崎市長

乙 岡崎市八帖北町32番地1
岡崎建築災害安全協力会
会長

(5) 一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定書

(目的)

第 1 条 この協定は、災害の発生により、愛知県内の市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）が実施する一般廃棄物処理業務を独自では適正に遂行できない場合において、市町村等の間に相互応援についての必要な事項を定めることにより、一般廃棄物の円滑な処理を図り、もって、生活環境の保全に資することを目的とする。

(協定市町村等)

第 2 条 この協定は、災害時のし尿及びごみ処理業務に関し、市町村等の相互間において締結するものとする。

(相互応援の範囲)

第 3 条 この協定における相互応援は、災害の発生に起因して、し尿又はごみの収集・運搬に支障が生じたとき、一般廃棄物処理施設の損傷によりし尿又はごみ処理が不能となったとき、あるいは当該処理施設の処理能力を著しく超えるし尿又はごみが発生したとき等で、応援を要請する市町村等（以下「要請市町村等」という。）と要請市町村等からの要請を受け応援を実施する市町村等（以下「応援市町村等」という。）の合意が整ったときに限るものとする。

(応援要請等)

第 4 条 この協定に基づく応援の要請は、要請市町村等の長が応援市町村等の長に対し行うものとする。

2 前項に規定する応援の要請は、次の事項をできるだけ明確にし、とりあえず電話等により行い、後に、速やかに文書で行うものとする。

- (1) 災害の発生日時、場所、災害の状況
- (2) 必要とする業務の内容及び処理量の見込み
- (3) 必要とする人員、車両、資機材等の品名及び数量
- (4) 応援の場所及び期間
- (5) 連絡責任者
- (6) その他必要事項

3 応援の要請は、要請市町村等の長が、第一次的には近隣の市町村等又は別表に掲げる同一ブロックの市町村等の長に対し行い、更に必要がある場合には、別のブロックの市町村等の長に対し行うものとする。

4 市町村等は、この協定に基づく相互応援を効果的に実施できるよう必要に応じ県に調整及びあっせんを要請するものとする。

(応援の責務)

第 5 条 応援の要請を受けた市町村等の長は、自らの業務に支障がない限り応援を行うものとする。

2 応援の要請を受けた市町村等の長は、前条の応援の要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町村等の長に通知するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要する経費は、原則として要請市町村等がこれを負担するものとする。
(民間業者の活用)

第7条 市町村等は災害時の応援を迅速に実施するため、民間廃棄物処理業者等の活用を図るものとする。

(実施細目)

第8条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じたときは、その都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証明するため、本書115通を作成し協定市町村等の長が記名押印の上、各自1通を保管する。

平成8年3月12日

名古屋市長

岡崎市長

瀬戸市長

春日井市長

津島市長

刈谷市長

安城市長

蒲郡市長

常滑市長

尾西市長

稲沢市長

東海市長

知多市長

尾張旭市長

岩倉市長

日進市長

長久手町長

豊山町長

西春町長

清洲町長

大口町長

木曾川町長

平和町長

美和町長

豊橋市長

一宮市長

半田市長

豊川市長

碧南市長

豊田市長

西尾市長

犬山市長

江南市長

小牧市長

新城市長

大府市長

知立市長

高浜市長

豊明市長

東郷町長

西枇杷島町長

師勝町長

春日町長

新川町長

扶桑町長

祖父江町長

七宝町長

甚目寺町長

大治町長	蟹江町長
十四山村長	飛鳥村長
弥富町長	佐屋町長
立田村長	八開村長
佐織町長	阿久比町長
東浦町長	南知多町長
美浜町長	武豊町長
一色町長	吉良町長
幡豆町長	幸田町長
額田町長	三好町長
藤岡町長	小原村長
足助町長	下山村長
旭町長	設楽町長
東栄町長	豊根村長
富山村長	津具村長
稻武町長	鳳来町長
作手村長	音羽町長
一宮町長	小坂井町長
御津町長	田原町長
赤羽根町長	渥美町長
愛北衛生処理組合管理者	中部知多衛生組合管理者
新城広域事務組合管理者	東部知多衛生組合管理者
衣浦衛生組合管理者	西尾幡豆広域圏組合管理者
常滑武豊衛生組合管理者	蒲都市幸田町衛生組合管理者
豊川宝飯衛生組合管理者	逢妻衛生処理組合管理者
稻沢市外二町衛生組合管理者	渥美郡清掃施設組合管理者
尾張東部衛生組合管理者	津島市ほか十一町村衛生組合管理者
小牧岩倉衛生組合管理者	知多南部衛生組合管理者
尾張旭市長久手町衛生組合管理者	海部津島衛生組合管理者
刈谷知立環境組合管理者	江南丹羽環境管理組合管理者
西知多厚生組合管理者	北設衛生処理組合管理者
西春日井郡東部衛生組合管理者	宝飯地区広域市町村圏組合管理者
尾三衛生組合管理者	日東衛生組合管理者
豊田加茂広域市町村圏事務処理組合管理者	
立会人 愛知県環境部長	

別表

	市 町 村	一部事務組合
名古屋ブロック	名古屋市	
尾張西部ブロック	一宮市 津島市 犬山市 江南市 尾西市 稲沢市 岩倉市 西枇杷島町 豊山町 師勝町 西春町 春日町 清洲町 新川町 大口町 扶桑町 木曾川町 祖父江町 平和町 七宝町 美和町 甚目寺町 大治町 蟹江町 十四山村 飛鳥村 弥富町 佐屋町 立田村 八開村 佐織町	津島市ほか十一町村衛生組合 海部津島衛生組合 愛北衛生処理組合 江南丹羽環境管理組合 稲沢市他二町衛生組合 西春日井郡東部衛生組合 小牧岩倉衛生組合
尾張東部ブロック	瀬戸市 半田市 春日井市 常滑市 小牧市 東海市 大府市 知多市 尾張旭市 豊明市 日進市 東郷町 長久手町 阿久比町 東浦町 南知多町 美浜町 武豊町	尾張東部衛生組合 尾張旭市長久手町衛生組合 中部知多衛生組合 東部知多衛生組合 常滑武豊衛生組合 小牧岩倉衛生組合 尾三衛生組合 日東衛生組合 西知多厚生組合 知多南部衛生組合
西三河ブロック	岡崎市 碧南市 刈谷市 豊田市 安城市 西尾市 知立市 高浜市 一色町 吉良町 幡豆町 幸田町 額田町 三好町 藤岡町 小原村 足助町 下山村 旭町	蒲郡市幸田町衛生組合 衣浦衛生組合 刈谷知立環境組合 逢妻衛生処理組合 豊田加茂広域市町村圏事務処理組合 西尾幡豆広域圏組合 尾三衛生組合
東三河ブロック	豊橋市 豊川市 蒲郡市 新城市 設楽町 東栄町 豊根村 富山村 津具村 稲武町 鳳来町 作手村 音羽町 一宮町 小坂井町 御津町 田原町 赤羽根町 渥美町	宝飯地区広域市町村圏組合 北設衛生処理組合 渥美郡清掃施設組合 新城広域事務組合 豊川宝飯衛生組合 蒲郡市幸田町衛生組合

(6) し尿及びごみ処理相互援助に関する協定書

(目的)

第 1 条 この協定は、三河、知多清掃施設連絡協議会に所属する団体（以下「団体」という。）がそれぞれのし尿及びごみ処理施設（以下「施設」という。）が災害及び事故等により、施設に重大な支障が生じたとき、構成団体相互で相互援助活動を行うことによって円滑なし尿及びごみ処理を図りもって、住民の生活環境を保全することを目的とする。

(相互援助の範囲)

第 2 条 相互援助は、災害及び事故等により施設内で処理が不能になり、依頼団体と被団体との合意が整ったときに限るものとする。

(相互援助義務)

第 3 条 団体は、災害及び事故等により施設内で処理が不能になった場合には被団体に援助を求めることができる。

2 援助を求められた被団体は、速やかに可能な限り援助に努めるものとする。

3 相互援助を求める団体は、別表のとおりとする。

(処理依頼の方法)

第 4 条 援助を依頼する場合は、文書によるものとし、次の事項を記載しなければならない。

(1) 援助依頼者の名称

(2) 援助依頼の理由

(3) 援助依頼 し尿の種類及びごみの種類、1日当たりの搬入量、処理依頼期間

(4) し尿及びごみ搬入責任者名と連絡先

(5) その他必要事項

(搬入条件の遵守)

第 5 条 援助依頼者は、受託者の搬入条件を遵守しなければならない。

2 搬入条件に違反した場合は、第 3 条の規定にかかわらず、受託を拒むことができる。

(管理)

第 6 条 援助依頼者は、受託者管理施設内で、受託者の指示があった場合は、忠実に従わなければならない。

(経費の負担)

第 7 条 し尿及びごみ処理に伴う経費の負担は、援助依頼者と受託者との協議によるものとする。

(協議)

第 8 条 この協定書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成2年3月1日から適用する。

この協定の成立を証するため関係者記名押印の上、各1通を保有する。

平成2年2月23日

中部知多衛生組合管理者

東部知多衛生組合管理者

衣浦衛生組合管理者

西尾市外三町衛生組合管理者

常滑武豊衛生組合管理者

蒲郡市幸田町衛生組合管理者

逢妻衛生処理組合管理者

知多南部衛生組合管理者

刈谷知立環境組合管理者

西知多厚生組合管理者

豊田加茂広域市町村圏事務処理組合管理者

岡崎市長

刈谷市長

半田市長

東海市長

知多市長

豊田市長

平成7年11月15日

安城市長

(7) 災害時における災害用トイレ等の供給協力に関する協定書

岡崎市（以下「甲」という。）と株式会社シンエーイ産業他5社（以下「乙」という。）とは、災害時における災害用トイレ等の供給協力に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が、乙の協定を得て被災者に対して、速やかに、かつ円滑な応急トイレ対策を行い、市民生活の保健及び環境衛生を維持し、生活の早期安定を図ることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため、災害用トイレ等の物品の調達が必要となった場合は、要請書（様式第1号）をもって乙に物品の供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により次の各号に掲げる事項を明らかにして要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び応援を要請する事由
- (2) 応援を必要とする物品の名称及びその数量
- (3) 物品を供給する場所及び期間
- (4) その他必要な事項

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障ない範囲において、甲に対し、優先的かつ速やかに物品の供給を行うものとし、報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（物品の種類）

第4条 乙が供給する物品の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 簡易トイレ（汲み取り式）
- (2) 移動式仮設シャワー室
- (3) その他取扱商品

（物品の価格）

第5条 乙が甲に供給した物品の価格は、災害の発生した直前の適正な価格を基準とし、甲、乙協議して定めるものとする。

（補償）

第6条 この協定に基づいて業務に従事した乙の従業員が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

（平常時の活動）

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換を行い、乙は甲が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

（連絡責任者）

第8条 甲及び乙は、要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、

連絡責任者を定め、これを互いに通知するものとする。

- 2 前項で定める甲及び乙の連絡責任者は、災害時において、災害の状況等について相互に、かつ緊密に連絡を取り合うものとする。

(協議)

第9条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

- 2 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、平成15年(2003年)5月1日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書7通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成15年(2003年)5月1日

甲 岡崎市十王町2丁目9番地
岡崎市
岡崎市長

乙 岡崎市稲熊町1丁目2番地
株式会社 シンエーイ産業
代表取締役
岡崎市橋目町字御小屋29番地2
株式会社 トーワレンテック
代表取締役
岡崎市伊賀町2丁目1番地
株式会社 トワレ 東愛知営業所
所長

岡崎市小呂町字1丁目10番地1
有限会社 マルキ通商
代表取締役

岡崎市日名西町10番地7
株式会社 レンタルのニッケン
東海支店 岡崎営業所
所長

岡崎市土井町字荒井乙35番地
レンテック大敬 株式会社
岡崎南営業所
所長

年 月 日

報 告 書

災害時における災害用トイレ等の供給協力に関する協定書第3条に基づく報告をいたします。

岡崎市長 _____ 様

1 設置した物品名・数量	[物品名]
	数 量] 個
2 設置場所	町 番 号
	[名 称]
3 設置日時	年 月 日 時
4 報告者及び立会者	・報告者 氏名 TEL
	・立会人 氏名 班名 班
5 その他連絡事項	

(8) 災害時における米穀の売却に関する協定書

(趣旨)

第 1 条 この協定は、災害時における米穀の売却に関して愛知県岡崎市（以下「甲」という。）が愛知県米穀小売振興協議会岡崎地区会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(要請の手続)

第 2 条 甲は、米穀の売却の要請に当たっては、米穀の数量、履行地その他必要と認める事項を文書により乙に連絡すのものとする。

2 甲は、米穀の売却を緊急に乙に要請する必要がある場合は、電話等を利用した連絡方法によることができる。この場合において、甲は、連絡後速やかに前項の文章を乙に提出しなければならない。

(協力)

第 3 条 乙は、前条の要請があったときは、乙の組合員である登録小売業者（以下（丙）という。）に売却の指示をするものとする。

(売却)

第 4 条 前条の規定により乙の指示を受けた丙は、甲へ米穀を売り渡すものとする。

(協議)

第 5 条 この協定に定めるもののほか、米穀の売却に関し必要な事項については、その都度甲、乙協議のうえ定めるものとする。

附 則

第 1 条 この協定は、平成19年8月8日から施行する。

第 2 条 この協定の締結により、平成10年3月11日に締結した災害時における米穀の売却に関する協定は、廃止する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成19年8月8日

甲 岡崎市十王町2丁目9番地

岡崎市

岡崎市長

乙 岡崎市羽根町小豆坂21

愛知県米穀小売振興協議会岡崎地区会

地区会長

(9) 災害救助物資の緊急調達に関する協定

岡崎市(以下「甲」という。)と、あいち三河農業協同組合(以下「乙」という。)は、岡崎市域において大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)第9条に規定する地震災害警戒宣言が発令された場合又は災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1項第1号に規定する災害が発生した場合には、被災者に対する災害救助に必要となる生活関連物資(以下「災害救助物資」という。)の緊急調達に関し、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 甲の行う災害救助物資の緊急調達に関し、乙はこれに協力するものとする。

(災害救助物資の品目)

第2条 災害救助物資の品目は、おおむね別表に掲げるとおりとする。なお、品目については、甲乙協議のうえ、必要に応じて適宜見直すものとする。

(災害救助物資の価格)

第3条 災害救助物資の価格は、甲乙協議のうえ、当該警戒宣言発令又は災害発生の直前時における適正な価格をもって決定するものとする。

(連絡責任者の選任)

第4条 乙は、あらかじめ当該従業員のうちから災害救助物資の緊急調達に関する責任者を2名以上選任し、その氏名、連絡方法等を甲に報告するものとする。連絡責任者を変更した場合も同様とする。

(警戒宣言発令時における措置)

第5条 警戒宣言が発令された場合において、甲の要請があったときは、乙は、災害救助物資の緊急調達に備え、在庫状況の確認及び搬出に必要な事前準備等にあたるものとする。

(災害発生時等における措置)

第6条 災害が発生した場合において、甲の要請があったときは、乙は、災害救助物資の緊急調達に関して必要な連絡調整にあたるものとする。

(協議)

第7条 この協定の実施に関して必要な事項及び定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書二通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自一通を保有する。

平成14年11月20日

甲 岡崎市十王町二丁目九番地
岡崎市
代表者 岡崎市長

乙 岡崎市坂左右町葦ノ部18- 1
あいち三河農業協同組合
代表理事組合長

別表

区 分	主 な 品 目
食 料	米、パン、牛乳、缶詰、インスタント麺、レトルト食品、 魚肉缶詰、容器入飲料水など
日 用 品	ポリタンク、乾電池、ライター、トイレットペーパー、 ティッシュペーパー、ごみ袋、洗剤、ガムテープ、軍手など
そ の 他	ビニールシートなど

(10-1) 災害救助物資の緊急調達等に関する協定

岡崎市（以下「甲」という。）と株式会社アオキホールディングス岡崎鴨田店（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、岡崎市域において大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第9条に規定する地震災害に関する警戒宣言が発令された場合、又は災害対策基本法（昭和36年法律第23号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合（以下「災害時等」という。）に、被災者に対する災害救助物資の緊急調達に関し必要な事項を定める。

（協力の内容）

第2条 甲は、災害時等において、甲が行う災害救助物資の緊急調達について、乙に要請することができるものとする。

（災害救助物資の品目）

第3条 災害救助物資の品目は、おおむね別表に掲げるとおりとする。なお、品目については、甲、乙が協議のうえ、必要に応じて適宜見直すものとする。

（支援の要請手続き）

第4条 第2条の規定による甲の要請は、文書をもって行なうものとする。但し、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（連絡責任者の選任）

第5条 乙は、あらかじめこの協定に関する連絡責任者を2名以上選任し、その氏名、連絡方法等を甲に報告するものとする。連絡責任者を変更した場合も同様とする。

2 甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について別に協議のうえ定める。

（経費の負担）

第6条 災害救助物資の調達及び運搬にかかる経費は、甲が負担する。

2 前項の価格は、甲及び乙が協議のうえ、警戒宣言発令又は災害発生の直前時における適正な価格をもって決定するものとする。

（協定書の有効期間）

第7条 この協定書の有効期間は、平成19年3月23日から平成20年3月22日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の30日前までに甲又は乙から相手方に対し特段の意思表示がない場合はさらに1年間継続するものとし、以後においても同様とする。（疑義等の決定）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保有する。

平成19年3月23日

甲 岡崎市十王町2丁目9番地
岡崎市
代表者 岡崎市長

乙 岡崎市鴨田南町1番地4
株式会社 アオキホールディングス
岡崎鴨田店 店長

別表

災害救助物資の品目

区 分	主 な 品 目
衣 料 品	下着 靴下 Tシャツ 防寒着 など

(102) 災害救助物資の緊急調達等に関する協定

岡崎市（以下「甲」という。）と株式会社アルペン（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、岡崎市域において大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第9条に規定する地震災害に関する警戒宣言が発令された場合、又は災害対策基本法（昭和36年法律第23号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合（以下「災害時等」という。）に、被災者に対する災害救助物資の緊急調達に関し必要な事項を定める。

（協力の内容）

第2条 甲は、災害時等において、甲が行う災害救助物資の緊急調達について、乙に要請することができるものとする。

（災害救助物資の品目）

第3条 災害救助物資の品目は、おおむね別表に掲げるとおりとする。なお、品目については、甲、乙が協議のうえ、必要に応じて適宜見直すものとする。

（支援の要請手続き）

第4条 第2条の規定による甲の要請は、文書をもって行なうものとする。但し、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（連絡責任者の選任）

第5条 乙は、あらかじめこの協定に関する連絡責任者を2名以上選任し、その氏名、連絡方法等を甲に報告するものとする。連絡責任者を変更した場合も同様とする。

2 甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について別に協議のうえ定める。

（経費の負担）

第6条 災害救助物資の調達及び運搬にかかる経費は、甲が負担する。

2 前項の価格は、警戒宣言発令又は、災害発生の前時における乙の販売価格を基準に、甲及び乙が協議のうえ決定するものとする。

（協定書の有効期間）

第7条 この協定書の有効期間は、平成19年3月23日から平成20年3月22日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の30日前までに甲又は乙から相手方に対し特段の意思表示がない場合はさらに1年間継続するものとし、以後においても同様とする。（疑義等の決定）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保有する。

平成19年3月23日

甲 岡崎市十王町2丁目9番地
岡崎市
代表者 岡崎市長

乙 名古屋市西区児玉三丁目35番18号
株式会社 アルペン
代表取締役社長

別表

災害救助物資の品目

区 分	主 な 品 目
衣 料 品	下着 靴下 防寒着 など

(10-3) 災害救助物資の緊急調達等に関する協定

岡崎市（以下「甲」という。）と 株式会社エイデン（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、岡崎市域において大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第9条に規定する地震災害に関する警戒宣言が発令された場合、又は災害対策基本法（昭和36年法律第23号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合（以下「災害時等」という。）に、被災者に対する災害救助物資の緊急調達に関し必要な事項を定める。

（協力の内容）

第2条 甲は、災害時等において、甲が行う災害救助物資の緊急調達について、乙に要請することができるものとする。

（災害救助物資の品目）

第3条 災害救助物資の品目は、おおむね別表に掲げるとおりとする。なお、品目については、甲、乙が協議のうえ、必要に応じて適宜見直すものとする。

（支援の要請手続き）

第4条 第2条の規定による甲の要請は、文書をもって行なうものとする。但し、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（連絡責任者の選任）

第5条 乙は、あらかじめこの協定に関する連絡責任者を2名以上選任し、その氏名、連絡方法等を甲に報告するものとする。連絡責任者を変更した場合も同様とする。

2 甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について別に協議のうえ定める。

（経費の負担）

第6条 災害救助物資の調達及び運搬にかかる経費は、甲が負担する。

2 前項の価格は、甲及び乙が協議のうえ、警戒宣言発令又は災害発生の前時における適正な価格をもって決定するものとする。

（協定書の有効期間）

第7条 この協定書の有効期間は、平成19年3月23日から平成20年3月22日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の30日前までに甲又は乙から相手方に対し特段の意思表示がない場合はさらに1年間継続するものとし、以後においても同様とする。

（疑義等の決定）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保有する。

平成19年3月23日

甲 岡崎市十王町2丁目9番地
岡崎市
代表者 岡崎市長

乙 名古屋市中村区名駅四丁目22番21号
株式会社 エイデン
代表取締役社長

別紙

災害救助物資の品目

区 分	主 な 品 目
家電用品	ラジオ、懐中電灯、乾電池、暖房器具 など

(104) 災害救助物資の緊急調達等に関する協定

岡崎市（以下「甲」という。）と 株式会社エンチャー ジャンボエンチャー岡崎店（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、岡崎市域において大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第9条に規定する地震災害に関する警戒宣言が発令された場合、又は災害対策基本法（昭和36年法律第23号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合（以下「災害時等」という。）に、被災者に対する災害救助物資の緊急調達に関し必要な事項を定める。

（協力の内容）

第2条 甲は、災害時等において、甲が行う災害救助物資の緊急調達について、乙に要請することができるものとする。

（災害救助物資の品目）

第3条 災害救助物資の品目は、おおむね別表に掲げるとおりとする。なお、品目については、甲、乙が協議のうえ、必要に応じて適宜見直すものとする。

（支援の要請手続き）

第4条 第2条の規定による甲の要請は、文書をもって行なうものとする。但し、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（連絡責任者の選任）

第5条 乙は、あらかじめこの協定に関する連絡責任者を2名以上選任し、その氏名、連絡方法等を甲に報告するものとする。連絡責任者を変更した場合も同様とする。

2 甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について別に協議のうえ定める。

（経費の負担）

第6条 災害救助物資の調達及び運搬にかかる経費は、甲が負担する。

2 前項の価格は、甲及び乙が協議のうえ、警戒宣言発令又は災害発生の直前時における適正な価格をもって決定するものとする。

（協定書の有効期間）

第7条 この協定書の有効期間は、平成19年3月23日から平成20年3月22日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の30日前までに甲又は乙から相手方に対し特段の意思表示がない場合はさらに1年間継続するものとし、以後においても同様とする。

（疑義等の決定）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保有する。

平成19年3月23日

甲 岡崎市十王町2丁目9番地
岡崎市
代表者 岡崎市長

乙 岡崎市大平町字藪下28番地1
株式会社エンチャー
ジャンボエンチャー岡崎店 店長

別表
災害救助物資の品目

区 分	主 な 品 目
食 料	カンパン、ビスケット、飲料水 など
日 用 品	ポリタンク、乾電池、ライター、トイレトペーパー、 ティッシュペーパー、ごみ袋、洗剤、ガムテープ、軍手 など
そ の 他	ビニールシート など

(105) 災害救助物資の緊急調達等に関する協定

岡崎市（以下「甲」という。）と株式会社ドミー（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、岡崎市域において大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第9条に規定する地震災害に関する警戒宣言が発令された場合、又は災害対策基本法（昭和36年法律第23号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合（以下「災害時等」という。）に、被災者に対する災害救助物資の緊急調達に関し必要な事項を定める。

（協力の内容）

第2条 甲は、災害時等において、甲が行う災害救助物資の緊急調達について、乙に要請することができるものとする。

（災害救助物資の品目）

第3条 災害救助物資の品目は、おおむね別表に掲げるとおりとする。なお、品目については、甲、乙が協議のうえ、必要に応じて適宜見直すものとする。

（支援の要請手続き）

第4条 第2条の規定による甲の要請は、文書をもって行なうものとする。但し、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

2 前項により、甲が乙から災害救助物資の提供を受ける場合にあっては、当該物資の運搬並びに必要な車両の手配は甲が行うものとする。

3 災害救助物資の受け取りにあたる甲の職員又は甲から委託を受けた者は、乙に対して身分を明らかにする証を提示するものとする。

（連絡責任者の選任）

第5条 乙は、あらかじめこの協定に関する連絡責任者を2名以上選任し、その氏名、連絡方法等を甲に報告するものとする。連絡責任者を変更した場合も同様とする。

2 甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について別に協議のうえ定める。

（経費の負担）

第6条 災害救助物資の調達及び運搬にかかる経費は、甲が負担する。

2 前項の価格は、甲及び乙が協議のうえ、警戒宣言発令又は災害発生の前時における適正な価格をもって決定するものとする。

（協定書の有効期間）

第7条 この協定書の有効期間は、平成19年3月23日から平成20年3月22日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の30日前までに甲又は乙から相手方に対し特段の意思表示がない場合はさらに1年間継続するものとし、以後においても同様とする。

（疑義等の決定）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保有する。

平成19年3月23日

甲 岡崎市十王町2丁目9番地
岡崎市
代表者 岡崎市長

乙 岡崎市大平町字八ツ幡1番地1
株式会社ドミー
代表取締役

株式会社ドミー 上地店
株式会社ドミー 美合店
株式会社ドミー 稲熊店
株式会社ドミー 若松店
株式会社ドミー 大樹寺店
株式会社ドミー 百々店

別表

災害救助物資の品目

区分	主な品目
食料	米、パン、牛乳、缶詰、インスタント麺、レトルト食品、魚肉缶詰、 容器入飲料水 など
日用品	ポリタンク、乾電池、ライター、トイレットペーパー、 ティッシュペーパー、ごみ袋、洗剤、ガムテープ、軍手 など

(106) 災害救助物資の緊急調達等に関する協定

岡崎市（以下「甲」という。）と株式会社ユーストア（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、岡崎市域において大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第9条に規定する地震災害に関する警戒宣言が発令された場合、又は災害対策基本法（昭和36年法律第23号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合（以下「災害時等」という。）に、被災者に対する災害救助物資の緊急調達に関し必要な事項を定める。

（協力の内容）

第2条 甲は、災害時等において、甲が行う災害救助物資の緊急調達について、乙に要請することができるものとする。

（災害救助物資の品目）

第3条 災害救助物資の品目は、おおむね別表に掲げるとおりとする。なお、品目については、甲、乙が協議のうえ、必要に応じて適宜見直すものとする。

（支援の要請手続き）

第4条 第2条の規定による甲の要請は、文書をもって行なうものとする。但し、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

2 前項により、甲が乙から災害救助物資の提供を受ける場合にあっては、当該物資の運搬並びに必要な車両の手配は甲が行うものとする。

3 災害救助物資の受け取りにあたる甲の職員又は甲から委託を受けた者は、乙に対して身分を明らかにする証を提示するものとする。

（連絡責任者の選任）

第5条 乙は、あらかじめこの協定に関する連絡責任者を2名以上選任し、その氏名、連絡方法等を甲に報告するものとする。連絡責任者を変更した場合も同様とする。

2 甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について別に協議のうえ定める。

（経費の負担）

第6条 災害救助物資の調達及び運搬にかかる経費は、甲が負担する。

2 前項の価格は、甲及び乙が協議のうえ、警戒宣言発令又は災害発生の前時における適正な価格をもって決定するものとする。

（協定書の有効期間）

第7条 この協定書の有効期間は、平成19年3月23日から平成20年3月22日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の30日前までに甲又は乙から相手方に対し特段の意思表示がない場合はさらに1年間継続するものとし、以後においても同様とする。

（疑義等の決定）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保有する。

平成19年3月23日

甲 岡崎市十王町2丁目9番地
岡崎市
代表者 岡崎市長

乙 岡崎市洞町的場72番地2
ユーストア洞店 店長
(現ピアゴ洞店)
岡崎市上和田町サジ10番地
ユーストア上和田店 店長
(現ピアゴ上和田店)
岡崎市舳越町神道35番地
ユーストア矢作店 店長
(現ピアゴ矢作店)

別表
災害救助物資の品目

区 分	主 な 品 目
食 料	米、パン、牛乳、缶詰、インスタント麺、レトルト食品、魚肉缶詰、 容器入飲料水 など
日 用 品	ポリタンク、乾電池、ライター、トイレットペーパー、 ティッシュペーパー、ごみ袋、洗剤、ガムテープ、軍手 など
そ の 他	ビニールシート など

(107) 災害救助物資の緊急調達等に関する協定

岡崎市（以下「甲」という。）とユニー株式会社 アピタ岡崎北店（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、岡崎市域において大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第9条に規定する地震災害に関する警戒宣言が発令された場合、又は災害対策基本法（昭和36年法律第23号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合（以下「災害時等」という。）に、被災者に対する災害救助物資の緊急調達に関し必要な事項を定める。

（協力の内容）

第2条 甲は、災害時等において、甲が行う災害救助物資の緊急調達について、乙に要請することができるものとする。

（災害救助物資の品目）

第3条 災害救助物資の品目は、おおむね別表に掲げるとおりとする。なお、品目については、甲、乙が協議のうえ、必要に応じて適宜見直すものとする。

（支援の要請手続き）

第4条 第2条の規定による甲の要請は、文書をもって行なうものとする。但し、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

2 前項により、甲が乙から災害救助物資の提供を受ける場合にあっては、当該物資の運搬並びに必要な車両の手配は甲が行うものとする。

3 災害救助物資の受け取りにあたる甲の職員又は甲から委託を受けた者は、乙に対して身分を明らかにする証を提示するものとする。

（連絡責任者の選任）

第5条 乙は、あらかじめこの協定に関する連絡責任者を2名以上選任し、その氏名、連絡方法等を甲に報告するものとする。連絡責任者を変更した場合も同様とする。

2 甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について別に協議のうえ定める。

（経費の負担）

第6条 災害救助物資の調達及び運搬にかかる経費は、甲が負担する。

2 前項の価格は、甲及び乙が協議のうえ、警戒宣言発令又は災害発生の前時における適正な価格をもって決定するものとする。

（協定書の有効期間）

第7条 この協定書の有効期間は、平成19年3月23日から平成20年3月22日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の30日前までに甲又は乙から相手方に対し特段の意思表示がない場合はさらに1年間継続するものとし、以後においても同様とする。

（疑義等の決定）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保有する。

平成19年3月23日

甲 岡崎市十王町2丁目9番地
岡崎市
代表者 岡崎市長

乙 岡崎市日名北町4番地46
ユニー株式会社
アピタ岡崎北店 店長

別表

災害救助物資の品目

区 分	主 な 品 目
食 料	米、パン、牛乳、缶詰、インスタント麺、レトルト食品、魚肉缶詰、 容器入飲料水 など
日 用 品	ポリタンク、乾電池、ライター、トイレトペーパー、 ティッシュペーパー、ごみ袋、洗剤、ガムテープ、軍手 など
そ の 他	ビニールシート など

(10-8) 災害救助物資の緊急調達等に関する協定

岡崎市（以下「甲」という。）と 株式会社 西友（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、岡崎市域において大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第9条に規定する地震災害に関する警戒宣言が発令された場合、又は災害対策基本法（昭和36年法律第23号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合（以下「災害時等」という。）に、被災者に対する災害救助物資の緊急調達に関し必要な事項を定める。

（協力の内容）

第2条 甲は、災害時等において、甲が行う災害救助物資の緊急調達について、乙に要請することができるものとし、乙は可能な限りこの要請に応じるものとする。

（災害救助物資の品目）

第3条 災害救助物資の品目は、おおむね別表に掲げるとおりとする。なお、品目については、甲、乙が協議のうえ、必要に応じて適宜見直すものとする。但し、乙は常に在庫することを保障するものではない。

（支援の要請手続き）

第4条 第2条の規定による甲の要請は、文書をもって行なうものとする。但し、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（連絡責任者の選任）

第5条 乙は、あらかじめこの協定に関する連絡責任者を2名以上選任し、その氏名、連絡方法等を甲に報告するものとする。連絡責任者を変更した場合も同様とする。

2 甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について別に協議のうえ定める。

（経費の負担）

第6条 災害救助物資の運搬にかかる経費は、甲が負担する。

2 災害救助物資の価格は、警戒宣言発令又は災害発生の前時における乙の店舗での販売価格とする。

（協定書の有効期間）

第7条 この協定書の有効期間は、平成19年3月23日から平成20年3月22日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の30日前までに甲又は乙から相手方に対し特段の意思表示がない場合はさらに1年間継続するものとし、以後においても同様とする。

（疑義等の決定）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保有する。

平成19年3月23日

甲 岡崎市十王町2丁目9番地
岡崎市
代表者 岡崎市長

乙 東京都豊島区東池袋3丁目1番1号
株式会社 西友
取締役 執行役EVP

別表

災害救助物資の品目

区 分	主 な 品 目
食 料	米、パン、牛乳、缶詰、インスタント麺、レトルト食品、魚肉缶詰、 容器入飲料水 など
日 用 品	ポリタンク、乾電池、ライター、トイレットペーパー、 ティッシュペーパー、ゴミ袋、洗剤、ガムテープ、軍手 など
そ の 他	ビニールシート など

(11-1) 災害時等協力避難場所の使用及び災害救助物資の緊急調達等に関する協定
岡崎市（以下「甲」という。）とイオンモール株式会社イオン岡崎ショッピングセンター（以下「乙」という。）、イオン株式会社ジャスコ岡崎南店（以下「丙」という。）及び株式会社西武百貨店岡崎店（以下「丁」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、岡崎市域において大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第9条に規定する地震災害警戒宣言が発令された場合、又は災害対策基本法（昭和36年法律第23号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合（以下「災害時等」という。）に、災害時等協力避難場所等としての施設の使用及び被災者に対する災害救助物資の緊急調達に関し必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この協定において「一時避難場所」、「災害時等協力避難場所」、「近隣待避場所」の意義は次の各号に定めるところによる。

- (1) 一時避難場所 甲が市内小中学校の運動場等に指定する、岡崎市地域防災計画・地震災害対策計画で定める地震災害による避難者のための一時的な避難場所
- (2) 災害時等協力避難場所 一時避難場所のみでは避難者の十分な保護ができないと判断した場合に、甲が本協定に基づいて設置する緊急の避難場所
- (3) 近隣待避場所 地域の自主防災組織等があらかじめ定めた、地震災害による避難者のための一時的な待避場所

（協力の内容）

第3条 災害時等において、甲は、次に掲げる事項について、それぞれに掲げる事業者に要請することができるものとする。

(1) 施設の使用

- ア 災害時等協力避難場所の使用 乙及び丙
- イ 店舗内の水道設備、便所等の使用 乙、丙及び丁

(2) 甲が行う災害救助物資の緊急調達 丙及び丁

2 乙及び丙は、甲から災害時等協力避難場所使用の要請を受けたときは次の施設を使用させるとともに、当該施設の開錠等災害時等協力避難場所の設置及び運営に協力するものとする。

(1) 施設名称 イオン(株)ジャスコ岡崎南店・イオン(株)イオン岡崎SC 平面駐車場

(2) 位置 岡崎市戸崎町字外山38番地5 ほか

3 災害時等協力避難場所は、乙及び丙の自衛消防活動及び事業運営を阻害しない範囲において使用するものとし、使用期間は概ね一週間を目処に甲、乙及び丙の協議によって決定する。

（近隣待避場所としての使用）

第4条 乙及び丙は、甲からの要請の有無に関わらず、災害時等において、近隣住民

等が近隣待避場所を必要とする場合は、前条第2項に掲げる施設の提供に努める。

2 乙及び丙は、近隣待避場所としての施設の提供について、地域自主防災組織及び近隣住民等への周知に努める。

(災害救助物資の品目)

第5条 災害救助物資の品目は、おおむね別表に掲げるとおりとする。なお、品目については、甲、丙及び丁が協議のうえ、必要に応じて適宜見直すものとする。

(支援の要請手続き)

第6条 第3条の規定による甲の要請は、文書をもって行なうものとする。但し、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

(連絡責任者の選任)

第7条 乙、丙及び丁は、あらかじめこの協定に関する連絡責任者をそれぞれ2名以上選任し、その氏名、連絡方法等を甲に報告するものとする。連絡責任者を変更した場合も同様とする。

2 甲、乙、丙及び丁は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について別に協議のうえ定める。

(経費の負担)

第8条 災害救助物資の調達及び運搬にかかる経費は、甲が負担する。

2 前項の価格は、甲、丙及び丁が協議のうえ、地震災害警戒宣言発令又は災害発生直前時における適正な価格をもって決定するものとする。

(訓練等)

第9条 乙、丙及び丁は、この協定の効果的な運用を図る為、相互に合同した訓練等の実施に努め、甲はこれに協力する。

(情報の交換)

第10条 甲、乙、丙及び丁は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行なうものとする。

(協定書の有効期間)

第11条 この協定書の有効期間は、平成19年3月23日から平成20年3月22日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の30日前までに甲、乙、丙又は丁から特段の意思表示がない場合は、さらに1年間継続するものとし、以後においても同様とする。

(疑義等の決定)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙、丙及び丁が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため本協定書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁それぞれ1通を保有する。

平成19年3月23日

- 甲 岡崎市十王町2丁目9番地
岡崎市
代表者 岡崎市長
- 乙 岡崎市戸崎町字外山 38-5
イオンモール株式会社
イオン岡崎ショッピングセンター
ゼネラルマネージャー
- 丙 名古屋市中区錦2丁目4番16号
イオン株式会社 中部カンパニー
三河事業部
事業部長
- 丁 東京都豊島区南池袋1丁目28番1号
株式会社西武百貨店
代表取締役

別表
災害救助物資の品目

(丙)

区 分	主 な 品 目
食 料	米、パン、牛乳、缶詰、インスタント麺、レトルト食品、魚肉缶詰、 容器入飲料水 など
日 用 品	ポリタンク、乾電池、ライター、トイレットペーパー、 ティッシュペーパー、ごみ袋、洗剤、ガムテープ、軍手 など
そ の 他	ビニールシート など

(丁)

区 分	主 な 品 目
食 料	米、パン、牛乳、缶詰、インスタント麺、レトルト食品、魚肉缶 詰、容器入飲料水 など
日 用 品	ポリタンク、乾電池、ライター、トイレットペーパー、 ティッシュペーパー、ごみ袋、洗剤、ガムテープ、軍手 など
そ の 他	ビニールシート など

(11-2) 災害時等協力避難場所の使用及び災害救助物資の緊急調達等に関する協定
岡崎市（以下「甲」という。）と 株式会社ヤマナカ アルテ岡崎北店（以下
「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、岡崎市域において大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第9条に規定する地震災害に関する警戒宣言が発令された場合、又は災害対策基本法（昭和36年法律第23号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合（以下「災害時等」という。）に、災害時等協力避難場所等としての施設の使用及び被災者に対する災害救助物資の緊急調達に関し必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この協定において「一時避難場所」、「災害時等協力避難場所」、「近隣待避場所」の意義は次の各号に定めるところによる。

- (1) 一時避難場所 甲が市内小中学校の運動場等に指定する、岡崎市地域防災計画・地震災害対策計画で定める地震災害による避難者のための一時的な避難場所
- (2) 災害時等協力避難場所 一時避難場所のみでは避難者の十分な保護ができないと判断した場合に、甲が本協定に基づいて設置する緊急の避難場所
- (3) 近隣待避場所 地域の自主防災組織等があらかじめ定めた、地震災害による避難者のための一時的な待避場所

（協力の内容）

第3条 災害時等において、甲は、次に掲げる事項について、乙に要請することができるものとする。

(1) 施設の使用

- ア 災害時等協力避難場所の使用
- イ 店舗内の水道設備、便所等の使用

(2) 甲が行う災害救助物資の緊急調達

2 乙は、甲から災害時等協力避難場所使用の要請を受けたときは次の施設を使用させるとともに、当該施設の開錠等災害時等協力避難場所の設置及び運営に協力するものとする。

(1) 施設名称 (株)ヤマナカ アルテ岡崎北店 駐車場C

(2) 位置 岡崎市井ノ口新町字8番地

3 災害時等協力避難場所は、乙の自衛消防活動及び事業運営を阻害しない範囲において使用するものとし、使用期間は甲及び乙の協議によって決定する。

（近隣待避場所としての使用）

第4条 乙は、甲からの要請の有無に関わらず、災害時等において、近隣住民等が近隣待避場所を必要とする場合は、前条第2項に掲げる施設の提供に努める。

2 乙は、近隣待避場所としての施設の提供について、地域自主防災組織及び近隣住民等への周知に努める。

（災害救助物資の品目）

第5条 災害救助物資の品目は、おおむね別表に掲げるとおりとする。なお、品目については、甲及び乙が協議のうえ、必要に応じて適宜見直すものとする。

(支援の要請手続き)

第6条 第3条の規定による甲の要請は、文書をもって行なうものとする。但し、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

(連絡責任者の選任)

第7条 乙は、あらかじめこの協定に関する連絡責任者を2名以上選任し、その氏名、連絡方法等を甲に報告するものとする。連絡責任者を変更した場合も同様とする。

2 甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について別に協議のうえ定める。

(経費の負担)

第8条 災害救助物資の調達及び運搬にかかる経費は、甲が負担する。

2 前項の経費は、甲及び乙が協議のうえ、警戒宣言発令又は災害発生の直前時における適正な価格をもって決定するものとする。

(協定書の有効期間)

第9条 この協定書の有効期間は、平成19年3月23日から平成20年3月22日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の30日前までに甲又は乙から相手方に対し特段の意思表示がない場合はさらに1年間継続するものとし、以後においても同様とする。(疑義等の決定)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保有する。

平成19年3月23日

甲 岡崎市十王町2丁目9番地
岡崎市
代表者 岡崎市長

乙 名古屋市東区葵3丁目15番31号
株式会社ヤマナカ
代表取締役社長

別表
災害救助物資の品目（一例）

区 分	主 な 品 目
食 料	米、パン、牛乳、缶詰、インスタント麺、レトルト食品、魚肉缶詰、容器入飲料水 など
日 用 品	カセットガスボンベ、乾電池、ライター、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ゴミ袋、洗剤、使い捨てカイロ など
衣 料 品	毛布、布団、防寒着、下着、靴下、タオル、フェイスタオル など

(12) 災害時応急活動用資機材提供等に関する協定

岡崎市（以下「甲」という。）と岡崎石油業協同組合（以下「乙」という。）、及び愛知県石油商業組合西三河第六地区（以下「丙」という。）は、岡崎市域において大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第9条に規定する地震災害警戒宣言が発令された場合又は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項第1号に規定する災害が発生した場合には、甲が効果的な災害応急活動を実施するうえで必要とする乙の組合員が所有する応急活動用資機材の提供及び自動車用燃料の優先供給（以下「応急活動用資機材の提供等」という。）について、その円滑な運用を期するため次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 甲の要請する応急活動用資機材の提供等に関し、乙及び丙はこれに協力するものとする。

2 本協定に基づき乙及び丙から提供される応急活動用資機材の使用は、市及び市がその使用が必要と認めた自主防災組織等とする。

（要請）

第2条 甲が乙又は丙に対して応急活動用資機材の提供等を要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

(1) 災害の状況及び要請する理由

(2) 必要な応急活動用資機材及び自動車用燃料の種類、数量等

(3) 要請した応急活動用資機材を受領及び使用する者

(4) その他必要な事項

2 前項の要請は、事後、甲と乙又は丙が協議のうえ必要に応じて文書等によって確認するものとする。

（応急活動用資機材の提供等）

第3条 乙及び丙は、前条の規定により要請がなされた場合、その内容に従って、可能な範囲で応急活動用資機材の提供等を甲に対して行うものとする。

2 乙及び丙は、応急活動用資機材の提供等を行った場合は、甲に対して資機材名、燃料の種類、数量等を書面により、事後速やかに通知するものとする。

（補償）

第4条 提供された燃料にかかる費用及び応急活動用資機材が破損、紛失等した場合の経費は、乙又は丙の請求に基づき甲が負担するものとする。

2 前項の経費は、災害発生時直前における通常の価格を基礎として算出するものとする。

（警戒宣言発令時における措置）

第5条 警戒宣言が発令され、甲の要請があったときは、乙及び丙は、応急活動用資機材の提供等に備え、資機材の保管状況の確認及び提供等に必要な事前準備等に当たるものとする。

（事業所台帳）

第6条 乙及び丙は、この協定に基づき応急活動用資機材の提供等を行う給油取扱所の名称、代表者名、所在地、電話番号、所有する応急活動用資機材及び自動車用燃料の最大貯蔵数量を記載した事業所台帳を作成し、保管するとともに、甲に対してその写しを提供するものとする。

また、事業所台帳に変更があった場合は、甲に対しその内容を通知するものとする。

(協定店の表示)

第7条 乙及び丙は、この協定に基づき応急活動用資機材の提供等を行う給油取扱所等について、様式1に示すステッカーを配布し、市民が見やすい場所に掲示するものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関して必要な事項及び定めのない事項については、甲乙丙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書三通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自一通を保有する。

平成14年11月20日

甲 岡崎市十王町二丁目九番地

様式1

岡崎市

代表者 岡崎市長

乙 岡崎市康生通西三丁目16番地

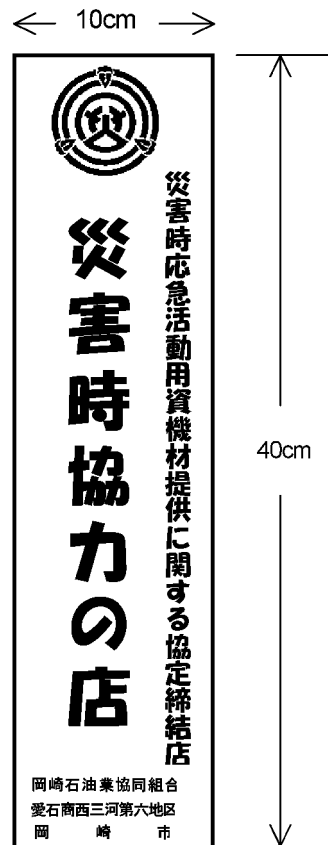
岡崎石油業協同組合

理事長

丙 岡崎市康生通西三丁目16番地

愛知県石油商業組合西三河第六地区

地区長



(13) 災害時応急活動用資機材提供に関する協定

岡崎市（以下「甲」という。）と愛知県自動車整備振興会岡崎支部（以下「乙」という。）は、岡崎市域において大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第9条に規定する地震災害警戒宣言が発令された場合又は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項第1号に規定する災害が発生した場合には、甲が効果的な災害応急活動を実施するうえで必要とする乙の会員が所有する応急活動用資機材の提供（以下「応急活動用資機材の提供」という。）について、その円滑な運用を期するため次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 甲の要請する応急活動用資機材の提供に関し、乙はこれに協力するものとする。

2 本協定に基づき乙から提供される応急活動用資機材の使用は、市及び市がその使用が必要と認めたと自主防災組織等とする。

（要請）

第2条 甲が乙に対して応急活動用資機材の提供を要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

(1) 災害の状況及び要請する理由

(2) 必要な応急活動用資機材の種類、数量等

(3) 要請した応急活動用資機材を受領及び使用する者

(4) その他必要な事項

2 前項の要請は、事後、甲と乙が協議のうえ必要に応じて文書等によって確認するものとする。

（応急活動用資機材の種類及び提供等）

第3条 乙から提供される応急活動用資機材の種類は、別表のとおりとする。

2 乙は、前条の規定により要請がなされた場合、その内容に従って、可能な範囲で応急活動用資機材の提供を甲に対して行うものとする。

3 乙は、応急活動用資機材の提供を行った場合は、甲に対して資機材の種類、数量等を書面により、事後速やかに通知するものとする。

（補償）

第4条 提供された応急活動用資機材が破損、紛失等した場合の経費は、乙の請求に基づき甲が負担するものとする。

2 前項の経費は、災害発生時直前における通常の価格を基礎として算出するものとする。

（警戒宣言発令時における措置）

第5条 警戒宣言が発令され、甲の要請があったときは、乙は、応急活動用資機材の提供に備え、資機材の保管状況の確認及び提供に必要な事前準備等にあたるものとする。

（事業所台帳）

第6条 乙は、この協定に基づき応急活動用資機材の提供を行う事業所の名称、代表者名、所在地、電話番号、所有する応急活動用資機材を記載した事業所台帳を作成し、保管するとともに、甲に対してその写しを提供するものとする。

また、事業所台帳に変更があった場合は、甲に対しその内容を通知するものとする。

(協定店の表示)

第7条 乙は、この協定に基づき応急活動用資機材の提供を行う事業所について、様式1に示すステッカーを配布し、市民が見やすい場所に掲示するものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関して必要な事項及び定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自一通を保有する。

平成17年5月9日

甲 岡崎市十王町2丁目9番地

岡崎市

代表者 岡崎市長

乙 岡崎市滝町追ノ狭間2-3

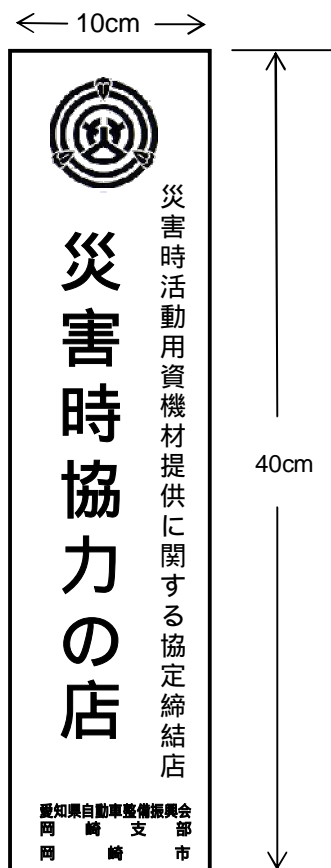
愛知県自動車整備振興会 岡崎支部

支部長

別表 応急活動用資機材の種類（第3条関係）

<p>応急活動用資機材の種類</p>	<p>ガレージジャッキ、ダルマジャッキ、ポートパワー 金ノコ、大ハンマー、その他工具</p>
--------------------	--

様式1 ステッカー（第7条関係）



(14) 災害時の医療救護に関する協定書

岡崎市（以下「甲」という。）と社団法人岡崎市医師会（以下「乙」という。）との間において、災害時の医療救護に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、岡崎市地域防災計画（昭和38年作成。以下「防災計画」という。）、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定又は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、甲が乙の協力を得て行う災害救助のうち、医療救護の実施について、必要な事項を定めるものとする。

2 甲は、警察、自衛隊等の関係団体に対し、前項に定める医療救護活動が円滑に行われるよう必要な調整を行う。

3 この協定において「災害」とは、災害救助法の適用となるもの、その他防災計画に基づき甲が乙に出動を要請する必要を生じさせる規模の災害及び局地的に傷病者が多数発生する重大な事故（大規模な車両事故、航空機事故、テロ事件等）をいう。

（医療救護計画の策定）

第2条 乙は、災害時における医療救護を実施するため、災害時医療救護計画を策定し、甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の災害時医療救護計画の内容を変更したときは、速やかに変更後の災害時医療救護計画を甲に提出するものとする。

（医療救護班の派遣）

第3条 甲は、医療救護を実施する必要があると認める場合は、乙に対し医療救護班の派遣を要請するものとし、乙は、甲からの要請を受けたときは、速やかに災害時医療救護計画に基づき医療救護班を編成し、甲の指定する災害現場に設置する救護所、避難所、その他医療救護を必要とする場所（以下「医療救護所等」という。）に派遣するものとする。

2 乙は、災害が発生し、甲と連絡が取れない場合において医療救護班を医療救護を必要とする場所に派遣したときは、速やかに甲にその旨を報告し、その承認を得るものとする。

（医療救護班に対する指揮命令）

第4条 乙が派遣する医療救護班に係る指揮命令及び医療救護に関する連絡調整は、甲の指定する者が行う。

（医療救護）

第5条 医療救護班は、原則として医療救護所において、医療救護を実施するものとする。ただし、急迫した事情のある場合で、医療施設に収容して救助を行う必要があるときは、乙は、その会員の医療施設の利用について協力を得られるよう取り計らうものとする。

（医療救護班の業務）

第6条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

(1) 診察（トリアージを含む）

- (2) 傷病者に対する処置
 - (3) 傷病者の医療機関への搬送要否の判断及び搬送順位の決定
 - (4) 死亡の確認及び死体の検案
 - (5) その他医療救護を実施する上で必要な措置
- (医薬品等の供給)

第7条 乙の派遣する医療救護班が使用する医薬品及び診療資器材等は、原則として甲が調達する。ただし、緊急の場合は、当該医療救護班の携行するものを含め、乙が供給するものとする。

- 2 甲は、医薬品等の供給、医療救護班の輸送、通信の確保等医療救護活動が円滑に実施できるよう必要な措置を講ずるものとする。

(医療費)

第8条 医療救護所等における医療救護は、原則として無償で行うものとする。

- 2 収容された医療機関における医療費は、原則として傷病者の負担とする。ただし、命に関わるような急迫した事情があり、やむを得ない場合において、医療救護所等から医療機関に転送された傷病者に対して行う治療指示書による応急的な処置に係る医療費は無償とする。

(報告)

第9条 乙の派遣する医療救護班の班長は、必要な記録を行うとともに、甲及び乙に報告するものとする。

- 2 乙は、乙の派遣する医療救護班の班員に業務災害及び物的損害が発生したときは、甲に報告するものとする。

(費用弁償)

第10条 甲の要請に基づき、乙の派遣した医療救護班が医療救護を実施した場合に要する次に掲げる費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 乙における医療救護班の派遣に要する経費
- (2) 乙が供給した医薬品等(乙の派遣する医療救護班の携行品を含む)の使用に係る経費
- (3) 前2号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち、甲が必要と認めたもの

- 2 前項に定める費用弁償の内容については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(損害補償)

第11条 甲は、第3条第1項又は第2項の規定に基づき乙が派遣した医療救護班の班員が医療救護の実施を行ったことにより、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は医療救護の実施を行ったことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは身体障害を有することとなった場合は、災害救助法適用時は同法の規定に基づき、それ以外のときは岡崎市消防団員等公務災害補償条例(昭和32年条例第17号)の規定に基づき補償する。

(実施細目)

第12条 この協定による医療救護の実施に関し必要な細目は、別添「災害時の医療救

護に関する実施細目」のとおりとする。

(疑義の解決)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議して定める。

上記の協定の成立の証とするため、この協定書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成17年3月25日

甲 岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市
代表者 岡崎市長

乙 岡崎市竜美北二丁目4番地
社団法人 岡崎市医師会
会長

(15) 災害時の医療救護に関する協定書

岡崎市（以下「甲」という。）と社団法人岡崎歯科医師会（以下「乙」という。）との間において、災害時の医療救護に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、岡崎市地域防災計画（昭和38年作成。以下「防災計画」という。）、「災害救助法」（昭和22年法律第118号）の規定又は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、甲が乙の協力を得て行う災害救助のうち、医療救護の実施について、必要な事項を定めるものとする。

2 甲は、警察、自衛隊等の関係団体に対し、前項に定める医療救護活動が円滑に行われるよう必要な調整を行う。

3 この協定において「災害」とは、災害救助法の適用となるもの、その他防災計画に基づき甲が乙に出動を要請する必要を生じさせる規模の災害及び局地的に傷病者が多数発生する重大な事故（大規模な車両事故、航空機事故、テロ事件等）をいう。

（医療救護計画の策定）

第2条 乙は、災害時における医療救護を実施するため、災害時医療救護計画を策定し、甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の災害時医療救護計画の内容を変更したときは、速やかに変更後の災害時医療救護計画を甲に提出するものとする。

（医療救護班の派遣）

第3条 甲は、医療救護を実施する必要があると認める場合は、乙に対し歯科医師、歯科衛生士、その他必要とするスタッフ（以下「医療救護班」という。）の派遣を要請するものとし、乙は、甲からの要請を受けたときは、速やかに災害時医療救護計画に基づき医療救護班を編成し、甲の指定する災害現場に設置する救護所、避難所その他医療救護を必要とする場所（以下「医療救護所等」という。）に派遣するものとする。

2 乙は、災害が発生し、甲と連絡が取れない場合において医療救護班を医療救護を必要とする場所に派遣したときは、速やかに甲にその旨を報告し、その承認を得るものとする。

（医療救護班に対する指揮命令）

第4条 乙が派遣する医療救護班に係る指揮命令及び医療救護に関する連絡調整は、甲の指定する者が行う。

（医療救護）

第5条 医療救護班は、原則として医療救護所において、医療救護を実施するものとする。

（医療救護班の業務）

第6条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 診察、歯科領域傷病者の治療優先度の選別
- (2) 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置

- (3) 傷病者の医療機関への搬送要否の判断及び搬送順位の決定
- (4) 死亡の身元確認に関する事
- (5) その他医療救護を実施する上で必要な措置

(医薬品等の供給)

第7条 乙の派遣する医療救護班が使用する医薬品及び診療資器材等は、原則として甲が調達する。ただし、緊急の場合は、当該医療救護班の携行するものを含め、乙が供給するものとする。

2 甲は、医薬品等の供給、医療救護班の輸送、通信の確保等医療救護活動が円滑に実施できるよう必要な措置を講ずるものとする。

(医療費)

第8条 医療救護所等における医療救護は、原則として無償で行うものとする。

2 収容された医療機関における医療費は、原則として傷病者の負担とする。ただし、命に関わるような急迫した事情があり、やむを得ない場合において、医療救護所等から医療機関に転送された傷病者に対して行う治療指示書による応急的な処置に係る医療費は、無償とする。

(報告)

第9条 乙の派遣する医療救護班の班長は、必要な記録を行うとともに、甲及び乙に報告するものとする。

2 乙は乙の派遣する医療救護班の班員に業務災害及び物的損害が発生したときは、甲に報告するものとする。

(費用弁償)

第10条 甲の要請に基づき、乙の派遣した医療救護班が医療救護を実施した場合に要する次に掲げる費用は、甲が負担するものとする。

(1) 乙における医療救護班の派遣に要する経費

(2) 乙が供給した医薬品等(乙の派遣する医療救護班の携行品を含む)の使用に係る経費

(3) 前2号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち、甲が必要と認めたもの

2 前項に定める費用弁償の内容については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(損害補償)

第11条 甲は、第3条第1項又は第2項の規定に基づき乙が派遣した医療救護班の班員が、医療救護の実施を行ったことにより、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は医療救護の実施を行ったことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは身体障害を有することとなった場合は、災害救助法適用時は同法の規定に基づき、それ以外のときは岡崎市消防団員等公務災害補償条例(昭和32年条例第1号)の規定に基づき補償する。

(実施細目)

第12条 この協定による医療救護の実施に関し必要な細目は、別添「災害時の医療救護に関する実施細目」のとおりとする。

(疑義の解決)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議して定める。

上記の協定の成立の証とするため、この協定書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自その 1 通を所持する。

平成17年3月25日

甲 岡崎市十王町二丁目9番地

岡崎市

代表者 岡崎市長

乙 岡崎市六供町字三本松18番地

社団法人 岡崎歯科医師会

会長

(16) 災害時の医療救護に関する協定書

岡崎市（以下「甲」という。）と社団法人岡崎薬剤師会（以下「乙」という。）との間において、災害時の医療救護に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、岡崎市地域防災計画（昭和38年作成。以下「防災計画」という。）、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定又は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、甲が乙の協力を得て行う災害救助のうち、医療救護の実施について、必要な事項を定めるものとする。

2 甲は、警察、自衛隊等の関係団体に対し、前項に定める医療救護活動が円滑に行われるよう必要な調整を行う。

3 本協定に規定する災害には、集団的に傷病者が発生する重大な事故（大規模な車両事故、航空機事故、テロ事件等）を含む。

（薬剤師班の派遣）

第2条 甲は、救助法、災対法及び防災計画に基づき調剤、服薬指導、医薬品管理等の医療救護活動（以下単に「医療救護活動」という。）を実施する必要が生じた場合は、乙に対し薬剤師の派遣を要請することができる。

2 乙は、前項の規定により、甲から要請を受けた場合には、速やかに薬剤師で構成する班（以下「薬剤師班」という。）を編成し、甲が設置する医療救護所、避難所、及び医薬品（市販薬及び衛生材料を含む。以下同じ。）の集積場所並びに甲が指定する場所（以下「指定場所」という。）に派遣する。

（薬剤師班の活動場所）

第3条 薬剤師班は、指定場所において、医療救護活動を行う。

（薬剤師班の業務）

第4条 薬剤師班の業務は、次のとおりとする。

(1) 甲が設置する救護所における調剤・服薬指導及び医薬品管理

(2) 甲が設置する医薬品の集積場所又は甲が指定する場所における医薬品の管理及び仕分け並びに医療救護所等への医薬品の供給

(3) 甲が必要と認めた医薬品の服薬指導及び医薬品等に関する相談業務への協力

(4) 医薬品等の供給への協力

（指揮命令及び連絡調整）

第5条 乙が派遣する薬剤師の医療救護活動に係る指揮命令及び連絡調整は、甲の指定する者が行う。

（医薬品等の供給）

第6条 医療救護活動に必要な医薬品等は、原則として甲が調達する。ただし、緊急の場合は、乙が供給する医薬品等（乙が派遣する薬剤師班の携帯品を含む。）を使用することができる。

2 甲は、薬剤師班の輸送、通信の確保等医療救護活動が円滑に実施できるよう必要な措置を講ずるものとする。

(調剤費)

第7条 医療救護所における調剤費は無料とする。

(活動記録及び報告)

第8条 乙の派遣する薬剤師班の代表者(班長)は、必要な記録を行うとともに、甲及び乙に報告するものとする。

(業務災害報告)

第9条 乙又は医療救護班の班長は、薬剤師班の班員に業務災害及び物的損害が発生したときは、甲に報告するものとする。

(実費弁償等)

第10条 甲の要請に基づき、乙の派遣した薬剤師班の医療救護活動に要した次に掲げる費用は甲が負担するものとする。

(1) 薬剤師班の派遣に要した費用

(2) 緊急の場合において、乙が供給した医薬品等(薬剤師班の携行品を含む。)を使用した場合の実費弁償

(3) 前2号に該当しない費用であって、この協定の実施のために要したもの

2 前項に定める費用弁償の内容については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(扶助費)

第11条 甲は、救助に関する業務に従事し、又は協力した乙の薬剤師班の班員が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は身体障害を有することとなった場合は、救助法の適用される場合にあっては救助法に基づき、それ以外の場合にあっては岡崎市消防団員等公務災害補償条例(昭和32年条例第17条)に基づく損害補償の例により、これを補償する。

(細目)

第12条 薬剤師班が行う医療救助の実施に関し必要な細目は、別に定める「災害時の医療救助実施細目」のとおりとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合には、法令の定めるところによるほか、その都度甲乙協議して定める。

上記の協定の成立の証とするため、この協定書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成17年3月25日

甲 岡崎市十王町二丁目9番地

岡崎市

代表者 岡崎市長

乙 岡崎市欠町字広見西通10番地1

社団法人 岡崎薬剤師会

会長

(17) 災害時の動物収容活動及び救護活動に関する協定

岡崎市（以下「甲」という。）と岡崎市獣医師会（以下「乙」という。）は、岡崎市域において災害対策基本法第2条第1項第1号に規定する災害が発生した場合には、放浪犬等動物による市民の危害を防止するため、甲が効果的な動物の収容活動や救助活動等を実施する上で必要とする応急業務の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲が行う災害応急業務その他についての応援に関し、必要な事項を定める。

（応援活動の内容）

第2条 応援活動の内容は、次の事項とする。

- (1) 被災した動物の収容および管理に関すること。
- (2) 負傷した動物への応急手当に関すること。
- (3) 被災した動物に関する情報提供に関すること。
- (4) 用地、施設、設備の提供その他必要な災害応急業務に関すること。

（応援要請等の手続）

第3条 応援を要請するときは、原則として文書により、理由、業務内容、日時、実施場所その他必要事項を明らかにして要請しなければならない。ただし、そのいとまの無いときは、口頭による要請又は各々の判断により災害応急業務を開始して、事後に通知する。

（応援の履行）

第4条 乙は、要請を受けた事項に関して、特別な理由がない限り、誠意を持って必要な業務を行う。

（連絡責任者）

第5条 この応援に関わる連絡調整についての責任者は、甲においては岡崎市動物総合センター所長、乙においては岡崎市獣医師会長とし、両者は責任をもって連絡調整するものとする。

（負担）

第6条 甲は、乙がこの業務のために必要とする次のものを可能な限り提供する。

- (1) 被災した動物の収容のために必要な用地、施設及び設備等
 - (2) 動物の応急手当、収容に用いた機材、薬品、飼料及び事務等の経費
 - (3) その他必要な物品等
- 2 乙はボランティアの活用、寄附金の利用、企業・団体・個人による寄付物品を用いる等の方法で、甲の負担を最小限にするよう努める。
 - 3 乙の甲に対する経費の請求については、災害応急業務終了後、速やかに乙が一括して請求書と災害応急業務報告書を添えて行う。ただし、災害応急業務が長期にわたる場合は、双方協議の上、途中で分割して請求することができる。
 - 4 甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認のうえ、乙に代金を支払うものとする。

(必要物資の確保)

第7条 甲及び乙は、被災した動物の収容のために必要な用地、施設、設備及び動物の応急手当、収容に用いる機材、薬品、飼料、その他必要な物品等必要物資を備蓄することに努める。

(活動の停止)

第8条 乙は、応援活動が極めて困難または不可能と認める場合または災害が終息したと認められる場合に、甲と協議して応援活動を停止することができる。

(救助業務)

第9条 乙は、災害が発生し、負傷した動物への応急手当または被災した動物の収容及び管理が必要と認めた場合は、直ちに自らの会員の保有する施設等において、これらの業務を開始する。この場合において、動物の収容が長期化すると認められる場合は、甲の提供する用地、施設および設備を使用してこれを行う。

(非常措置)

第10条 乙は被災動物が救護できない状態になったと認められる場合に、甲と協議して非常措置をとることができる。

2 前項の場合、可能な限り被災動物の所有者の了解を得るか、または後日所有者に連絡するために必要な措置を講じておくよう努めなければならない。

(訓練への参加)

第11条 乙は、甲の実施する訓練に参加するよう努めるものとする。

(連絡方法)

第12条 災害が発生した場合の、乙における会員への連絡継送は、乙が行う。この場合において、一般の通信手段が途絶して連絡継送が困難なときは、乙および乙の会員が最寄の避難拠点、市の施設等に駆けつけ、災害時の緊急連絡に支障がない範囲で、地域防災無線、ファクシミリ等を利用して、会員相互の連絡継送を行うことができる。

(平常時の飼い主への指導・啓発等)

第13条 甲及び乙は、飼い主に対し、平常時より次の事項について災害時に必要な知識として啓発に努めるものとする。

- (1) 災害が発生して避難する場合には動物を伴う等自己の責任による措置を講ずるようすること。
- (2) 逃走した場合における飼い主への返還を容易にするため、鑑札の装着や氏名及び連絡先を記載した首輪の装着等当該動物の飼い主であることを明らかにするための措置を講ずること。
- (3) 避難所等で収容する場合に必要なしつけを講ずること。
- (4) その他災害時に備えておくべきこと。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項ならびこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保有する。

平成16年2月16日

甲 岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市
代表者 岡崎市長

乙 岡崎市竜美南一丁目10番地15
岡崎市獣医師会
代表者 会長

(18) 岡崎郵便局との「災害支援協力に関する覚書」

岡崎市（以下「甲」という。）と岡崎郵便局（以下「乙」という。）は、岡崎市内に発生した地震その他による災害時において、災害対策基本法（昭和36年法律223号）、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他関係法令に定めるもののほか、必要とする対応を甲と岡崎市内の郵便局が相互に協力し、円滑に遂行するため、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、岡崎市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 災害救助法適用時における郵便・為替貯金・簡易保険の郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
- (2) 甲が所有し、又は管理する施設及び用地の郵便物集積場所等としての提供
- (3) 乙及び岡崎市内の郵便局が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供
- (4) 甲又は乙が収集した被災住民の避難先、被災状況等の情報の相互提供
- (5) 乙による必要に応じた避難所への臨時郵便差出箱の設置
- (6) 前各号に定めるもののほか、支援、協力できる事項

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性を考慮し、協力するよう努めなければならない。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請した者が、適正な方法により算出した金額を負担する。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、甲乙協議の上、負担すべき額を決定する。

（災害対策本部への派遣要請）

第5条 甲は、災害時において必要がある場合は、乙の職員を情報連絡員として岡崎市災害対策本部へ派遣することを乙に要請することができるものとする。

（災害情報等連絡体制の整備）

第6条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練への参加協力）

第7条 乙及び岡崎市内の郵便局は、甲の行なう防災訓練に参加協力するものとする。

（情報の交換）

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情

報の交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第9条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては岡崎市総務部防災課長、乙においては岡崎郵便局総務課長とし、乙は岡崎市内の郵便局に責任を持って連絡調整するものとする。

(協議)

第10条 この覚書に定めのない事項に及びこの覚書に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この覚書の締結を証するため、この書面2通を作成し、それぞれ1通を保管するものとする。

平成10年8月3日

甲 岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市
代表者 岡崎市長

乙 岡崎市戸崎町字原山4番地5
岡崎郵便局
局長

(19) 水害時における緊急時協力避難施設の使用に関する覚書

(趣旨)

第1条 この覚書は、岡崎市内で災害（洪水等による水災に限る。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、岡崎市（以下「甲」という。）が、三菱自動車工業株式会社他11団体（以下「乙」という。）所有の施設の一部を緊急時協力避難施設として使用することについて必要な事項を定めるものとする。

(対象となる災害)

第2条 この覚書の対象となる災害は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条の規定により甲が避難のための立退きを勧告し、又は指示した場合とする。

(協力の要請)

第3条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲の指定避難所では避難者の生命及び身体を保護できないと認めるときは、乙に対し、次条に規定する施設を緊急時協力避難施設として使用することを要請することができる。

(緊急時協力避難施設)

第4条 乙は、前条の規定による甲の要請を受けたときは、乙の所有に係る次に掲げる施設を緊急時協力避難施設として甲に使用させるものとする。

(1) 名称 三菱自動車工業株式会社 名古屋製作所内 体育館

(2) 位置 岡崎市橋目町字中新切1番地

他11箇所

(使用期間)

第5条 緊急時協力避難施設としての使用期間は、甲が第3条の規定による要請をした時から避難の必要がなくなった旨の通知をした時までとする。

(避難者への対応)

第6条 乙は、緊急時協力避難施設を使用する避難者に対し、施設内の暖冷房設備、照明設備、通風設備、水道施設（便所を含む。）等を適宜使用させるものとする。

(派遣の要請)

第7条 乙は、緊急時協力避難施設を使用する場合において必要があると認めるときは、甲の職員を当該施設へ派遣するよう甲に要請することができる。

(復旧)

第8条 甲は、緊急時協力避難施設の使用を終えたときは、遅滞なく当該施設を原状に復旧し、又は乙の同意する状態に復旧するものとする。

(経費の負担)

第9条 乙が緊急時協力避難施設を避難者に使用させたことにより要した費用は、甲が負担する。

2 乙は、前条に規定する復旧が完了した後、緊急時協力避難施設の使用に要した実費を甲に請求するものとする。

(緊急時協力避難施設の変更及び廃止)

第10条 乙は、緊急時協力避難施設の名称若しくは位置を変更し、又は緊急時協力避難施設としての機能を廃止したときは、速やかにその旨を甲に通知しなければならない

ない。

2 甲は、前項の規定により緊急時協力避難施設の変更又は廃止の通知を受けたときは、当該施設の使用が想定される地域の住民にその旨を周知しなければならない。

(協議)

第11条 この覚書に定めのない事項については、甲、乙協議の上、別に定める。

この覚書の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲、乙それぞれ1通保管する。

平成15年9月3日

甲 岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市

乙 岡崎市橋目町字中新切1番地
三菱自動車工業株式会社

岡崎市日名北町4番地1
ユニチカ株式会社 岡崎工場

岡崎市橋目町字御茶屋1番地
フタバ産業株式会社 岡崎工場

岡崎市舳越町字上川成28番地
愛知学泉大学

岡崎市中園町字川成98番地
岡崎城西高等学校

岡崎市矢作町字尊所45番地
J A あいち三河矢作支店

ウェルサンピア岡崎
(現 社会福祉法人さつき福祉会)

岡崎市昭和町字河原1番地
東レ・モノフィラメント株式会社

岡崎市在家町字向前田38番地
フタバ産業株式会社 六ッ美工場

岡崎市合歡木町字渡嶋22番地 1

株式会社マキタ 岡崎工場

岡崎市坂左右町字葦ノ部18番地 1

J A あいち三河 本店

岡崎市下青野町字本郷27番地

J A あいち三河 青野支店

(20) 災害発生時における災害復旧用オープンスペースに関する協定書

岡崎市（以下「甲」という。）と東邦ガス株式会社（以下「乙」という。）とは、東海地震等の大規模な災害が岡崎市内で発生した場合、甲の所有する用地を乙の災害復旧活動場所や資機材置場の用地（以下「災害復旧用オープンスペース」という。）として一時的に使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（災害復旧用オープンスペースとして使用する用地）

第1条 災害復旧用オープンスペースとして使用する用地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 岡崎市明神橋公園
- (2) 所在地 岡崎市上六名1丁目14番地
- (3) 場所及び数量 土地：運動場 8,000㎡、遊戯広場、
軟式野球1面（兼ソフトボール1面）等
計12,000㎡（別に舗装駐車場16台分あり）

（災害復旧用オープンスペースの使用申請）

第2条 乙は、災害復旧のため、災害復旧用オープンスペースが必要なときは、甲に対し期間、内容等を明らかにして、使用を要請する。

- 2 甲は、前項の規定による使用申請があったときは、これに協力する。但し、市の災害復旧活動又は他の公共的機関の災害復旧活動で当該用地が必要とされるなど、特別の事情がある場合は、甲と乙が使用範囲等について協議を行うものとする。

（要請等の手続き）

第3条 乙は、甲に前条の使用申請を行うときは、口頭、電話、ファックス又は岡崎市地域防災無線をもって連絡を取り、災害復旧用オープンスペースとして甲の所有する用地の使用を開始する。

- 2 乙は、使用に当たって、都市公園法第6条第1項及び第3項に基づく都市公園の占有の許可等の手続きを行う。

（現状復旧等）

第4条 甲の施設に損傷を与えたときは、乙の責任で原形復旧を行う。

（用地の使用方法）

第5条 乙は、原則として甲の所有する用地内の建物を使用せず、その他の場所に事務所、宿泊所、資材置場、仮設トイレ、応急仮設住宅等を設置するなどして使用する。ただし、建物を使用する場合は、甲乙協議して使用内容を定める。

- 2 電気、水道、電話を設置する場合は、乙の責任において設置する。
- 3 施設の鍵の管理は、乙が施設を使用する間は乙が行い、終了後は速やかに甲に返還するものとする。
- 4 施設使用後は、乙の責任で原形復旧を行う。

（使用料）

第6条 乙が第2条第1項に基づき第1条の用地を使用する場合は、乙の使用料は無料とする。

（協定の有効期間）

第7条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、以後、甲、乙いずれかから文書による申出がない限り、継続するものとする。

(協議)

第8条 甲と乙は、この協定を円滑に施行するため、災害時における連絡先及び連絡方法など必要な事項をあらかじめ協議し、別に定めておくものとする。

2 この協定について、疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成17年4月1日

甲 岡崎市十王町二丁目九番地

岡崎市

代表者 岡崎市長

乙 名古屋市熱田区桜田町19番地18号

東邦ガス株式会社

取締役社長

(21) 下水道事業災害時の愛知県内における応援連絡体制

1 はじめに

中部9県1市における下水道事業災害時の応援体制に関するルール（以下「ルール」という。）に基づき、愛知県内関係市町の応援連絡体制を定めるものとする。

復旧の応援要請に備えて、日々復旧資材及び機器の確保に努め、応援要請時には、職員派遣、資材提供等の応援活動に協力する。

また、愛知県内にて震度5弱以上の地震が発生した場合には、下水管渠、ポンプ場、終末処理場等の下水道施設の被害状況の把握に努め、以下に定める連絡網により迅速にその被害状況を伝達し、必要により応援要請を行う。

2 連絡網

「ルール」に基づき、応援本部長より各構成員への連絡、指示を受け、愛知県に応援要請があった場合には、愛知県及び県内関係市町は応援活動に協力する。

愛知県内において震度5弱以上の地震が発生した場合には、県内市町は下水道施設（管渠、処理場、ポンプ場等）の被害状況を調査し、別紙連絡網により直ちに所轄建設事務所に被害状況を伝達する。流域下水道施設の場合は、県及び（財）愛知水と緑の公社がその調査にあたる。

被害が甚大で応援要請が必要な場合に、どのようなものが緊急に必要なのか（人員、資材機材の種類と数量）を併せて伝達する。所轄建設事務所は周辺市町の被害状況を集約し、県庁下水道課に伝達する。県庁下水道課は県内の被害状況を把握し、応援要請があった場合には、必要な資材機器の提供、職員の派遣を関係建設事務所、関係市町に協力要請する。

また、中部ブロック及び他ブロックへの応援要請が必要な場合には「ルール」に基づき、応援要請をする。

3 復旧資材、機器の確保と整備

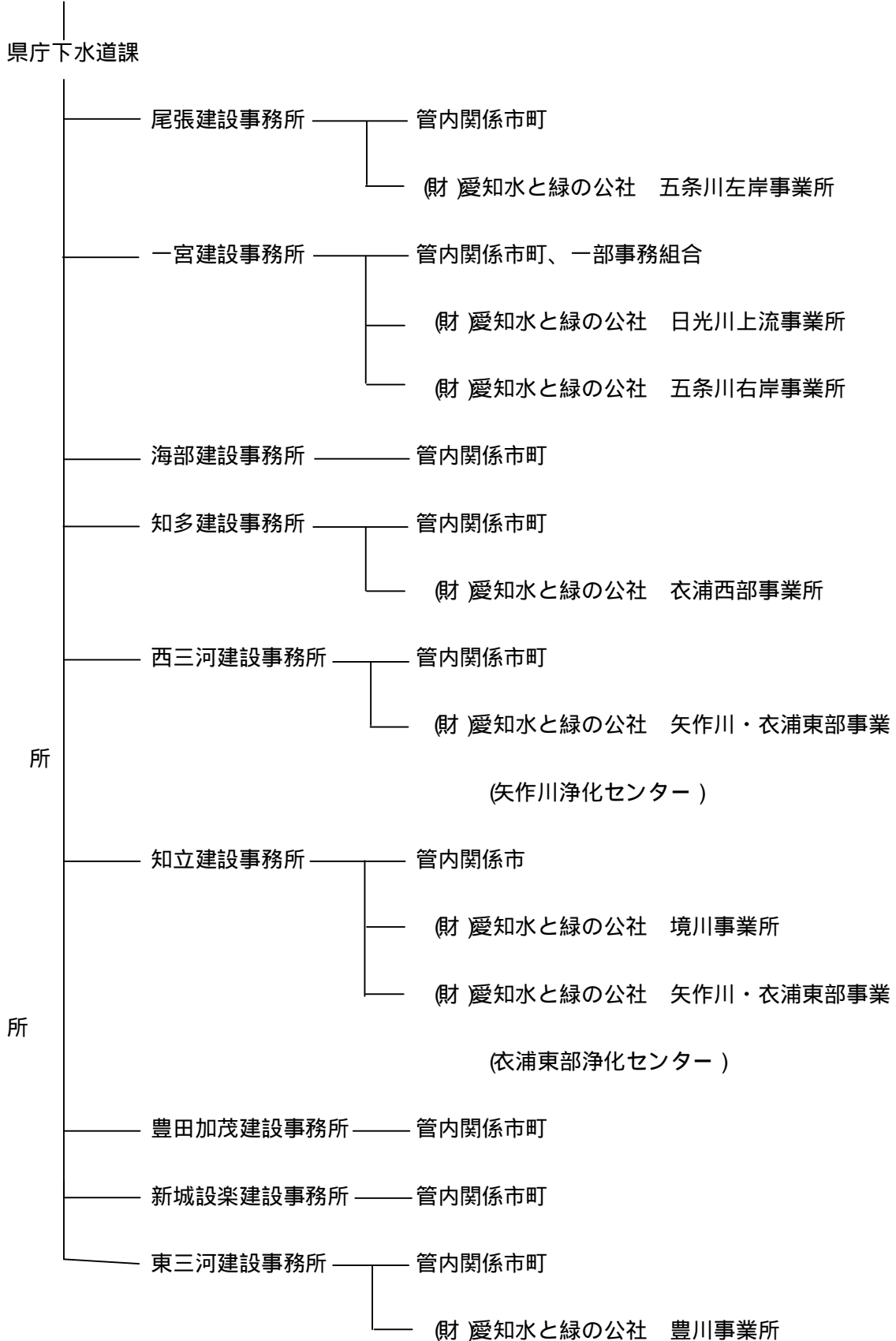
愛知県及び県内市町は災害時に備え、必要な復旧資材、機器の確保、整備に努め、資材、機器の提供要請があった場合には協力するものとする。

愛知県及び関係市町は、所有する復旧資材、機器の保管リストを常時備え、災害時に即応できるようにしておく。

また、毎年度当初には、各団体の資材、機器の最新リストを集計把握し、各団体に周知するものとする。

愛知県と県内関係市町村等の連絡網

下水道課長（応援要請時には中部ブロック連絡網へ接続）



(22) 災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、災害発生時における愛知県内の火葬場間の広域的な相互応援協力について必要な事項を定めることにより、遺体の円滑な火葬を実施し、もって、公衆衛生の確保に資することを目的とする。

(協定市町村等)

第2条 この協定は、愛知県内で火葬場を経営する市町村及び地方公共団体の組合（以下「協定市町村等」という。）の相互間において締結するものとする。

(応援協力の実施)

第3条 この協定における応援協力は、次のいずれかに該当する場合で、協定市町村等から応援協力の要請があったときに実施するものとする。

- (1) 協定市町村等の火葬場が被災して稼働できなくなった場合
- (2) 協定市町村等の火葬場の火葬能力を著しく超過する遺体の火葬を行う必要が生じた場合
- (3) その他協定市町村等の火葬場の稼働に支障が生じた場合

(応援協力の内容)

第4条 この協定における応援協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 要請を受けた遺体の火葬
- (2) 火葬場の業務に必要な物資等の提供及び斡旋
- (3) 火葬場の業務に係る人員の派遣
- (4) その他要請のあった事項のうち必要と認められる事項

(応援協力の手続等)

第5条 この協定における応援協力の要請は、応援協力を要請する協定市町村等（以下「要請市町村等」という。）の長が、他の協定市町村等の長に対し行うものとする。

2 前項に規定する応援協力の要請に係る手続きは、別に定めるものとする。

(応援協力体制)

第6条 前条の応援協力の要請に対し、広域的に応じるため、別表のとおり協定市町村等を4ブロックに分割し、各ブロックにそれぞれ幹事を置く。

2 幹事は、前条の応援協力の要請に対し、迅速かつ円滑に応じるため、ブロック内の協定市町村等及び他ブロックの幹事との連絡調整を行うこととする。

3 幹事から代表幹事を選出する。

4 代表幹事は、必要に応じ関係ブロックの幹事と連絡調整を行うものとする。

(協定市町村等の責務)

第7条 第5条第1項の規定により応援協力を行う協定市町村等（以下「応援協力

市町村等」という。)は、自らの業務に支障がない限り応援協力を行うものとする。

2 応援協力市町村等の長は、第5条の応援協力の要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町村等の長に通知するものとする。

3 協定市町村等は、第4条各号に規定する応援協力が円滑に実施できるよう、あらかじめ必要な物資等の確保及び応援協力体制の整備等に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 応援協力に要する経費は、原則として要請市町村等がこれを負担するものとする。

2 経費の負担について疑義を生じた場合は、要請市町村等及び応援協力市町村等の協議により、決定するものとする。

(連絡協議会の設置)

第9条 この協定の運用その他必要な事項を協議するため、協定市町村等による連絡協議会を設置するものとする。

(協定市町村等の変更に伴う取扱い)

第10条 市町村の合併等により協定市町村等に変更が生じた場合は、特段の申し出がない限り、当該変更後に承継した市町村又は地方公共団体の組合が、この協定を引き続き締結しているものとして取り扱うものとする。

2 この協定を締結後、新たに愛知県内で火葬場を経営する市町村又は地方公共団体の組合からこの協定の締結についての申し出があった場合は、連絡協議会に諮るものとする。

(実施細目)

第11条 この協定の実施に関し、必要な事項、定めのない事項又は疑義が生じた事項は、代表幹事が連絡協議会に諮り、決定するものとする。

(適用)

第12条 この協定は、平成18年3月30日から適用する。

この協定の証として、本書31通を作成し、各自1通を保管する。

平成18年3月30日

名古屋市長

豊橋市長

岡崎市長

一宮市長

瀬戸市長	津島市長
刈谷市長	安城市長
蒲郡市長	常滑市長
稲沢市長	新城市長
知多市長	知立市長
田原市長	愛西市長
蟹江町長	飛島村長
弥富町長	一色町長
設楽町長	東栄町長
知多中部広域事務組合管理者 半田市長	愛北広域事務組合管理者 江南市長
衣浦衛生組合管理者 高浜市長	豊川宝飯衛生組合管理者 豊川市長
知多南部衛生組合管理者 南知多町長	豊田三好事務組合管理者 豊田市長
尾張東部火葬場管理組合管理者 春日井市長	知北平和公園組合管理者 東海市長
西尾幡豆広域連合連合長	

別 表

ブロック	市 町 村	地方公共団体の組合
尾張ブロック	名古屋市、一宮市、瀬戸市、津島市、稲沢市、愛西市、蟹江町、飛島村、弥富町	愛北広域事務組合、尾張東部火葬場管理組合
知多ブロック	常滑市、知多市	知多中部広域事務組合、知多南部衛生組合、知北平和公園組合
西三河ブロック	岡崎市、刈谷市、安城市、知立市、一色町	衣浦衛生組合、豊田三好事務組合、西尾幡豆広域連合
東三河ブロック	豊橋市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町	豊川宝飯衛生組合

(23) 災害時要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害(以下「災害」という。)により災害時要援護者(以下「要援護者」という。)が避難を必要とする場合に、岡崎市(以下「甲」という。)が、社会福祉法人(以下「乙」という。)に対し、避難施設として社会福祉施設等の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(施設の使用の要請及び受諾)

第2条 甲は、市の支援を要するが岡崎市地域防災計画に指定する避難所では対応が困難な要援護者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(避難施設)

第3条 避難する施設は、次に掲げる施設とする。

- (1)
- (2)

(受入対象者)

第4条 受入対象となる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 岡崎市の認めた要援護者のうち、
- (2) その他の要援護者

(手続き等)

第5条 甲は、第2条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引き受け人の氏名、連絡先等
- (3) 使用する期間

(避難者の移送)

第6条 乙は、甲の依頼により、避難が必要な要援護者の自施設への移送を行うよう努めるものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に支援できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 甲の要請により乙が提供した生活物資等の費用、及び移送に要した費用は、甲が負担するものとする。

(受け入れ可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受け入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(疑義の解決)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは別に甲乙協議して決める。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を所持する。

平成18年12月27日

(甲) 岡崎市十王町2丁目9番地
岡崎市
代表者 岡崎市長

(乙)
社会福祉法人
理事長

----- 以下 締結法人名 -----

(乙) 岡崎市舞木町字小井沢4-1
社会福祉法人 愛恵協会
理事長

(乙) 名古屋市守山区川東山3321
社会福祉法人 愛知玉葉会
理事長

(乙) 名古屋市東区白壁 1 - 5 0
社会福祉法人 愛知県厚生事業団
理事長

(乙) 岡崎市秦梨町平畑 1 6 - 1
社会福祉法人 おかざき福祉会
理事長

(乙) 岡崎市大西町楊枝 1 2
社会福祉法人 岡崎平和学園
理事長

(乙) 岡崎市真福寺町神田 1 0 0 - 1
社会福祉法人 杏福会
理事長

(乙) 岡崎市中金町長沢連 6
社会福祉法人 竜城福祉会
理事長

(乙) 岡崎市戸崎町藤狭 1 - 9
社会福祉法人 百陽会
理事長

(乙) 岡崎市上佐々木町大官 4 9
社会福祉法人 瑞穂会
理事長

(乙) 岡崎市福岡町四反田 2 6
社会福祉法人 明翠会
理事長

(乙) 岡崎市夏山町シモツキテン 1 - 1
社会福祉法人 ユーアンドアイ
理事長

(乙) 岡崎市洞町八王子 1 - 1
社会福祉法人 米山寮
理事長

(乙) 豊川市大崎町下金居場 5 5
社会福祉法人 若竹荘
理事長

(乙) 岡崎市美合町下長根 2 - 1
社会福祉法人 岡崎市福祉事業団
理事長

(24) ボランティア受入体制の整備等に関する協定書

(趣旨)

第1条 岡崎市(以下「市」という。)と社会福祉法人岡崎市社会福祉協議会(以下「社協」という。)は、大規模な災害が発生した場合に、被災地市民の速やかな自立支援を行うボランティア活動を効果的に援助するための前提となるボランティアの受入体制を整備する等に必要な事項を定めるために、次のとおり協定を締結する。

(市の職務)

第2条 市は次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 大規模な災害が発生したときに、岡崎市ボランティアセンター(以下「センター」という。)を開設及び閉鎖すること。
- (2) 大規模な災害が発生したときに、センター開設のために災害対策本部内に必要な資機材や場所を確保すること。
- (3) センターを開設若しくは閉鎖したことを周知すること。
- (4) 平常時において、ボランティアの受入体制を支援、整備すること。

(社協の職務)

第3条 社協は次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 大規模な災害が発生したときに、センターを運営すること。
- (2) 災害対策本部内にセンターを開設するために必要な資機材や場所を市に要求すること。
- (3) センター開設時にボランティアと被災地市民等からの支援要請との調整役となるボランティアコーディネーター(以下「コーディネーター」という。)の事前登録を行うこと。
- (4) センター開設時にコーディネーターを招集すること。
- (5) センターが開設若しくは閉鎖されたことを周知すること。
- (6) 平常時において、ボランティアの受入体制を整備すること。

(センターの開設)

第4条 市は、大規模な災害が発生したときは、災害対策本部内に必要な資機材や場所を確保して、センターを開設する。

- 2 市は、センターの開設に当たってコーディネーターの派遣を社協に要請する。
- 3 社協は、センター運営のためのコーディネーターを速やかに招集するよう努めるものとする。

(センターの運営)

第5条 市は、センターの運営を社協に委任するものとし、社協はセンターの運営に

あたり、コーディネーターの自主性を尊重しなければならない。

(センターの閉鎖)

第8条 社協は、ボランティアによる災害応急活動が概ね完了したときは、センターの閉鎖について、コーディネーターと協議した後、市にその結果を報告するものとする。

2 社協は、センターが閉鎖されるときは、当該活動について、コーディネーターに行政や社協等関係機関に円滑に引き継ぐよう指導するものとする。

(経費の負担)

第9条 市は、センターの設置及びコーディネーターがコーディネートを行うために必要な経費を負担するものとする。

(平常時の協力活動)

第10条 社協は、平常時から市の実施する次の施策について協力するものとする。

(1) 災害時のボランティア活動に関する講座、研修会等

(2) ボランティアの受入体制の整備及びネットワーク化の推進等に関すること

(ボランティアの活動環境の整備等)

第9条 市及び社協は、ボランティアが活動しやすい環境づくりを進めるため、災害時におけるボランティアの被害救済制度の充実のほか、自主的なボランティア活動の円滑かつ効果的な実施のために必要な各種制度の整備に努めるものとする。

(その他)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、市及び社協が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成18年10月1日

岡崎市十王町2丁目9番地

岡崎市

代表者

岡崎市朝日町3丁目2番地

社会福祉法人岡崎市社会福祉協議会

会長

(25) 災害時における協力に関する協定書

岡崎市（以下「甲」という。）とあいち三河農業協同組合（以下「乙」という。）は災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲において地震、風水害その他災害の発生により、甲に災害対策本部が設置される災害時（以下「災害時」という。）に多数の死者及び被災者が一時的または集中的に発生する場合の迅速かつ円滑な応急対策を行なうため、必要な手続き等について定めるものとする。

（協力）

第2条 甲は、災害時に乙の協力が必要と認めるときは、次に掲げる事項について乙に要請し、乙はやむを得ない事由のない限り協力するものとする。

- （1）遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに作業等の役務の提供
- （2）遺体を安置する施設（葬儀式場等）の提供
- （3）遺体搬送用寝台車及び霊柩車等による遺体搬送
- （4）その他甲の要請により乙が応じられる事項

（要請）

第3条 前条の要請は、次に掲げる事項を記載した文書をもって行なうものとする。

ただし、やむを得ない事態が発生したときは、電話、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに災害協力要請書（第1号様式）を乙に送付するものとする。

- （1）要請を行なった者の職氏名及び担当者氏名
- （2）要請の理由
- （3）要請の内容
- （4）協力を要請する期間
- （5）その他要請に必要な事項

（協力の方法）

第4条 乙は前条による甲の要請があった場合、乙のできうる範囲において、甲の指示に従い、第2条各号の協力を行なうものとする。

（報告）

第5条 乙は、第2条各号の協力をしたときは、次に掲げる事項を災害時要請業務実施報告書（第2号様式）をもって甲に報告するものとする。

- （1）遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品の数量並びに当該作業に従事した者の氏名及び住所

(2) 遺体を安置した施設(葬儀式場等)の使用した部屋の数及び使用した日数

(3) その他甲が乙に指示した事項

(経費の負担)

第6条 甲は、前条による乙の報告があった場合、甲の要請に相違ないことを確認の上、乙が要した経費について、甲が負担するものとする。

(経費の請求)

第7条 乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

2 乙が遺族等の要請により、甲の要請事項の範囲を超える協力を行なった場合、その経費は当該要請を行なった遺族等に乙が請求する。

(経費の支払)

第8条 甲は、前条に基づき乙からの請求があった場合には、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

(価格の決定)

第9条 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに遺体を安置した施設の使用料等の価格は、災害の発生直前における災害救助法(昭和22年法律第118号)の基準額及び市場の適正な価格を基準とし、甲、乙協議して決定するものとする。

(支援体制の整備)

第10条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図れるよう、担当部署における応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(連絡責任者の選任)

第11条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者をそれぞれ選任し、その氏名、連絡方法等を相互に通知するものとする。連絡責任者を変更した場合も同様とする。

(災害時の情報提供)

第12条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第13条 乙は、支援を行なう場合において知り得た災害に係わる情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(通知)

第14条 乙は、災害時における円滑な協力が図れるよう、この協定により協力できる乙の組織体制(連絡方法等)(以下「組織等」という。)を毎年5月末日

までに、甲に通知するものとする。

2 前項の通知は、乙の組織等に変更のない場合にあっては、これを省略するものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(効力)

第16条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成21年4月30日までとする。ただし、期間満了の2ヶ月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成20年5月1日

甲 岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市
岡崎市長

乙 岡崎市坂左右町字葦ノ部18番地1
あいち三河農業協同組合
代表理事組合長

(26) 災害時における協力に関する協定書

岡崎市（以下「甲」という。）と社団法人全日本冠婚葬祭互助協会（以下「乙」という。）は災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲において地震、風水害その他災害の発生により、甲に災害対策本部が設置される災害時（以下「災害時」という。）に多数の死者及び被災者が一時的または集中的に発生する場合の迅速かつ円滑な応急対策を行なうため、必要な手続き等について定めるものとする。

（協力）

第2条 甲は、災害時に乙の協力が必要と認めるときは、次に掲げる事項について乙に要請し、乙はやむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して協力するものとする。

- （1）遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに作業等の役務の提供
- （2）遺体を安置する施設（葬儀式場等）の提供
- （3）遺体搬送用寝台車及び霊柩車等による遺体搬送
- （4）その他甲の要請により乙が応じられる事項

（要請）

第3条 前条の要請は、次に掲げる事項を記載した文書をもって行なうものとする。ただし、やむを得ない事態が発生したときは、電話、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに災害協力要請書（第1号様式）を乙に送付するものとする。

- （1）要請を行なった者の職氏名及び担当者氏名
- （2）（要請の理由
- （3）要請の内容
- （4）協力を要請する期間
- （5）その他要請に必要な事項

（協力の方法）

第4条 乙は前条による甲の要請があった場合、乙のできる範囲において、甲の指示に従い、第2条各号の協力を行なうものとする。

（報告）

第5条 乙は、第2条各号の協力をしたときは、次に掲げる事項を災害時要請業務実施報告書（第2号様式）をもって甲に報告するものとする。

- （1）遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品の数量並びに当該作業

に従事した者の氏名及び住所

(2) 遺体を安置した施設(葬儀式場等)の使用した部屋の数及び使用した日数

(3) その他甲が乙に指示した事項

(経費の負担)

第6条 甲は、前条による乙の報告があった場合、甲の要請に相違ないことを確認の上、乙が要した経費について、甲が負担するものとする。

(経費の請求)

第7条 乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

2 乙が遺族等の要請により、甲の要請事項の範囲を超える協力を行なった場合、その経費は当該要請を行なった遺族等に請求する。

(経費の支払)

第8条 甲は、前条に基づき乙からの請求があった場合には、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

(価格の決定)

第9条 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに遺体を安置した施設の使用料等の価格は、災害の発生直前における災害救助法(昭和22年法律第118号)の基準額及び市場の適正な価格を基準とし、甲、乙協議して決定するものとする。

(支援体制の整備)

第10条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図れるよう、広域における応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定の円滑な実施を図るため、甲、乙それぞれ連絡責任者を置き、甲にあっては岡崎市保健所長の職にあたる者を、乙にあっては全日本冠婚葬祭互助協会中部ブロック長の職にあたる者を当該責任者とする。

(災害時の情報提供)

第12条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第13条 乙は、支援を行なう場合において知り得た災害に係わる情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(通知)

第14条 乙は、災害時における円滑な協力が図れるよう、この協定により協力で

きる乙の会員名を毎年9月までに、甲に通知するものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(効力)

第16条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成21年4月30日までとする。ただし、期間満了の2ヶ月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成20年5月1日

甲 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市
岡崎市長

乙 東京都港区虎ノ門3丁目6番2号
社団法人全日本冠婚葬祭互助協会
会 長

(27) 害時における協力に関する協定書

岡崎市（以下「甲」という。）と岡崎葬具商組合（以下「乙」という。）は災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲において地震、風水害その他災害の発生により、甲に災害対策本部が設置される災害時（以下「災害時」という。）に多数の死者及び被災者が一時的または集中的に発生する場合の迅速かつ円滑な応急対策を行なうため、必要な手続き等について定めるものとする。

（協力）

第2条 甲は、災害時に乙の協力が必要と認めるときは、次に掲げる事項について乙に要請し、乙はやむを得ない事由のない限り協力するものとする。

- （1）遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに作業等の役務の提供
- （2）遺体を安置する施設（葬儀式場等）の提供
- （3）遺体搬送用寝台車及び霊柩車等による遺体搬送
- （4）その他甲の要請により乙が応じられる事項

（要請）

第3条 前条の要請は、次に掲げる事項を記載した文書をもって行なうものとする。ただし、やむを得ない事態が発生したときは、電話、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに災害協力要請書（第1号様式）を乙に送付するものとする。

- （1）要請を行なった者の職氏名及び担当者氏名
- （2）要請の理由
- （3）要請の内容
- （4）協力を要請する期間
- （5）その他要請に必要な事項

（協力の方法）

第4条 乙は前条による甲の要請があった場合、乙のできる範囲において、甲の指示に従い、第2条各号の協力を行なうものとする。

（報告）

第5条 乙は、第2条各号の協力をしたときは、次に掲げる事項を災害時要請業務実施報告書（第2号様式）をもって甲に報告するものとする。

- （1）遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品の数量並びに当該作業

に従事した者の氏名及び住所

(2) 遺体を安置した施設(葬儀式場等)の使用した部屋の数及び使用した日数

(3) その他甲が乙に指示した事項

(経費の負担)

第6条 甲は、前条による乙の報告があった場合、甲の要請に相違ないことを確認の上、乙が要した経費について、甲が負担するものとする。

(経費の請求)

第7条 乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

2 乙が遺族等の要請により、甲の要請事項の範囲を超える協力を行なった場合、その経費は当該要請を行なった遺族等に請求する。

(経費の支払)

第8条 甲は、前条に基づき乙からの請求があった場合には、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

(価格の決定)

第9条 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに遺体を安置した施設の使用料等の価格は、災害の発生直前における災害救助法(昭和22年法律第118号)の基準額及び市場の適正な価格を基準とし、甲、乙協議して決定するものとする。

(支援体制の整備)

第10条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図れるよう、広域における応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあつては岡崎市保健所長、乙にあつては岡崎葬具商組合代表者とする。

(災害時の情報提供)

第12条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第13条 乙は、支援を行なう場合において知り得た災害に係わる情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(通知)

第14条 乙は、災害時における円滑な協力が図れるよう、この協定により協力できる乙の組織体制(連絡方法等)を毎年5月末日までに、甲に通知するものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(効力)

第16条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成21年4月30日までとする。ただし、期間満了の2ヶ月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成20年5月1日

甲 岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市
岡崎市長

乙 岡崎市百々西町11番地8
岡崎葬具商組合
代表

(28) 災害時における応急対策の協力に関する協定書

岡崎市(以下「甲」という。)と岡崎緑化協力会(以下「乙」という。)とは、地震その他の自然現象により、甲の管理する公園施設等が被災した場合(以下「災害時」という。)における応急復旧、その他応急措置(以下「応急対策」という。)の協力に関し、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時における市民の生命、身体及び財産の安全と生活を確保するための応急対策について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

(対象となる災害)

第2条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

- (1) 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第1項の規定に基づき岡崎市災害対策本部が設置された場合
- (2) その他前号と同程度の災害で甲が乙の協力が必要であると認めた場合

(応急対策の内容)

第3条 この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策は次のとおりとする。

- (1) 甲が管理する公園・緑地の樹木・施設及び道路・河川の樹木等施設(以下「公共施設」という。)の機能の確保等、緊急を要する公共施設の応急復旧作業
- (2) 緊急を要する建設資機材等の調達及び輸送
- (3) その他甲が必要と認める緊急応急作業

(協力の要請)

第4条 甲は災害時において甲のみでは十分な応急対策を実施できない時は、乙に対し協力を要請することが出来るものとする。

- 2 乙は、甲より前項の規定による協力要請を受けたときは、他の業務に優先して甲の行う応急対策に協力するものとする。

(建設資機材等の報告)

第5条 乙は災害時に協力できる建設資機材等を把握し、あらかじめ書面で甲に報告するものとする。

- 2 乙は、前項で報告した内容に変更が生じた時、又は建設資機材等の現状について甲が特に報告を求めたときは、遅滞なくその資料を甲に提出するものとする。
- 3 乙は災害時に協力できるよう常に建設資機材等の整備に努めるものとする。

(要請の方法)

第6条 甲は、第4条第1項の規定に基づき乙に対しその協力を要請するときは、応急対策の内容日時、場所、必要資機材その他必要な事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等の通信手段又は口頭により行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

(完了の報告)

第7条 乙は、甲より要請された応急対策を完了した場合は、甲に対して文書により次の事

項について報告するものとする。ただし、文書をもって報告する暇がないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

(1) 応急対策に従事した施工業者名及び人員数、車種、台数等の支援に係る建設資機材等の内訳

(2) 応急対策の内容、期間及び場所

(3) その他必要事項

(経費の負担)

第8条 乙が応急対策に要した費用は、甲が負担する。

2 経費の算出方法については、災害発生時の直前における当該地域における適正価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

(経費の請求)

第9条 乙は、応急対策完了後、当該作業に要した実費を甲に請求するものとする。

2 甲は前項の請求があったときは、内容を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(協 議)

第10条 この協定に定めない事項またはこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期限)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成22年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲または乙から相手方に対し別段の意思表示がない場合、さらに1年間継続するものとし、以後この例による。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保有する。

平成21年3月26日

甲 岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市
代表者 岡崎市長

乙 岡崎市羽根東町三丁目5-15
岡崎緑化協力会
会 長

(29) 災害時における応急対策の協力に関する協定書

岡崎市（以下「甲」という。）と岡崎電気災害安全協力会（以下「乙」という。）とは、地震その他の自然現象により、甲の管理する施設等が被災した場合、（以下「災害時」という。）における応急復旧、その他応急処置（以下「応急対策」という。）の協力に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における市民の生命、身体及び財産の安全と生活を確保するための応急対策について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

(1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項の規定に基づき、岡崎市災害対策本部が設置された場合

(2) その他前号と同程度の災害で甲が乙の協力が必要であると認めた場合

（応急対策の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策は次のとおりとする。

(1) 甲が管理する建築物及び施設（以下「公共施設」という。）の電気設備について機能の確保等、緊急を要する公共施設の応急復旧作業

(2) 緊急を要する設備資機材等の調達及び輸送

(3) その他甲が必要と認める緊急応急作業

（協力の要請）

第4条 甲は災害時において甲のみでは十分な応急対策を実施できない時は、乙に対し協力を要請することが出来るものとする。

2 乙は、甲より前項の規定による協力要請を受けたときは、他の業務に優先して甲の行う応急対策に協力するものとする。

（建設資機材等の報告）

第5条 乙は災害時に協力できる建設資機材等を把握し、あらかじめ書面で甲に報告するものとする。

2 乙は、前項で報告した内容に変更が生じた時、又は建設資機材等の現状について甲が特に報告を求めたときは、遅滞なくその資料を甲に提出するものとする。

3 乙は災害時に協力できるよう常に建設資機材等の整備に努めるものとする。

（要請の方法）

第6条 甲は、第4条第1項の規定に基づき乙に対しその協力を要請するときは、応急対策の内容、日時、場所、必要資機材その他必要な事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等の通信手段又は口頭により行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

（完了の報告）

第7条 乙は、甲より要請された応急対策を完了した場合は、甲に対して文書により次の事項について報告するものとする。ただし、文書をもって報告する暇がないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

(1) 応急対策に従事した施工業者名及び人員数、車種、台数等の支援に係る建設資

機材等の内訳

(2) 応急対策の内容、期間及び場所

(3) その他必要事項

(経費の負担)

第8条 乙が応急対策に要した費用は、甲が負担する。

2 経費の算出方法については、災害発生時の直前における当該地域における適正価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

(経費の請求)

第9条 乙は、応急対策完了後、当該作業に要した実費を甲に請求するものとする。

2 甲は前項の請求があったときは、内容を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めない事項またはこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成22年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲または乙から相手方に対し別段の意思表示が無い場合、さらに一年間継続するものとし、以後この例による。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保有する。

平成21年 3月26日

甲 岡崎市十王町二丁目9番
岡崎市
代表者 岡崎市長

乙 岡崎市六名北町1丁目1番地21
岡崎電気災害安全協力会
会長

§0) 災害時における災害復旧用オープンスペース使用及び被災地支援拠点の設置に関する協定書

岡崎市（以下「甲」という。）と中部電力株式会社（以下「乙」という。）とは、東海地震等により大規模な災害が岡崎市内で発生した場合、甲の所有する用地を乙の災害復旧活動場所や資機材置場の用地（以下「災害復旧用オープンスペース」という。）及び被災地支援拠点として一時的に使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（災害復旧用オープンスペースとして使用する用地）

第1条 災害復旧用オープンスペースとして使用する用地は、次のとおりとする。

(1) 名称	岡崎中央総合公園	六名公園
(2) 所在地	岡崎市高隆寺町字峠1	岡崎市六名本町8
(3) 場所及び数量	多目的広場、駐車場、運動広場等の一部 計70,000㎡（全体）	運動広場、駐車場等の一部（地震災害時） 計 11,000㎡（全体）

（被災地支援拠点として使用する用地）

第2条 被災地支援拠点として使用する用地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 甲が管理する小中学校の運動場、公園等の施設
- (2) 場所 被災地支援拠点として適切な施設を、乙からの要請に基づき、甲と乙の協議により決定する。

（使用申請）

第3条 乙は、災害復旧用オープンスペース、ならびに被災地支援拠点のため、用地が必要なときは、事前に甲に対し期間、内容等を明らかにして、使用を要請する。

- 2 甲は、前項の規定による使用申請があったときは、これに協力する。ただし、甲の災害復旧活動又は他の公共的機関の災害復旧活動で当該用地が必要とされるなど、特別の事情がある場合は、甲と乙が使用範囲等について協議を行うものとする。

（要請等の手続き方法）

第4条 前条の使用申請を行うときは、乙が甲へ口頭、電話、ファックス又は岡崎市地域防災無線をもって連絡し、甲の許可をもって、甲の所有する用地の使用を開始する。

- 2 乙は、使用にあたって、遅滞なく、法令・条例等に基づく占用許可等の手続き

を行う。

(現状復旧等)

第5条 乙が甲の施設に損傷を与えたときは、乙の責務において原形復旧を行う。

(用地の使用方法)

第6条 乙は、原則として甲の所有する用地内の建物を使用せず、その他の場所に事務所、宿泊所、資材置場、仮設トイレ、応急仮設住宅等を設置するなどして使用する。

2 電気、水道、電話を設置する場合は、乙の責務において設置する。

3 施設の鍵の管理は、乙が施設を使用する間は乙が行い、終了後は速やかに甲に返還するものとする。

4 施設使用後は、乙の責務において原形復旧を行う。

(使用料)

第6条 乙が第1条または第2条に基づき、甲の用地を使用する場合は、乙の使用料は減免する。

(協定の有効期間)

第7条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、以後、甲、乙いずれかから文書による申出がない限り、継続するものとする。

(協議)

第8条 甲と乙は、この協定を円滑に施行するため、災害時における連絡先及び連絡体制など、必要事項をあらかじめ協議し、別に定めるものとする。

2 この協定について、疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成21年 7月13日

甲 岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市
代表者 岡崎市長

乙 岡崎市戸崎町字大道東7番地
中部電力株式会社
岡崎営業所長

(31) 非常時における情報連絡に関する協定書

岡崎市（以下「甲」という。）と中部電力株式会社（以下「乙」という。）とは、岡崎市内において大規模な災害が発生し、または発生する恐れがある場合、応急対策および復旧対策を円滑に遂行するため、情報連絡について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、非常時における、甲および乙の災害情報や停電情報等を相互に提供および収集するための連絡体制を整備し、円滑な災害対応に資することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 甲および乙の非常時における情報連絡を対象とし、相互に提供された情報は、自所の業務遂行ならびに市民（お客さま）からの問い合わせに活用できるものとする。ただし、個人情報保護法で定める個人情報は適用外とする。

（連絡方法）

第3条 情報連絡の方法、連絡先等については、別に定める「非常時における情報連絡の手引き」による。

（情報活用の制限）

第4条 取得した情報は、第2条で定めた範囲で活用することとし、それ以外の目的で使用してはならない。

（協定の有効期間）

第5条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、以後、甲、乙いずれかから文書による申し出がない限り、継続するものとする。

（協議）

第6条 この協定について疑義が生じたとき又はこの覚書に定めのない事項が発生した場合には、甲乙誠意をもって協議し決定する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成21年7月13日

甲 岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市
代表者 岡崎市長

乙 岡崎市戸崎町字大道東7番地
中部電力株式会社
岡崎営業所長

③(2) 災害時における遺体搬送の支援協力に関する協定書

岡崎市（以下「甲」という。）と社団法人全国霊柩自動車協会（以下「乙」という。）は、災害時における遺体搬送の支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲において地震、風水害、その他大規模な事故等により、多数の死者が発生した場合、甲に災害対策本部が設置される災害時（以下「災害時」という。）に遺体の搬送を迅速、かつ円滑に行うため、必要な手続き等について定める。

（協力）

第2条 甲は、災害時に、乙の協力が必要と認める時は、次に掲げる事項について乙に要請し、乙はやむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して協力するものとする。

- （1） 霊柩自動車等による遺体搬送
- （2） 遺体の搬送に必要な機材、資材及び消耗品並びに作業等の役務の提供
- （3） その他、甲の要請により乙が応じられる事項

（協力の要請）

第3条 前条の規定による協力は、次に掲げる事項を記載した災害時協力要請書（第1号様式）をもって行うものとする。ただし、やむを得ない事態が発生した時、甲は、電話、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに災害時協力要請書を乙に送付するものとする。

- （1） 要請を行った者の職名及び担当者氏名
- （2） 要請の日時
- （3） 要請の理由
- （4） 要請の内容
- （5） 要請場所及び要請期間
- （6） その他、要請に必要な事項

（協力の方法）

第4条 乙は、前条の規定による甲の要請があった場合、乙のでき得る範囲において、甲の指示に従い、第2条各号の規定による協力を行うものとする。

（報告）

第5条 乙は、第2条各号の規定による協力を実施した時は、次に掲げる事項を記載した災害時要請業務実施報告書（第2号様式）をもって甲に報告するものとする。

- （1） 遺体の搬送に使用した霊柩自動車の台数、機材、資材及び消耗品の数
- （2） 従事者数
- （3） 履行の場所及び履行期間
- （4） 遺体を搬送した回数及び搬送した遺体数
- （5） その他必要な事項

(経費の負担)

第6条 甲は、前条の規定による報告があった場合は、甲の要請に相違ないことを確認のうえ、乙が要した経費について、甲が負担するものとする。

(経費の請求)

第7条 乙は、前条の規定による経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

2 乙は、甲の要請事項の範囲を超える協力を行った場合、その部分の経費については、甲に対して請求できない。

(経費の支払)

第8条 甲は、前条に基づき乙から請求があった場合は、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

(経費の決定)

第9条 第2条各号の協力に要した経費は、災害の発生直前における市場の適正な価格及び災害救助法(昭和22年法律第118号)の基準額を参考にして、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

(支援体制の整備)

第10条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図られるよう、広域における応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定の円滑な実施を図るため、甲、乙双方の連絡責任者は次に掲げる者を定めるものとする。ただし、期間の途中において変更が生じた場合は、速やかに甲、乙相互に報告するものとする。

(1) 甲 岡崎市 保健所長

(2) 乙 (社)全国霊柩自動車協会 愛知県支部長

(災害時の情報提供)

第12条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第13条 乙は、遺体搬送等の支援協力を行う場合において知り得た個人情報を、第三者に漏らしてはならない。

(通知)

第14条 乙は、災害時における円滑な支援協力が図れるよう、この協定により支援協力できる乙の会員名簿(第3号様式)に変更が生じたとき、甲に通知するものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項、またはこの協定の解釈に疑義が生じた時は、その都度、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

(協定の適用)

第16条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成22年3月31日までとする。ただし、期間満了2ヶ月前までに、甲または乙から書面による解約の申し出がない時は、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成21年 7月 14日

地

(甲) 愛知県岡崎市十王町二丁目9番

岡崎市 代表者

岡崎市長

(乙) 東京都新宿区四谷三丁目2番

社団法人 全国霊柩自動車協会

会 長

(33) 災害時における食品の衛生確保等の協力に関する協定書

岡崎市（以下「甲」という。）と岡崎市食品衛生協会（以下「乙」という。）とは、岡崎市域において地震、風水害その他の災害又は危機が発生した場合（以下「災害時」という。）における食品の衛生確保等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、食品の衛生確保を図ることにより災害時における被災者への食品の提供による食中毒の防止について、甲の要請に対する乙の協力とその他必要な事項を定めるものとする。

（対象となる災害又は危機）

第2条 この協定の対象となる災害又は危機は、次のとおりとする。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項の規定に基づき岡崎市災害対策本部が設置された場合
- (2) その他、前号と類似の災害又は健康危機が発生し、甲が乙の協力を必要とした場合

（協力の内容）

第3条 甲が乙に要請する業務の種類は次のとおりとする。

- (1) 避難所等での食品の衛生確保に関する衛生指導
- (2) 避難所等における炊き出しに関する衛生指導
- (3) 被災者、災害ボランティア、災害応急活動従事者及び要援護者等のための救助物資の調達
- (4) その他、前各号に掲げるもののほか、特に甲から要請する事項

（災害救助物資の品目）

第4条 災害救助物資の品目は、おおむね別表に掲げるとおりとする。なお、品目については、甲、乙が協議のうえ、必要に応じて適宜見直すものとする。

（要 請）

第5条 甲による要請は、災害時における食品の衛生確保等の協力に関する協力要請書により行うものとする。ただし、当該要請書により要請することが困難な場合は電話等の通信手段又は口頭（以下「電話等」という。）で要請し、その後速やかに当該要請書を送付するものとする。

2 乙は、甲より前項の規定による協力要請を受けたときは、他の業務に優先してこれに協力するものとする。

（報 告）

第6条 乙は、前条の規定に基づき第3条の業務を実施したときは、災害時における食品の衛生確保等の協力に関する業務実施報告書を甲に提出するものとする。ただし、当該報告書を提出することが困難な場合は電話等で報告し、後日当該報告書を提出するものとする。

(経費の負担)

第7条 第3条の業務に使用した資機材等の経費は甲が負担するものとする。ただし、人件費は除くものとする。

(経費の請求)

第8条 乙は、乙の会員が実施した業務実績を集計し、前条の経費について、甲に一括して請求するものとする。

(経費の支払)

第9条 甲は、前条の規定に基づき乙から経費の支払い請求があった場合は、請求書を受理した日から30日以内に乙に支払うものとする。

(価格の決定)

第10条 甲が負担する経費の価格は、災害時の直前における適正価格を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあっては岡崎市保健所長、乙にあっては岡崎市食品衛生協会長とする。

2 甲、乙は、緊急時における連絡先及び連絡手段等について、協議のうえ別に定めるものとし、これに変更が生じた場合にあっては速やかにその旨を相互に通知するものとする。

(会員名簿)

第12条 乙は、災害時における円滑な業務の協力が図れるよう、この協定に協力できる乙の会員名簿を毎年3月末までに、甲に提出するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(協定書の有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間終了前1ヶ月までに、甲、乙何れからも特段の意思表示がないときは、更に1年間この協定を更新するものとし、以後この例による。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、記名押印のうえ、甲、乙それぞれ1通を保有する。

平成21年8月11日

甲 岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市 代表者
岡崎市長

乙 岡崎市若宮町2丁目1番地1
岡崎市食品衛生協会

別表

災害救助物資の品目

区分	主な品目
食料	弁当、おにぎり、そうざい、パン、牛乳、清涼飲料水、納豆、味噌、焼菓子、生菓子、氷菓、アイスクリーム、缶詰、乾麺、生麺、食用油脂、レトルト食品、容器入飲料水、冰雪など

(34) 災害時における下水道災害対応トイレの設置協力に関する協定

岡崎市（以下「甲」という。）と岡崎市管工事業協同組合（以下「乙」という。）とは、地震その他により災害が発生した場合（以下「災害時」という。）の下水道災害対応トイレの設置に係る協力に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時の応急対策として下水道災害対応トイレを設置することについて、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本事項を定めることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時に下水道災害対応トイレを設置する場合において、甲のみでは十分な対応が困難なときは、乙に対して協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲から前項の規定による協力の要請を受けたときは、甲の実施する下水道災害対応トイレの設置作業に協力するものとする。

（要請の方法）

第3条 甲は、前条第1項の規定により乙に対して協力を要請するときは、作業の内容、日時、場所その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等の通信手段又は口頭により要請し、その後、速やかに書面を交付するものとする。

（完了の報告）

第4条 乙は、甲から要請された下水道災害対応トイレの設置作業を完了したときは、甲に対して次に掲げる事項を記載した書面により報告するものとする。ただし、書面をもって報告する時間的余裕がないときは、口頭で報告し、その後、速やかに書面を提出するものとする。

(1) 下水道災害対応トイレの設置作業に従事した人員数、設置場所、設置基数及び作業時間

(2) その他必要事項

（費用の負担）

第5条 乙が下水道災害対応トイレの設置に要した費用は、甲が負担する。

2 費用の算出方法については、災害時の直前の当該地域における適正価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

（費用の請求）

第6条 乙は、下水道災害対応トイレの設置が完了した後、当該作業に要した費用を甲に請求するものとする。

2 甲は前項の規定による請求があったときは、内容を審査し、適当と認めるときは、速やかにその費用を支払うものとする。

（協力体制の報告）

第7条 乙は災害時における協力体制を常に確保するよう努めるとともに、あらかじめ書面により甲に連絡体制等の必要事項を報告するものとする。

2 乙は、前項の規定により報告した内容に変更が生じたときは、遅滞なく甲に報告するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成23年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から相手方に対し別段の意思表示が無い場合は、この協定は、更に1年間継続するものとする。その後の期間満了の場合も、同様とする。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保有する。

平成22年3月30日

甲 岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市
代表者 岡崎市長

乙 岡崎市江口三丁目4番地23
岡崎市管工事業協同組合
理事長

(35) 災害時における緊急時協力避難施設の使用に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、岡崎市内で災害対策基本法第2条第1項第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、岡崎市（以下「甲」という。）が、社会福祉法人さつき福祉会（以下「乙」という。）所有の

施設の一部を緊急時協力避難施設として使用することについて必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲の指定避難所では避難者の生命及び身体を保護できないと認めるときは、乙に対し、次条に規定する施設を緊急時協力避難施設として使用することを要請することができる。

(緊急時協力避難施設)

第3条 乙は、前条の規定による甲の要請を受けたときは、乙の所有に係る次に掲げる施設を緊急時協力避難施設として甲に使用させるものとする。

(1) 名称 さつき友愛楽園ライフコサージュ岡崎

(2) 位置 岡崎市渡町字大柵1番地

(使用期間)

第4条 緊急時協力避難施設としての使用期間は、甲が第3条の規定による要請をした時から避難の必要がなくなった旨の通知をした時までとする。

(避難者への対応)

第5条 乙は、緊急時協力避難施設を使用する避難者に対し、施設内の冷暖房設備、照明設備、通風設備、水道施設（便所を含む。）、駐車場等を適宜使用させるものとする。

(派遣の要請)

第6条 乙は、緊急時協力避難施設を使用する場合において必要があると認めるときは、甲の職員を当該施設へ派遣するよう甲に要請することができる。

(復旧)

第7条 甲は、緊急時協力避難施設の使用を終えたときは、遅滞なく当該施設を原状に復旧し、又は乙の同意する状態に復旧するものとする。

(経費の負担)

第8条 乙が緊急時協力避難施設を避難者に使用させたことにより要した費用は、甲が負担する。

2 乙は、前条に規定する復旧が完了した後、緊急時協力避難施設の使用に要した実費を甲に請求するものとする。

(緊急時協力避難施設の変更及び廃止)

第9条 乙は、緊急時協力避難施設の名称若しくは位置を変更し、又は緊急時協力避難施設としての機能を廃止したときは、速やかにその旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定により緊急時協力避難施設の変更又は廃止の通知を受けたときは、当該施設の使用が想定される地域の住民にその旨を周知しなければならない。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項については、甲、乙協議の上、別に定める。

この協定の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲、乙それぞれ1通保管する。

平成22年7月27日

甲 岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市
代表者 岡崎市長

乙 三重県津市新町1丁目8-13
社会福祉法人さつき福祉会
代表者 理事長

(36) 災害時の応援業務に関する協定書

岡崎市（以下「甲」という。）と株式会社ジェネッツ（以下「乙」という。）とは地震、風水害、その他による被害（以下「災害」という。）の発生時における応援業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生により水道施設が被災した場合等、給水サービス業務に大きな支障が生じたときに、甲の要請に基づき、乙が実施する応援業務に関し必要な事項を定めるものとする。

（応援要請）

第2条 甲は、災害発生時に、甲のみでは十分な応急対策を行うことが困難で、乙の応援が必要であると認めたときは、乙に対し業務の応援を要請することができる。

（応援要請の手続）

前条の規定による応援の要請は、次の事項を明らかにし文書で行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請を行うことができるものとし、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする人員
- (3) 応援業務の内容
- (4) 応援の期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援要員の派遣）

第4条 乙は、第2条の規定により応援の要請を受けたときは、乙の災害時の対応手順を遵守し、速やかに応援業務を行うための体制を整え、必要な人員、機材等を出動させ、甲が行う応急対策に協力するものとする。

2 前項の規定による応援業務を行うにあたり、乙は甲の職員の指示に従うものとする。

（応援業務）

第5条 乙が行う応援業務は次のとおりとする。

- (1) 広報活動
- (2) 電話対応
- (3) 応急給水
- (4) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

（経費の負担）

第6条 この協定に基づき、乙が行なった応援業務に要した費用については、甲が負担するものとする。ただし、「岡崎市水道事業検針・受付徴収等業務」の委託契約に基づく業務時間内における費用負担は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

2 乙は、前項に規定する費用を、甲が定める基準により積算した額に基づき、甲に対して請求するものとする。

3 前項の規定によりがたい場合は、甲乙で協議して定めるものとする。

(労災補償)

第7条乙の従業員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙

の

労災保険により補償するものとする。

(連絡責任者)

第8条甲及び乙は、災害情報の伝達を正確に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

る。

(報告事項)

第9条 乙は、この協定による応援業務に協力できる人員及び機材等の状況把握に努

め

甲の要請により報告するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の解除を通知しない限りその効力を持続するものとする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙が協議して別に定めるものとする。

この協定の成立を証するため、協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成22年8月26日

甲 岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市
代表者

乙 東京都港区海岸3丁目20番20

ヨコソーレインボータワー
株式会社 ジェネッツ
代表取締役社長

号

(37) 災害時における食料の供給に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、岡崎市内で災害対策基本法第2条第1項第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、岡崎市（以下「甲」という。）と、一般社団法人岡崎パブリックサービス（以下「乙」という。）との間で被災者等に対する食料の供給に関し必要な事項を定めるものとする。

(要請手続)

第2条 甲は、乙に対し食料の供給を要請するときは、文書又は電話等により食数、供給場所その他必要と認める事項を乙に連絡するものとする。

(連絡責任者の選任)

第3条 甲及び乙は、あらかじめこの協定に関する連絡責任者を2名以上選任し、その氏名、連絡方法等を書面にて相互に報告するものとする。連絡責任者を変更した場合も同様とする。

2 甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について別に協議のうえ定める。

(協力)

第4条 乙は、第2条の要請があった場合は、他に優先して食料を供給するものとし、緊急時の食材の調達に努めるものとする。

(食堂の使用)

第5条 乙は、第2条の要請があった場合は、市役所食堂及び市役所食堂の器材を使用し供給するものとする。

2 前項は、要請のあった日時を問わずに適用するものとする。

(食料の価格)

第6条 供給する食料の価格は、甲乙協議のうえ、当該災害発生時などの直前時における適正な価格をもって決定する。

(経費の負担)

第7条 食料の調達にかかる費用は、甲が負担するものとする。

(物資保管場所)

第8条 乙が緊急調達に関して保管場所を必要とする場合には、甲に対し東庁舎地下防災倉庫の使用を要請できるものとする。

(協定書の有効期間)

第 9 条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から平成24年3月31日までとする。

2 前項に関わらず、市役所食堂施設の目的外使用の許可が継続された場合及び、期間満了の日の30日前までに、甲または乙から相手方に対し別段の意思表示がない場合は、目的外使用許可の期限内において継続するものとし、以後この例による。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項については、甲、乙協議の上、別に定める。

この協定の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲乙それぞれ1通保管する。

平成22年9月7日

甲 岡崎市十王町2丁目9番地

岡崎市

代表者 岡崎市長

乙 愛知県岡崎市朝日町3丁目1番地

一般社団法人岡崎パブリックサービス

代表者 代表理事

(38) 災害時における廃棄物の収集運搬等の協力に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、岡崎市内において地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）により被害が発生した場合における当該災害により発生した廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の迅速な撤去及び収集運搬（以下「収集運搬等」という。）に関し、岡崎市（以下「甲」という。）の協力要請により、岡崎市一般廃棄物事業協同組合（以下「乙」という。）が、収集運搬等の協力を行うに当たり必要な事項を定める。

(協力要請)

第2条 甲は、災害廃棄物について、甲のみでは収集運搬等を行うことができないと判断したときは、乙に対し協力を要請することができる。

(協力に関する指示)

第3条 乙は、前条の協力要請があった場合は、甲の指示に従い、災害廃棄物の収集運搬等を行う。

(車両等の報告)

第4条 乙は、災害時に協力できる車両、資機材、その他収集運搬等に要するもの（以下「車両等」という。）を把握し、あらかじめ別に定める書面により甲に報告する。

2 乙は、前項の報告の内容について定期的に確認し甲に報告する。

3 乙は、組織内の緊急連絡網を整備しておかなければならない。

(連絡責任者の通知)

第5条 甲及び乙は、連絡責任者を定め、これを相互に通知する。

2 甲及び乙は、連絡責任者を変更したときは、速やかに相手方に通知する。

(実績報告書の提出)

第6条 乙は、甲から収集運搬等の終了の連絡を受けた時は、当該収集運搬等に使用した車両等について、別に定める実績報告書を甲に提出する。

(費用の請求及び負担)

第7条 甲は、乙の請求により、乙が実施した収集運搬等に要した費用を負担する。

2 前項の費用は、実費相当とし、実績報告書等に基づき、災害発生前の適正な価格を基準として予算の定める範囲内において甲乙協議して定める。

(防災訓練)

第8条 乙は、甲が行う「岡崎市地域総合防災訓練」に参加する。

(協定の有効期間)

第9条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、甲乙いずれかから文書による申出がない限り継続する。

(雑則)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議して定める。

この協定の成立を証明するため、本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各自1通を保管する。

平成22年11月16日

甲 岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市
代表者

乙 岡崎市六名新町11番地
岡崎市一般廃棄物事業協同組
代表理事

合

(39) 災害時における廃棄物の収集運搬等の協力に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、岡崎市内において地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）により被害が発生した場合における当該災害により発生した廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の迅速な撤去及び収集運搬（以下「収集運搬等」という。）に関し、岡崎市（以下「甲」という。）の協力要請により、岡崎市環境衛生組合（以下「乙」という。）が、収集運搬等の協力を行うに当たり必要な事項を定める。

(協力要請)

第2条 甲は、災害廃棄物について、甲のみでは収集運搬等を行うことができないと判断したときは、乙に対し協力を要請することができる。

(協力に関する指示)

第3条 乙は、前条の協力要請があった場合は、甲の指示に従い、災害廃棄物の収集運搬等を行う。

(車両等の報告)

第4条 乙は、災害時に協力できる車両、資機材、その他収集運搬等に要するもの（以下「車両等」という。）を把握し、あらかじめ別に定める書面により甲に報告する。

2 乙は、前項の報告の内容について定期的に確認し甲に報告する。

3 乙は、組織内の緊急連絡網を整備しておかなければならない。

(連絡責任者の通知)

第5条 甲及び乙は、連絡責任者を定め、これを相互に通知する。

2 甲及び乙は、連絡責任者を変更したときは、速やかに相手方に通知する。

(実績報告書の提出)

第6条 乙は、甲から収集運搬等の終了の連絡を受けた時は、当該収集運搬等に使用した車両等について、別に定める実績報告書を甲に提出する。

(費用の請求及び負担)

第7条 甲は、乙の請求により、乙が実施した収集運搬等に要した費用を負担する。

2 前項の費用は、実費相当とし、実績報告書等に基づき、災害発生前の適正な価格を基準として予算の定める範囲内において甲乙協議して定める。

(防災訓練)

第8条 乙は、甲が行う「岡崎市地域総合防災訓練」に参加する。

(協定の有効期間)

第9条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、甲乙いずれかから文書による申出がない限り継続する。

(雑則)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議して定める。

この協定の成立を証明するため、本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各自1通を保管する。

平成22年11月16日

甲 岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市
代表者 岡崎市長

乙 岡崎市大樹寺1丁目11番地10
岡崎市環境衛生組合
理事長

(40) 災害時における廃棄物の収集運搬等の協力に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、岡崎市内において地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）により被害が発生した場合における当該災害により発生した廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の迅速な撤去及び収集運搬（以下「収集運搬等」という。）に関し、岡崎市（以下「甲」という。）の協力要請により、岡崎資源回収協同組合（以下「乙」という。）が、収集運搬等の協力を行うに当たり必要な事項を定める。

(協力要請)

第2条 甲は、災害廃棄物について、甲のみでは収集運搬等を行うことができないと判断したときは、乙に対し協力を要請することができる。

(協力に関する指示)

第3条 乙は、前条の協力要請があった場合は、甲の指示に従い、災害廃棄物の収集運搬等を行う。

(車両等の報告)

第4条 乙は、災害時に協力できる車両、資機材、その他収集運搬等に要するもの（以下「車両等」という。）を把握し、あらかじめ別に定める書面により甲に報告する。

- 2 乙は、前項の報告の内容について定期的に確認し甲に報告する。
- 3 乙は、組織内の緊急連絡網を整備しておかなければならない。

(連絡責任者の通知)

第5条 甲及び乙は、連絡責任者を定め、これを相互に通知する。

- 2 甲及び乙は、連絡責任者を変更したときは、速やかに相手方に通知する。

(実績報告書の提出)

第6条 乙は、甲から収集運搬等の終了の連絡を受けた時は、当該収集運搬等に使用した車両等について、別に定める実績報告書を甲に提出する。

(費用の請求及び負担)

第7条 甲は、乙の請求により、乙が実施した収集運搬等に要した費用を負担する。

- 2 前項の費用は、実費相当とし、実績報告書等に基づき、災害発生前の適正な価格を基準として予算の定める範囲内において甲乙協議して定める。

(防災訓練)

第8条 乙は、甲が行う「岡崎市地域総合防災訓練」に参加する。

(協定の有効期間)

第9条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、甲乙いずれかから文書による申出がない限り継続する。

(雑則)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議して定める。

この協定の成立を証明するため、本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各自1通を保管する。

平成22年11月16日

甲 岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市
代表者 岡崎市長

乙 岡崎市滝町字新碕338番地2
岡崎資源回収協同組合
代表理事

(41) 災害等発生時における防疫活動の協力に関する協定書

岡崎市（以下「甲」という。）と社団法人愛知県ペストコントロール協会（以下「乙」という。）は、岡崎市域において地震及び風水害その他の災害又は感染症（以下「災害等」という。）の発生があった場合において、感染症の拡大を防止し、市民生活の安定を図るための防疫活動の相互協力について次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害等の発生に際し、甲のみでは被災地等における防疫処置が十分に実施することが困難であると認めるときは、乙に対し、次に掲げる活動（以下「防疫活動」という）の実施について、協力を要請することができる。

- (1) 地震、風水害等の災害発生時における消毒活動
- (2) 感染症発生時の消毒活動
- (3) その他、前各号に掲げるもののほか、特に甲から要請する事項

（協力）

第2条 乙は、甲から前条各号の防疫活動の実施について協力の要請を受けたときは、薬剤の調達並びに車両及び労力の提供等を可能な限り行うものとする。

（会員名簿の作成等）

第3条 乙は、災害等の発生時における防疫活動態勢を速やかに整えるため、防疫活動に協力する乙の会員名簿を作成し、甲に提出するものとする。

（防疫活動要請手続き）

第4条 甲は、乙に対し、防疫活動を要請するときは、防疫活動協力要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときには、口頭で要請し、事後に当該要請書を提出することができる。

（防疫活動の実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲から防疫活動の要請を受けたときは、防疫活動に従事するのに適当な者を選出し、直ちに要請された防疫活動の実施場所に出動させ、甲の職員の指示により防疫活動を実施させるものとする。

2 前項の場合において、防疫活動に従事する者は、防疫活動場所に甲の職員が派遣されていない場合は、甲からの要請事項に従い、自らの判断により防疫活動を開始するものとする。

（防疫活動の実施報告）

第6条 乙は、前条の規定に基づき防疫活動を実施したときは、防疫活動実施報告書（第2号様式）を甲に提出するものとする。

（費用の負担）

第7条 乙が防疫活動を実施するのに要した薬剤、労務等の費用は、甲の負担とする。

2 前項の費用は、災害等の発生の直前における適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(費用の支払方法)

第8条 甲は、第6条に規定する防疫活動実施報告書が提出されたときは、その内容を確認し、適正と認めるときは、乙の請求により前条第1項に規定する費用を支払うものとする。

(個人情報の保護)

第9条 乙は、防疫活動の実施にあたり、個人情報(個人に関する情報であつて特定の個人を識別できるものをいう。)を取り扱う場合は、その保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適性に取り扱わなければならない。

(連絡責任者)

第10条 この協定に係る甲の連絡責任者は生活衛生課長、乙の連絡責任者は西三河地区ブロック長とする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、この協定締結の日から1年間とする。ただし、当該有効期間が完了する日までに甲、乙何れからも異議の申出がないときは、この協定は更に1年間延長するものとし、以降も同様とする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成22年11月29日

甲 岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市 代表者
岡崎市長

乙 名古屋市中村区亀島二丁目1番1号
社団法人 愛知県ペストコントロール協会
会 長

3 協定書等（水道関係）

（1） 災害時における応急対策の協力に関する協定

岡崎市（以下「甲」という。）と岡崎市管工事業協同組合（以下「乙」という。）とは、地震その他の自然現象により、甲の管理する水道施設が被災した場合（以下「被災時」という。）における応急給水、応急復旧その他応急措置（以下「応急対策」という。）の協力に関し、次のとおり協定する。

（協力の要請）

第1条 甲は、被災時において甲のみでは十分な応急対策を実施できないときは、乙に対し、その要請ができるものとする。

2 乙は、甲より前項の規定による協力要請を受けたときは、他の業務に優先して甲の行う応急対策に協力するものとする。

（要請手続）

第2条 甲は、前条1項の規定により乙に対しその協力を要請するときは、文書又は電話等により、業務内容、日時、場所、必要資機材その他必要な事項を明示して行うものとする。

（報告）

第3条 乙は、甲より要請された業務を完了したときは、直ちに甲に報告し、その検査を受けるものとする。

（経費の負担）

第4条 乙が当該業務に要した費用は、甲が負担する。

（請求の手続）

第5条 乙は、第3条に規定する検査を受けた後、甲に対し当該費用の請求をするものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認のうえ、乙に代金を支払うものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、平成14年12月1日から平成15年12月16日までとする。

ただし、期間満了の日前30日までに、甲又は乙から相手方に対し別段の意思表示がない場合は、さらに1年間継続するものとし、以後この例による。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保有する。

平成14年12月17日

甲 岡崎市十王町2丁目9番地
岡崎市
代表者岡崎市長

乙 岡崎市江口3丁目4番地23
岡崎市管工事業協同組合
理事長

(2) 災害時における資材の供給に関する協定

岡崎市(以下「甲」という。)と武田機工株式会社他3社(以下「乙」という。)
とは、地震その他の自然現象により甲の管理する水道施設が被災した場合(以下「被災時」という。)における資材の供給に関し、次のとおり協定する。

(供給の要請)

- 第1条 甲は、被災時において水道施設の応急復旧その他の応急対策を行うに当り、乙の取り扱う資材を必要とするときは、乙に対しその供給を要請するものとする。
- 2 乙は、甲より前項の規定による供給の要請を受けたときは、他に優先して甲に資材の供給を行うものとする。

(要請手続)

- 第2条 甲は、乙に対し資材の供給を要請するときは、文書又は電話等により品名、数量、納入場所その他必要な事項を明示して行うものとする。

(引渡し)

- 第3条 乙は、甲より要請された資材の納入を完了したときは、納入場所において甲の検査を受けるものとする。

(請求の手続)

- 第4条 乙は、前条に規定する検査を受けた後、甲に対し当該物件の代金を請求するものとする。
- 2 甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認のうえ、乙に代金を支払うものとする。

(協議)

- 第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

- 第6条 この協定の有効期間は、平成14年12月1日から平成15年12月16日までとする。
- ただし、期間満了の日前30日までに、甲又は乙から相手方に対し別段の意思表示がない場合は、さらに1年間継続するものとし、以後この例による。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保有する。

平成14年12月17日

甲 岡崎市十王町2丁目9番地
岡崎市
代表者岡崎市長

乙 岡崎市欠町字金谷3番地1
武田機工株式会社

岡崎市大門1丁目2番地5
龍玉精工株式会社

岡崎市緑丘2丁目15番地1
株式会社丸金商会岡崎支店

岡崎市伊賀町字3丁目23番地2
渡辺パイプ株式会社岡崎サービスセンター

(3) 緊急連絡管の使用に関する協定書

災害等緊急時における住民の飲料水の確保を図るため、愛知県（以下「甲」という。）と、岡崎市（以下「乙」という。）は甲の受水管と乙の配水管を連絡する緊急連絡管（以下「連絡管」という。）使用について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 連絡管により、緊急時における水道水の援助体制の確立を図る。

（管理区分）

第2条 連絡管の管理区分は、別添図面のとおりとし、乙が管理するものとする。

（維持管理）

第3条 乙は、平素より連絡管の維持管理に努めることとする。

また、甲と乙は平常時においては連絡弁を封印しておくものとする。

（応援要請）

第4条 乙は、災害等緊急事態が発生し、連絡管を使用する必要が生じたときは、必要水量、使用期間等を定め、甲に応援の要請をする。

この場合、甲は自己の能力の範囲内で最大限の協力をするものとする。

（使用範囲）

第5条 連絡管が使用できるのは、災害、事故等による水道施設の損壊、故障のほか濁水、水質汚染により本来の給水機能が継続できなくなった場合とする。

また、緊急連絡管としての使用は7日以内とし、これを越えて使用しようとする場合は、長期使用許可申請書を提出し、甲の承認を得るものとする。

（使用方法）

第6条 連絡管の使用にあたっては、甲、乙双方の立会のもとで連絡弁を操作するものとする。

（水量の決定）

第7条 乙が使用する水量は供給点に設置された量水器により算定するものとする。

2 水量の測定は定例測定日（毎月20日）ないし、緊急給水終了時点に行うものとする。

3 連絡管使用に際し必要となる洗管用水は使用水量に含めない。

4 量水器の故障により水量の測定ができない場合は、甲の認定する水量とする。

（経費の負担）

第8条 乙への応援に要する甲の経費は、乙が負担するものとし、その額はその都度甲、乙協議して定めるものとするが、使用水量の対価は、原則として「愛知県公営企業の設置等に関する条例」（昭和55年愛知県条例第3号）第8条及び「愛知県水道給水規程」（昭和55年愛知県企業庁管理規程第19号）を適用するものとする。

（水質管理）

第9条 連絡管内の水質については、乙は責任をもって管理するものとする。

（甲の免責事項）

第10条 甲は乙の連絡管使用に際し、甲の管理する施設内で発生した不測の事態により、乙の管理区分内で発生する施設事故等により乙が受ける不利益について一切の

補償の責を負わないものとする。また、乙が必要とする給水量の確保についての保証もしないものとする。

(その他)

第11条 この協定に疑義が生じたとき、又は、この協定に定めのない事項に関しては、別に甲、乙協議して決定するものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえそれぞれ1通を保有する。

平成15年6月11日(岡崎第1供給点)

平成11年12月9日(岡崎第2供給点)

甲 愛知県

愛知県公営企業管理者

企業庁長

乙 岡崎市

岡崎市水道事業

岡崎市長

(4) 水道緊急連絡管に関する協定書

(趣旨)

第1条 緊急時における市民の飲料水を確保するため、岡崎市と豊田市とは、水道水の相互供給を目的として、緊急連絡管(以下「連絡管」という。)を設置する。

(設置の場所)

第2条 連絡管布設の場所は次のとおりとする。

- (1) 岡崎市側 岡崎市北野町地内
- (2) 豊田市側 豊田市榊塚東町地内

別図の箇所

(施設の内容)

第3条 連絡管は口径 100ミリメートルとする。

(施設の維持管理)

第4条 連絡管等の維持管理は、市域境界を管理界とし、それぞれ維持管理をするものとし、非常災害等緊急時に円滑な運用が出来るよう努めなければならないものとする。

(使用の方法)

第5条 非常災害等緊急事態の発生により連絡管を使用しようとする時はその都度当事者間で協議する。

(経費の負担)

第6条 水道水の供給に要した経費及び水道料金は原則として要請側が負担するものとし、額の算出方法はその都度協議する。

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度協議し円滑なる解決に努力するものとする。

第8条 この協定は、当事者双方の申出がないかぎり、毎年継続して効力を持つものとする。

上記協定の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

昭和63年9月30日

岡崎市水道事業

岡崎市長

豊田市水道事業

管理者

(5) 緊急連絡管に関する協定書

(趣旨)

第 1 条 緊急時における市民の飲料水を確保するため、岡崎市と幸田町とは、水道水の相互供給を目的として、緊急連絡管（以下「連絡管」という。）を設置する。

(設置の場所)

第 2 条 連絡管布設の場所は次のとおりとする。

- (1) 岡崎市側 岡崎市上地町地内
- (2) 幸田町側 幸田町大字坂崎字上田地内
別図の箇所

(施設の内容)

第 3 条 連絡管及び附属設備は次のとおりとする。

- (1) 連絡管は 200ミリメートルとする。
- (2) ペンチュリー式量水器 1 基（岡崎市側）

(施設の維持管理)

第 4 条 連絡管等の維持管理は、市域境界を管理界とし、それぞれ維持管理をするものとし、非常災害等緊急時に円滑な運用ができるよう努めなければならないものとする。

(使用の方法)

第 5 条 非常災害等緊急事態の発生により連絡管を使用しようとするときはその都度当事者間で協議する。

(経費の負担)

第 6 条 水道水の供給に要した経費及び水道料金は原則として要請側が負担するものとし、額の算出方法はその都度協議する。

第 7 条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度協議し、円満なる解決に努力するものとする。

昭和55年 3 月17日

岡崎市水道事業

岡崎市 長

幸田町水道事業

幸田町 長

(6) 緊急連絡管に関する協定書

(趣旨)

第 1 条 緊急時における市民の飲料水を確保するため、岡崎市と西三河南部水道企業団とは、水道水の相互供給を目的として、緊急連絡管（以下「連絡管」という。）を設置する。

(設置の場所)

第 2 条 連絡管布設の場所は次のとおりとする。

- (1) 岡崎市側 岡崎市合歡木町地内
 - (2) 西尾市側 西尾市高落町地内
- 別図の箇所

(施設の内容)

第 3 条 連絡管及び附属設備は次のとおりとする。

- (1) 連絡管は 150ミリメートルとする。
 - (2) ペンチュリー式量水器 1 基（岡崎市側）
- 仕切弁

(施設の維持管理)

第 4 条 連絡管等の維持管理は、市域境界を管理界とし、それぞれ維持管理をするものとし、非常災害等緊急時に円滑な運用ができるよう努めなければならないものとする。

(使用の方法)

第 5 条 非常災害等緊急事態の発生により連絡管を使用しようとするときはその都度当事者間で協議する。

(経費の負担)

第 6 条 水道水の供給に要した経費及び水道料金は原則として要請側が負担するものとし、額の算出方法はその都度協議する。

第 7 条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度協議し、円満なる解決に努力するものとする。

昭和54年11月 8 日

岡崎市水道事業

岡崎市 長

西三河南部水道企業団

企業 長

(現 西尾幡豆広域連合)

(7) 緊急連絡管に関する協定書

(趣旨)

第 1 条 緊急時における、市民の飲料水確保をはかるため岡崎市と安城市は水道水の相互供給を目的として連絡管を設置する。

(維持管理)

第 2 条 緊急連絡管は両市の接続点を管理界とし、それぞれ維持管理点検し、円滑なる目的の達成に努力しなければならない。

(使用の範囲)

第 3 条 非常災害等緊急時の連絡管の使用開始・停止は要請に応じてすみやかに両市間で協議決定する。

(経費の負担)

第 4 条 相互供給に要した経費並びに水道料金は原則として要請側が負担するが、料金等の算出基礎については両市間で協議決定する。

(雑則)

第 5 条 この協定に定めがない事項、並びに相互供給により不測の事態が発生したときは、両市間で協議の上円満なる解決に努力するものとする。

昭和51年 4 月 1 日

岡崎市水道事業

岡崎市 長

安城市水道事業

安城市 長

(8) 水道災害相互応援に関する覚書

(趣旨)

第 1 条 この覚書は、災害その他非常の場合において日本水道協会の正会員でその愛知県支部に所属するもの、愛知県下のその他の上水道事業者並びに三河山間水道整備促進連盟に所属するもの(以下「会員」という。)が、会員相互で行う応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(災害救助法等との関係)

第 2 条 会員相互で行う応援活動に関する事務処理については、災害救助法(昭和22年法律第11号)その他法律に特別の定めがあるものを除くほか、この覚書の定めるところによる。また、会員が応援活動中において、災害救助法その他法律で定める救助、又は応援が行われることとなったときは、速やかに法律で定める事務処理に切替るよう努めなければならない。

(相互応援義務)

第 3 条 会員が災害を受け、独自で十分に応急措置等が実施できないときは、他の会員に応援を求めることができる。

2 応援を求められた会員は、速やかに有効な手段でその応援に努めるものとする。

(応援の内容)

第 4 条 各会員が行う応援活動は、次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業(原則として仮復旧、第1次応急復旧作業)
- (3) 応急復旧資器材の供出
- (4) 工事業者のあっせん

2 前項第1号及び第2号の作業の期間は、原則として7日以内とする。

(要請の方法)

第 5 条 応援要請の手順は、次の各号によるものとする。

- (1) 会員(名古屋市を除く。)は、県営水道受水団体に構成されている地域水道連絡協議会の長(以下「地域会長」という。)へ応援を要請する。

地域会長は、地域内の他の会員に応援を要請し、さらに必要と認めたときは、日本水道協会愛知県支部の長(以下「支部長」という。)へ応援を要請する。支部長は、県内の他の地域会長に応援を要請し、さらに必要と認めたときは、愛知県衛生部へ応援を要請する。

- (2) 名古屋市は、直接支部長へ応援を要請する。

- (3) 県営水道受水団体は、県営水道の災害により応急給水の応援を必要とするときは、愛知県水道局へ応援を要請し、さらに必要と認めたときは、地域会長へ応援を要請する。この場合愛知県水道局は、地域会長に対して被災会員への応援について協力を依頼する。

2 応援を要請するときは、次の事項を明らかにして、とりあえず、口頭、電話又は電信により行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 災害の状況

- (2) 必要とする資器材、物資等の品名及び数量
- (3) 必要とする職員の職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援体制)

第6条 応援を求められた会員が、応援職員を派遣するときは、災害状況に応じて給水用具、作業用工具、食糧、衣類、日用品、その他必要なものを携行させるものとする。

- 2 応援職員は、応援（災害救助）である旨を記した旗、応援会員名入りの腕章等を明示着用するものとする。

(受入れ体制)

第7条 応援を受ける会員は、応援職員の宿舎、寝具、食事等を用意するものとする。ただし、状況によりこれを応援する会員に求めることができる。

- 2 資材、機械、工具等の応援を受ける会員は、倉庫置場等を確保し、これらを管理するものとする。

(費用の負担)

第8条 第4条各号に規定する応援に要する費用は、応援を受ける会員がこれを負担するものとする。ただし、同条第1号に要する費用については、応援期間が2日以内の場合、又は特別の事情がある場合において、応援を受けた会員の要請により応援した会員がやむを得ないと認めるときは、応援した会員がその全部、又は一部を負担するものとする。

- 2 応援に要した費用の請求に関する事務は支部長又は地域会長を経由して、これを行うものとする。

(損害の賠償)

第9条 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援をした会員の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、応援を受けた会員の負担とする。

- 2 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合においては、当該職員の所属する会員がその損害を賠償する責に任ずるものとする。この場合において、当該損害の発生が応援業務中（応援のための往復途中を除く。）に生じたものである場合においては、応援を受けた会員がこれに要した経費を負担するものとする。

(業者への協力要請)

第10条 支部長、又は地域会長は、必要があるときは、水道用資材の製造販売及び水道工事を行っている業者に対して、応急復旧工事に必要な資材の調達、復旧工事の実施等について、協力を要請するものとする。

(救援体制表の作成)

第11条 会員は、救援体制表（別表第1）1部を毎年4月末日までに支部長へ提出するものとする。

2 支部長は、前項の体制表をとりまとめ整理して地域会長等関係者に送付するものとする。

(雑則)

第12条 この覚書の実施に関し、必要な事項、又はこの覚書に定めのない事項は、その都度協議して定める。

(適用)

第13条 この覚書は、昭和53年3月29日から適用する。

この覚書の成立を証するため、関係者記名押印のうえ各1通を保有する。

昭和53年3月29日

日本水道協会愛知県支部長 豊橋市長	愛知県公営企業管理者 水道局長
名古屋市水道事業管理者 水道局長	東海市長
瀬戸市長	大府市長
尾張旭市長	知多市長
愛知中部水道企業団 企業長	愛知三島水道企業団 企業長
日本住宅公団 中部支社長	阿久比町長
半田市長	東浦町長
常滑市長	南知多町長
美浜町長	尾西市長
武豊町長	小牧市長
一宮市水道事業等 管理者	岩倉市長
春日井市長	春日村長
津島市長	清州町長
犬山市長	木曾川町長
江南市長	七宝町長
美和町長	尾張北部水道企業団 企業長
蟹江町長	岡崎市長
佐織町長	碧南市長
	刈谷市長

八 開 村 長

稲沢中島水道企業団
企 業 長

西春日井郡東部
水道企業団企業長

海部南郡水道企業団
企 業 長

高 浜 市 長

西三河南部水道企業団
企 業 長

幸 田 町 長

額 田 町 長

藤 岡 村 長

小 原 村 長

足 助 町 長

音 羽 町 長

一 宮 町 長

小 坂 井 町 長

御 津 町 長

田 原 町 長

赤 羽 根 町 長

渥 美 町 長

豊 田 市 長

安 城 市 長

知 立 市 長

下 山 村 長

旭 町 長

稲 武 町 長

豊橋市水道事業管理者
水 道 局 長

豊 川 市 長

蒲 郡 市 長

新 城 市 長

設 楽 町 長

東 栄 町 長

豊 根 村 長

富 山 村 長

津 具 村 長

鳳 来 町 長

作 手 村 長

立 会 人
愛知県衛生部長

(9) 水道災害相互応援に関する覚書

(趣旨)

第 1 条 この覚書は、災害その他非常の場合において日本水道協会の正会員でその愛知県支部に所属するもの、及び三河山間地域水道整備促進連盟に所属するもの（以下「会員」という。）が、会員相互で行う応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(災害救助法等との関係)

第 2 条 会員相互で行う応援活動に関する事務処理については、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）その他法律に特別の定めがあるものを除くほか、この覚書の定めるところによる。また、会員が応援活動中において、災害救助法その他法律で定める救助、又は応援が行われることとなったときは、速やかに法律で定める事務処理に切替るよう努めなければならない。

(相互応援義務)

第 3 条 会員が災害を受け、独自で十分に応急措置等が実施できないときは、他の会員に応援を求めることができる。

2 応援を求められた会員は、速やかに有効な手段でその応援に努めるものとする。

(応援の内容)

第 4 条 各会員の行う応援活動は、次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業（原則として仮復旧、第 1 次応急復旧作業）
- (3) 応急復旧資器材の供出
- (4) 工事業者のあっせん

2 前項第 1 号及び第 2 号の作業の期間は、原則として 7 日以内とする。

(要請の方法)

第 5 条 応援要請の手順は、次の各号によるものとする。

(1) 会員（名古屋市を除く。）は、県営水道受水団体で構成されている地域水道連絡協議会の長（以下「地域会長」という。）へ応援を要請する。地域会長は、地域内の他の会員に応援を要請し、さらに必要と認めるときは、日本水道協会愛知県支部の長（以下「支部長」という。）へ応援を要請する。支部長は、県内の他の地域会長に応援を要請し、さらに必要と認めるときは、愛知県健康福祉部へ応援を要請する。

(2) 名古屋市は、直接支部長へ応援を要請する。

(3) 県営水道受水団体は、県営水道の被災に伴い応急給水の応援を必要とするときは、愛知県企業庁へ応援を要請し、さらに必要と認めるときは、地域会長へ応援を要請する。この場合愛知県企業庁は、地域会長に対して被災会員への応援について協力を依頼する。

(4) 東海地震等の大規模地震に対する応急復旧及び応急給水対策として、愛知県健康福祉部が愛知県水道震災復旧支援センター（以下「支援センター」という。）を設置した場合は、第 1 号及び第 3 号の規定にかかわらず支援センターへ応援を

要請する。

2 応援を要請するときは、次の事項を明らかにして、とりあえず、口頭、電話、ファクシミリ又は電子メール等により行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資器材、物資等の品名及び数量
- (3) 必要とする職員の職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援体制)

第6条 応援を求められた会員が、応援職員を派遣するときは、災害状況に応じて給水用具、作業用工具、食糧、衣類、日用品、その他必要なものを携行させるものとする。

2 応援職員は、応援（災害救助）である旨を記した旗、応援会員名入りの腕章等を明示着用するものとする。

(受入れ体制)

第7条 応援を受ける会員は、応援職員の宿舎、寝具、食事等を用意するものとする。ただし、状況によりこれを応援する会員に求めることができる。

2 資材、機械、工具等の応援を受ける会員は、倉庫置場等を確保し、これらを管理するものとする。

(費用の負担)

第8条 第4条第1項各号に規定する応援に要する費用は、応援を受ける会員がこれを負担するものとする。ただし、同項第1号に要する費用については、応援期間が2日以内の場合、又は特別の事情がある場合において、応援を受けた会員の要請により応援した会員がやむを得ないと認めたときは、応援した会員がその全部、又は一部を負担するものとする。

2 応援に要した費用の請求に関する事務は支部長又は地域会長を経由して、これを行うものとする。

(損害の賠償)

第9条 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援をした会員の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、応援を受けた会員の負担とする。

2 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合においては、当該職員の所属する会員がその損害を賠償する責に任ずるものとする。この場合において、当該損害の発生が応援業務中（応援のための往復途中を除く。）に生じたものである場合においては、応援を受けた会員がこれに要した経費を負担するものとする。

(業者への協力要請)

第10条 支部長、又は地域会長は、必要があるときは、水道用資材の製造販売及び水道工事を行っている業者に対して、応急復旧工事に必要な資材の調達、復旧工事の

実施等について、協力を要請するものとする。

(救援体制表の作成)

第11条 会員は、救援体制表(別表第1)1部を毎年4月末日までに支部長へ提出するものとする。

2 支部長は、前項の体制表をとりまとめ整理して地域会長等関係者に送付するものとする。

(雑則)

第12条 この覚書の実施に関し、必要な事項、又はこの覚書に定めのない事項は、その都度協議して定める。

(適用)

第13条 この覚書は、昭和53年3月29日から適用する。

この覚書の成立を証するため、関係者記名押印のうえ各1通を保有する。

附則

この覚書は、平成16年8月1日から適用する。この覚書の成立を証するため、支部長、愛知県公営企業管理者、名古屋市水道事業・工業用水道事業及び下水道事業管理者、関係会員からの委任を受けた各地域会長及び立会人である愛知県健康福祉部長が記名押印のうえ本書1通を作成し、会員及び立会人においてその写し各1通を保有する。なお、本書1通は支部長が保管する。

平成16年7月3日

日本水道協会愛知県支部長
豊橋市長

愛知県公営企業管理者
企業庁長

名古屋市水道事業・工業用水道事業
及び下水道事業管理者
上下水道局長

愛知用水北部地域
関係会員 瀬戸市 尾張旭市 愛知県中部水道企業団
春日井市

地域会長 県水道北部ブロック協議会
会長 瀬戸市長

愛知用水南部地域
関係会員 半田市 常滑市 東海市 大府市 知多市
阿久比町 東浦町 南知多町 美浜町 武豊町
刈谷市 高浜市 愛知中部水道企業団

地域会長 県水道南部ブロック協議会
会長 常滑市長

尾張地域

関係会員 一宮市 春日井市 津島市 犬山市 江南市
尾西町 小牧町 岩倉市 清洲町 木曾川町
七宝町 美和町 蟹江町 佐織町 春日町
八開村 稲沢中島広域事務組合 西春日井郡
東部水道企業団 海部南部水道企業団 丹羽
広域事務組合

地域会長 尾張水道連絡協議会
会長 春日井市長

西三河地域

関係会員 岡崎市 碧南市 刈谷市 豊田市 安城市
知立市 高浜町 西尾幡豆広域連合 幸田町
藤岡町 額田町 小原村 足助町 下山村
旭町 稲武町 愛知中部水道企業団

地域会長 西三河水道事業連絡協議会
会長 岡崎市長

東三河地域

関係会員 豊橋市 豊川市 蒲郡市 新城市 田原市
音羽町 一宮町 小坂井町 御津町 渥美町
設楽町 東栄町 豊根村 富山村 津具村
鳳来町 作手村

地域会長 東三河県営水道受水団体協議会
会長 豊橋市長

立 会 人
愛知県健康福祉部長

(10) 支援連絡管の管理及び使用に関する協定書

愛知県（以下「甲」という。）と、岡崎市（以下「乙」という。）は甲の送水管と乙の基幹配水管（以下「配水管」という。）を連絡する支援連絡管（以下「連絡管」という。）の管理及び使用について、次のとおり協定を締結する。

（施設の定義）

第1条 連絡管は、甲の送水管と、乙の配水管を接続することにより、大規模地震等の被災時に、供給点を経由せずに、乙に応急給水のための用水や応急復旧用水を送水するための施設とする。

（管理区分）

第2条 連絡管の管理区分は、別図のとおり、管理分界点より上流の施設は甲の、管理分界点及び管理分界点より下流の施設は乙の管理とする。

（維持管理）

第3条 連絡管の維持管理費用は、前条の管理区分に従い甲、乙それぞれが負担する。
2 甲及び乙は、連絡管の適正な維持管理に努めるとともに、甲の分岐制水弁を平常時においては封印しておくものとする。

（応援要請等）

第4条 乙は、大規模地震等の被災時に連絡管を使用する必要が生じた時は、甲に応援の要請をする。
2 前項の要請を受けた甲は、自己の送水運用に支障を与えない範囲で協力するものとする。

（施設使用時の連絡等）

第5条 乙は、大規模地震等の被災時に連絡管を使用しようとする際には、西三河水道事務所長に事前に連絡するものとする。
2 前項の連絡を受けた西三河水道事務所長は、連絡管の使用に必要な指示を乙に伝えるものとする。
3 指示を受けた乙は、西三河水道事務所長の指示に従い、連絡管を操作し、使用するものとする。
4 連絡管の運用に伴う水質の管理は、乙が責任をもって行うものとする。

（使用期間）

第6条 連絡管の使用期間は、水道施設が平常給水に復帰するまでの間とする。

（水量の測定）

第7条 連絡管により供給した水量は、乙が管理する流量計により測定した水量を基に、甲が認定するものとする。
2 水量の測定は定例測定日（毎月20日）又は、連絡管の使用が終了した時に行うものとする。
3 連絡管の使用に伴い必要となる連絡管の洗管水量は、使用水量に含めない。
4 流量計の故障等により水量の測定ができない場合は、甲の認定する水量とする。

（施設の使用報告）

第8条 乙は、連絡管の使用が終了した時には、速やかに、支援連絡管使用報告書

(様式第1)により西三河水道事務所長に報告するものとする。

(料金)

第9条 第8条に定める連絡管により供給した水量については、愛知県公営企業の設置等に関する条例(以下「設置条例」という。)第8条第1項第3号に定める料金を消費税及び地方消費税分を加算した料金を適用する。

2 甲は、設置条例第10条を適用し、前項の料金について、その全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を延期することができる。

(乙の使用責任)

第10条 乙は、連絡管を使用する際に、甲の設置した分岐制水弁を毀損した場合には、その修復等にかかる費用を負担する。

2 甲は、連絡管の使用に伴い、乙が管理する配水管等の施設に損害が生じても、その責任を負わない。

(その他)

第11条 この協定に疑義を生じたとき、又は、この協定に定めのない事項に関しては、別に甲、乙協議して決定するものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえそれぞれ1通を保有する。

平成17年4月21日

甲 愛知県
愛知県公営企業管理者
企業庁長

乙 岡崎市
岡崎市水道事業
岡崎市長

4 協定書等（消防関係）

（ 1 ） 愛知県内広域消防相互応援協定

（目的）

第 1 条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第22 6号）第3 9条の規定に基づき、愛知県域内（以下「県内」という。）において大規模な災害等が発生した場合における消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

（協定市町等）

第 2 条 この協定は、県内の消防本部及び消防署をおいている市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「協定市町等」という。）相互間において締結するものとする。

（対象とする災害）

第 3 条 この協定の対象とする災害は、次に掲げる災害とする。

- （1）大規模な地震、風水害等の自然災害
- （2）林野火災、高層建築物火災又は危険物施設火災等の大規模な火災
- （3）航空機災害又は列車事故等集団救急救助事故
- （4）その他前各号に掲げる災害のほか、火災等の災害又は救急業務を必要とする事故が発生し、応援が必要と判断されるもの

（応援要請）

第 4 条 この協定に基づく応援要請は、前条各号に規定する災害が発生した市町等（以下「要請市町等」という。）の消防機関の長が要請市町等の消防力及び近隣市町等の応援協定による消防力によっては、災害の防御又は救助等が著しく困難と認める場合は、第 2 条に規定する他の市町等（以下「応援市町等」という。）の消防機関の長に対して行うものとする。ただし、近隣市町等と応援協定を締結していない市町等の境界付近に火災等の災害又は救急業務を必要とする事故の発生を覚知したときは、当該応援の要請があったものとみなす。

2 前項に規定する応援要請は、電話等により次の事項を明確にして行うものとし、事後速やかに別記様式を提出するものとする。

- （1）災害の発生日時、場所及び状況
- （2）必要とする人員、車両及び資機材等
- （3）集結場所及び連絡担当者
- （4）その他必要事項

（応援隊の派遣）

第 5 条 応援市町等の消防機関の長は、前条の規定により応援要請を受けたときは、業務に重大な支障がない限り応援を行うものとする。

2 応援市町等の消防機関の長は、前条の応援要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町等の消防機関の長に通報するものとする。

（応援隊の指揮）

第 6 条 要請市町等における応援隊の指揮は、要請市町等の消防機関の長が、応援隊の長に対して行うものとする。

(経費の負担)

第7条 応援に要する経費の負担については、法令その他特別の定めがあるものを除くほか次の区分によるものとする。

(1) 機械器具の小破損の修理、燃料、消防職員及び消防団員の手当等に関する経費は、応援市町等の負担とする。

(2) 機械器具の大破損の修理、応援市町等の消防職員及び消防団員の死傷による災害補償等の重要事項に関する経費は、要請市町等の負担とする。

2 経費負担について疑義を生じた事項については、その都度、双方協議の上、決定するものとする。

(情報提供等)

第8条 協定市町等は、この協定の効率的な運用を図るために必要な各種消防情報等を相互に通知するものとする。

(実施細目)

第9条 この協定の実施について必要な事項は、協定市町等の消防機関の長が協議して定めるものとする。

(協定市町等の変更に伴う取扱い)

第10条 市町の合併、消防広域化等により協定市町等に変更が生じた場合、当該変更後に消防を継承した協定市町等については、特段の申し出がない限り、この協定を引き続き締結しているものとして取り扱う。

(疑義の協議)

第11条 この協定に規定していない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、協定市町等が協議の上、決定するものとする。

この協定は、平成15年4月1日から施行する。

平成2年3月12日締結の「愛知県広域消防相互応援協定」は平成15年3月31日付けをもって廃止する。

この協定の証として本書41通を作成し、各自1通を保管する。

平成15年4月1日

名古屋市 長

岡崎市 長

瀬戸市 長

春日井市 長

津島市 長

西尾市 長

犬山市 長

江南市 長

小牧市 長

豊橋市 長

一宮市 長

知多中部広域事務組合管理者

半田市 長

豊川市 長

豊田市 長

蒲郡市 長

常滑市 長

尾西市 長

稲沢中島広域事務組合管理者

新 城 市 長
大 府 市 長

東 海 市 長
知 多 市 長

尾 張 旭 市 長
豊 明 市 長
木 曾 川 町 長
幸 田 町 長
渥 美 町 長

岩 倉 市 長
長 久 手 町 長
蟹 江 町 長
田 原 市 長

西春日井広域事務組合管理者
尾三消防組合管理者
海部西部広域事務組合管理者
幡豆郡消防組合管理者
あすけ地域消防組合管理者

衣浦東部広域連合長
海部東部消防組合管理者
海部南部消防組合管理者
丹羽広域事務組合管理者
知多南部消防組合管理者

別記様式

文 書 番 号
平成 年 月 日

殿

要 請 者
市 町 等 名
職 ・ 氏 名

印

応 援 要 請 書

愛知県内広域消防相互応援協定第4条の規定により応援を次のとおり要請します。

要 請 日 時	
災 害 の 種 別	
災 害 発 生 日 時	
災 害 発 生 場 所	
被 害 の 状 況	
必要とする車両、資機材等の種類及び数量並びに人員	
応 援 隊 の 主 な 任 務	
集 結 場 所	
連 絡 担 当 者 の 氏 名	
そ の 他 必 要 な 事 項	

(2) 西三河地区消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条に規定する消防の相互応援に関し、岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、知立市及び高浜市、幡豆郡一色町、吉良町及び幡豆町、額田郡幸田町、西加茂郡三好町の西三河地区市町並びに、尾三消防組合、幡豆郡消防組合及び衣浦東部広域連合（以下「協定市町等」という。）は、火災その他の災害に際して消防活動をより効果的に遂行するため相互に応援することを協定する。

(目的)

第1条 この協定は、協定市町等の区域において消防業務及び救急業務（以下「消防業務等」という。）が発生した場合、協定市町等が相互に応援協力し、その応急対策活動の万全を期することを目的とする。

(応援を行う場合)

第2条 協定市町等は、その区域内において消防業務等が発生した場合は相互に応援するものとする。

(応援の種別)

第3条 前条の規定による相互応援の種別は、次のとおりとする。

(1) 消防業務の場合 普通応援及び特別応援

(2) 救急業務の場合 特別応援

2 普通応援は、協定市町等の区域内において、当該市町の近隣地域に災害が発生したと認められた場合に自動的に出動する応援をいう。

3 特別応援は、協定市町等の区域内において、特殊的防ぎよを必要とする災害が発生した場合又は当該災害により事故が発生した場合に受援市町長、広域連合長及び消防組合管理者又は消防長の要請に基づいて出動する応援をいう。

4 前2項の規定による出動の範囲は、関係市町等が協議のうえ別に定める。

(応援力)

第4条 この協定により応援する消防隊（以下「応援隊」という。）は、原則として応援隊の所属する市町等が所有する全消防力の4分の1以内とする。

2 関係市町等は、消防業務の規模等により特別の措置を必要とする場合は、前項の規定にかかわらず、全消防力の3分の1まで応援することができる。

3 第3条第1項第2号の規定による特別応援は、原則として応援隊の所属する市町等において支障を生じない限度で行うものとする。

(応援の方法)

第5条 第2条の規定による応援の円滑を期するため、協定市町等はそれぞれ別に定める連絡担当部を設置するものとする。

2 協定市町等は、応援を要請しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにし、とりあえず電話等により連絡担当部を通じ関係市町等に要請し、事後において速やかに文書を提出しなければならない。

(1) 災害の発生日時、場所及び状況

- (2) 必要とする人員、車両及び資機材等
- (3) 集結場所及び連絡担当者
- (4) その他必要な事項

(応援隊の指揮)

第6条 応援隊の指揮は、原則として受援市町等の現場最高指揮者が行う。

(報告)

第7条 応援隊の長は、現場に到着したとき及び現場を引き揚げるとき並びに消防活動の状況を現場最高指揮者に報告しなければならない。

(費用の負担)

第8条 応援に要する費用の負担については、法令その他特別の定めがあるものを除くほか、次の区分によるものとする。

(1) 普通応援の場合

応援隊の所属する市町等の負担とする。

(2) 特別応援の場合

ア 機械器具の小破損の修理、燃料、消防職員及び消防団員の手当等に関する費用は、応援隊の所属する市町等の負担とする。

イ 機械器具の大破損の修理、消防職員及び消防団員の死傷による災害補償等の重要事項に関する費用は、その都度関係市町等において協議して定めるものとする。

(協定外の費用)

第9条 前条に規定する費用以外で応援したことにより重大な費用の支出を必要とした場合及び費用負担について疑義を生じた事項については、関係市町等において協議決定する。

(資料の交換)

第10条 協定市町等は、毎年4月1日現在の消防力に関する資料を相互に交換するものとする。ただし、当該消防力に変動が生じた際は、その都度通知するものとする。

(協定市町等の変更に伴う取扱い)

第11条 市町の合併、消防広域化等により協定市町等に変更が生じた場合、当該変更後に消防を承継した協定市町等については、特段の申し出がない限り、この協定を引き続き締結しているものとして取扱う。

ただし、新たな名称の市町等ができた場合はこの限りではない。

(雑則)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この協定は、昭和43年5月1日から実施する。

附 則

この協定は、昭和51年9月1日から実施する。

附 則

この協定は、昭和58年2月1日から実施する。

附 則

この協定は、平成15年5月1日から実施する。

附 則

この協定は、平成15年10月1日から実施する。

附 則

この協定は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この協定は、平成19年4月1日から実施する。

上記の協定の成立を証するため、この協定書を作成し、記名捺印のうえ、協定市町等各1通を保管する。

平成19年4月1日

岡 崎 市 長

碧 南 市 長

刈 谷 市 長

豊 田 市 長

安 城 市 長

西 尾 市 長

知 立 市 長

高 浜 市 長

幡 豆 郡 一 色 町 長

同 吉 良 町 長

同 幡 豆 町 長

額 田 郡 幸 田 町 長

西加茂郡三好町長

尾三消防組合管理者

幡豆郡消防組合管理者

衣浦東部広域連合長

(3) 岡崎市と蒲郡市との「消防相互応援協定書」

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、岡崎市及び蒲郡市は消防の相互応援に関して次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、岡崎市と蒲郡市との消防相互応援に関して定め、その応援対策活動の万全を期することを目的とする。

（応援の対象）

第2条 応援は、両市の区域内における火災、救急及びその他の災害（以下「災害」という。）で、応援を必要と認めるとき並びに応援の要請があったときとする。

（応援の区分）

第3条 応援の区分は、普通応援及び特別応援とする。

2 普通応援とは、両市の境界付近に災害が発生しこれを覚知した場合に、自主的に出動する応援をいう。

3 特別応援とは、両市の区域内に災害が発生し、特に応援を必要とする場合に受援市の長又は消防長の要請により出動する応援をいう。

（応援力）

第4条 この協定により応援する消防隊（以下「応援隊」という。）は、原則として応援隊の市が所有する全消防力の4分の1以内とする。

2 災害の規模等により特別の措置を必要とする場合は、前項の規定にかかわらず全消防力の3分の1まで応援することができる。

（応援要請の方法）

第5条 応援を要請しようとするときは、次に掲げる事項を通報連絡し、事後すみやかに文書を提出しなければならない。

- (1) 災害の状況
- (2) 応援を要する人員、機械等
- (3) 応援場所
- (4) その他必要な事項

（応援隊の指揮）

第6条 応援隊の指揮は原則として受援市の現場最高指揮者が行なう。

（報告）

第7条 応援隊の長は、現場に到着したとき及び現場を引き揚げるとき、並びに消防活動の状況を現場最高指揮者に報告しなければならない。

（費用の負担）

第8条 応援に際し要した費用は、原則として次の各号に定める区分にしたがい当該各号に定めるところにより負担するものとする。

(1) 普通応援の場合

応援隊の市の負担とする。ただし、消火薬剤等を使用し多額の経費を要した場合における負担は、そのつど両市が協議決定する。

(2) 特別応援の場合

ア 応援に要した燃料、消火薬剤、救急物資及び食糧については受援市の負担とする。

イ 隊員の給与、手当及び公務災害補償にかかる費用については、応援隊の市の負担とする。ただし弔慰見舞金等については、原則として受援市の負担とする。

(協定外の費用)

第9条 前条に規定する費用以外で応援したことにより、重大な費用の支出を必要とした場合は、両市において協議決定するものとする。

(資料の交換)

第10条 両市は、毎年4月1日現在の消防力に関する資料を相互に交換するものとする。ただし、当該消防力に変動が生じた場合は、そのつど通知するものとする。

(雑則)

第11条 この協定実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この協定は、昭和46年5月1日から実施する。

この協定の成立を証するため本協定書を2通作成し記名押印のうえ各1通を保管する。

昭和46年5月1日

岡 崎 市 長

蒲 郡 市 長

(4) 愛知県下高速道路における消防相互応援協定

消防組織法（昭和22年法律第22号）第39条第2項の規定に基づき、新城市、豊橋市、豊川市、岡崎市、豊田市、尾三消防組合、愛知郡長久手町、名古屋市、尾張旭市、春日井市、小牧市、岩倉市、一宮市、稲沢市、海部東部消防組合、海部郡蟹江町、津島市、愛西市、海部南部消防組合、西春日井広域事務組合、東海市、大府市、豊明市及び衣浦東部広域連合（以下「協定市町組合」という。）は、消防の相互応援に関して、次のとおり協定する。

第1条 この協定は、協定市町組合の区域内の高速自動車国道第一東海自動車道、高速自動車国道中央自動車道西宮線、高速自動車国道近畿自動車道名古屋関線（名古屋高速道路（楠及び名古屋西ジャンクションに係るランプに限る。）を含む。）、高速自動車国道東海北陸自動車道、高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線、高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線、一般国道302号（伊勢湾岸道路に限る。）、名古屋高速道路6号清須線、名古屋高速道路11号小牧線、名古屋高速道路16号一宮線及び県道日進瀬戸線（以下「高速道路」という。）において災害（火災又は救急業務を必要とする事故をいう。以下同じ。）が発生した際に、協定市町組合相互間の消防力を活用して災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

第2条 協定市町組合の長は、高速道路における災害の処理のため災害発生地の協定市町組合の長から応援の要請があった場合は、相互に消防隊又は救急隊（以下「消防隊等」という。）の派遣を行うものとする。

2 高速道路のインターチェンジの所在する協定市町組合の消防機関が、高速道路における災害の発生を覚知した場合は、前項の応援の要請があったものとみなし、協定市町組合の消防長の定める区分により、災害発生地に対し応援のため消防隊等を派遣するものとする。

第3条 前条の規定により応援のため出動した消防隊等は、災害発生地の消防長の指揮の下に行動するものとする。

第4条 火災の原因及び損害の調査又は救急事故に係る必要な調査について、災害発生地の消防長は必要がある場合は、第2条の規定により出動した消防隊等の属する協定市町組合の消防機関に災害の状況について通報を求めることができる。

第5条 第2条の規定により応援のため出動した消防隊等に要した経費の分担は、次の区分によるものとする。

- (1) 応援した消防隊等の使用した燃料、消火用資材、救急用材料等の通常経費は、当該消防隊等の属する協定市町組合の負担とする。ただし、応援が長時間にわたる場合の現地における燃料の補給、消防隊等の隊員の給食等に要する経費については、災害発生地の協定市町組合の負担とする。
- (2) 応援した消防隊等の隊員の給与及び公務災害補償に要する費用は、当該隊員の所属する協定市町組合の負担とする。
- (3) 消防機械器具の重大な破損の修理費、建物、施設、一般人等の損害に対する賠償費、消防隊等の隊員に対する賞じゅつ金（救慰金を含む。）その他諸経費の負担については、その都度関係協定市町組合の長が協議して定めるものとする。

第6条 この協定の実施について必要な事項は、協定市町組合の消防長が協議して定めるものとする。

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度協定市町組合が協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は、平成20年4月25日から効力を生ずる。

2 平成17年6月30日締結の「愛知県下高速道路における消防相互応援協定」は、平成20年4月25日付けをもって廃止する。

この協定の成立を証するため、本協定書24通を作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保管する。

平成20年4月25日

新 城 市 長	海 部 東 部 消 防 組 合
豊 橋 市 長	管 理 者
豊 川 市 長	蟹 江 町 長
岡 崎 市 長	津 島 市 長
豊 田 市 長	愛 西 市 長
尾三消防組合管理者	海 部 南 部 消 防 組 合
長 久 手 町 長	管 理 者
名 古 屋 市 長	西 春 日 井 広 域
尾 張 旭 市 長	事 務 組 合 管 理 者
春 日 井 市 長	東 海 市 長
小 牧 市 長	大 府 市 長
岩 倉 市 長	豊 明 市 長
一 宮 市 長	衣 浦 東 部 広 域 連 合 長
稻 沢 市 長	

(5) 愛知県下高速道路における消防相互応援協定に基づく覚書

第1条 この覚書は、愛知県下高速道路における消防相互応援協定（以下「協定」という。）第6条に基づき、相互応援について必要な事項を定めるものとする。

第2条 協定第2条第1項及び第2項の規定に基づく応援のため派遣する消防隊又は救急隊（以下「消防隊等」という。）は、原則として1隊とする。ただし、災害の規模により、災害発生地からの要請又は担当消防機関が必要と認めたときは、派遣消防隊等を増加することができるものとする。

第3条 協定第2条第2項に規定する区分は、別表第1、別表第2、別表第3、別表第3-2、別表第4、別表第5、別表第6、別表第7又は別表第8とする。

第4条 協定第2条第2項の規定に基づき、消防隊等を派遣する場合において、第1次担当消防機関が他の災害防御等のため、派遣すべき消防隊等がないときは、第2次担当消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

2 前項の場合において、第1次担当消防機関は、第2次担当消防機関にその旨通報するものとする。

第5条 第1次担当消防機関から派遣された消防隊等が現場到着後、自隊のみで業務の処理ができないと認めたときは、第2次担当消防機関へ消防隊等の派遣について要請を行うものとする。

第6条 協定第2条第2項の規定に基づき、消防隊等を派遣したときは、その状況を災害発生地の消防長に即報するとともに、災害の処理後その概要を通報するものとする。ただし、災害の状況により、消防隊等を派遣した旨の即報ができないときは、災害の処理後の概要通報のみとすることができる。

第7条 インターチェンジ所在市町組合の消防長は、管轄区域内のインターチェンジ付近にある医療機関の中から高速道路における災害による傷病者を搬送する救急医療機関（以下「高速道路救急病院」という。）を選定しておくものとする。

2 前項の規定により、高速道路救急病院を選定したときは、その所在地、経路、その他救急活動に必要な事項を関係消防長に通報するものとし、高速道路救急病院の施設等に変更を生じたとき又は廃止されたときも同様とする。

第8条 この覚書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度協定市町組合の消防長が協議して定めるものとする。

附 則

1 この覚書は、平成20年4月25日から効力を生ずる。

2 平成17年6月3日締結の「愛知県下高速道路における消防相互応援協定に基づく覚書」は、平成20年4月25日付けをもって廃止する。

この覚書の成立を証するため、本書24通を作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保管する。

平成20年4月25日

新 城 市 消 防 長
豊 橋 市 消 防 長
豊 川 市 消 防 長
岡 崎 市 消 防 長
豊 田 市 消 防 長
尾三消防本部消防長
長久手町消防長
名古屋市消防長
尾張旭市消防長
春日井市消防長
小牧市消防長
岩倉市消防長
一宮市消防長
稲沢市消防長

海部東部消防組合
消 防 長
蟹江町消防長
津島市消防長
愛西市消防長
海部南部消防組合
消 防 長
西春日井広域
事務組合消防長
東海市消防長
大府市消防長
豊明市消防長
衣浦東部広域連合
消防局消防長

別表第1

消防隊等を派遣する区間		第1次担当消防機関	第2次担当消防機関
県境 (258.4KP) 豊川インターチェンジ (269.1KP)の区間	上り線	豊川市消防本部	新城市消防本部 豊橋市消防本部
	下り線	(浜松市消防本部)	豊川市消防本部 岡崎市消防本部
豊川インターチェンジ (269.1KP) 音羽蒲郡インターチェンジ (280.1KP)の区間	上り線	豊川市消防本部	新城市消防本部 豊橋市消防本部
	下り線		岡崎市消防本部 豊田市消防本部
音羽蒲郡インターチェンジ (280.1KP) 岡崎インターチェンジ (292.9KP)の区間	上り線	岡崎市消防本部	新城市消防本部 豊橋市消防本部
	下り線	豊川市消防本部	豊川市消防本部 岡崎市消防本部 豊田市消防本部
岡崎インターチェンジ (292.9KP) 岡崎インターチェンジ (293.5KP)の区間	上り線	豊田市消防本部	新城市消防本部 豊橋市消防本部
	下り線	豊川市消防本部	豊川市消防本部 岡崎市消防本部 豊田市消防本部
岡崎インターチェンジ (293.5KP) 豊田ジャンクション (305.2KP)の区間	上り線	豊田市消防本部	豊橋市消防本部 豊川市消防本部
	下り線	岡崎市消防本部	岡崎市消防本部 豊田市消防本部 尾三消防本部
豊田ジャンクション (305.2KP) 豊田インターチェンジ (310.5KP)の区間	上り線	豊田市消防本部	豊川市消防本部 岡崎市消防本部
	下り線		尾三消防本部 長久手町消防本部
豊田インターチェンジ (310.5KP) 東名三好インターチェンジ (315.4KP)の区間	上り線	尾三消防本部	岡崎市消防本部 豊田市消防本部
	下り線	豊田市消防本部	尾三消防本部 長久手町消防本部 名古屋市消防本部 尾張旭市消防本部
東名三好インターチェンジ (315.4KP) 東名三好インターチェンジ (315.9KP)の区間	上り線	名古屋市消防局	岡崎市消防本部 豊田市消防本部
	下り線	豊田市消防本部	尾三消防本部 長久手町消防本部 名古屋市消防局 尾張旭市消防本部
東名三好インターチェンジ (315.9KP) 名古屋インターチェンジ (325.0KP)の区間	上り線	名古屋市消防局	豊田市消防本部 尾三消防本部
	下り線	尾三消防本部	長久手町消防本部 名古屋市消防局 尾張旭市消防本部 春日井市消防本部

名古屋インターチェンジ (325.0K P)	上り線	春日井市消防本部	豊田市消防本部 尾三消防本部 名古屋消防局 長久手市消防本部 尾張旭市消防本部 春日井市消防本部
名古屋インターチェンジ (325.6K P) の区間	下り線	尾三消防本部	
名古屋インターチェンジ (325.6K P)	上り線	春日井市消防本部	豊田市消防本部 尾三消防本部 長久手市消防本部 名古屋消防局 尾張旭市消防本部 春日井市消防本部 小牧市消防本部
春日井インターチェンジ (337.4K P) の区間	下り線	名古屋市消防局	
春日井インターチェンジ (337.4K P)	上り線	小牧市消防本部	豊田市消防本部 尾三消防本部 長久手市消防本部 名古屋消防局 尾張旭市消防本部 春日井市消防本部 小牧市消防本部
春日井インターチェンジ (337.8K P) の区間	下り線	名古屋市消防局	
春日井インターチェンジ (337.8K P)	上り線	小牧市消防本部	名古屋市消防局 春日井市消防本部 小牧市消防本部 岩倉市消防本部 一宮市消防本部
小牧インターチェンジ (346.4K P) の区間	下り線	春日井市消防本部	
小牧インターチェンジ (346.4K P)	上り線	一宮市消防本部	名古屋市消防局 春日井市消防本部 小牧市消防本部 岩倉市消防本部 一宮市消防本部
小牧インターチェンジ (346.9K P) の区間	下り線	春日井市消防本部	
小牧インターチェンジ (346.9K P)	上り線	一宮市消防本部	春日井市消防本部 小牧市消防本部 岩倉市消防本部 一宮市消防本部 稲沢市消防本部
一宮インターチェンジ (355.2K P) の区間	下り線	小牧市消防本部	
一宮インターチェンジ (355.2K P)	上り線	一宮市消防本部	小牧市消防本部 岩倉市消防本部 一宮市消防本部 稲沢市消防本部
一宮ジャンクション (358.8K P) の区間	下り線		
一宮ジャンクション (358.8K P)	上り線	(羽島市消防本部)	
県境 (364.8K P) の区間	下り線	一宮市消防本部	

注1 上表の左欄に掲げる区間内に発生した災害を覚知したときは、当該区間に対応する第1次担当消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

2 上表の左欄に掲げる区間内に発生した災害が第1次担当消防機関のみで処理できない災害であることを覚知したときは、当該区間に対応する第2次担当消防機関のうち災害地の直近の消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

備考 上表の第1次担当消防機関のうちかっこ書は、別に定める消防相互応援協定に基づく消防機関を示す。

別表第2

消防隊等を派遣する区間		第1次担当消防機関	第2次担当消防機関
小牧ジャンクション内	Dランプ	春日井市消防本部	名古屋消防局 春日井市消防本部 小牧市消防本部 岩倉市消防本部 一宮市消防本部
	上記以外のランプ	小牧市消防本部	
小牧ジャンクション (343.9KP) 小牧東インターチェンジ (337.1KP)の区間	上り線	小牧市消防本部	
	下り線		
小牧東インターチェンジ (337.1KP) 県境 (333.1KP)の区間	上り線	(多治見市消防本部)	
	下り線		

注1 上表の左欄に掲げる区間内に発生した災害を覚知したときは、当該区間に対応する第1次担当消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

2 上表の左欄に掲げる区間内に発生した災害が第1次担当消防機関のみで処理できない災害であることを覚知したときは、当該区間に対応する第2次担当消防機関のうち災害地の直近の消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

備考 上表の第1次担当消防機関のうちかっこ書は、別に定める消防相互応援協定に基づく消防機関を示す。

別表第3

消防隊等を派遣する区間		第1次担当消防機関	第2次担当消防機関
名古屋インターチェンジ (0.0KP)	上り線	名古屋市消防局	春日井市消防本部 名古屋市消防局 海部東部消防組合消防本部 蟹江町消防本部 津島市消防本部 愛西市消防本部 海部南部消防組合消防本部 西春日井広域事務組合消防本部
小幡インターチェンジ (6.3KP)の区間	下り線		
小幡インターチェンジ (6.3KP)	上り線	春日井市消防本部	
松河戸インターチェンジ (8.7KP)の区間	下り線	名古屋市消防局	
松河戸インターチェンジ (8.7KP)	上り線	春日井市消防本部	
勝川インターチェンジ (9.6KP)の区間	下り線		
勝川インターチェンジ (9.6KP)	上り線	名古屋市消防局	
楠インターチェンジ (13.1KP)の区間	下り線	春日井市消防本部	
楠インターチェンジ (13.1KP)	上り線	西春日井広域事務組合消防本部	
楠ジャンクション (13.5KP)の区間	下り線	春日井市消防本部	
楠ジャンクション内	ランプ、H ランプ及び 下り線の 13.5KPから 14.4KPの区 間	春日井市消防本部	
	ランプ、F ランプ及び ランプ180 から本線合 流地点まで	西春日井広域事務組合消防本部	
	上記以外	名古屋市消防局	
楠ジャンクション (14.4KP)	上り線	名古屋市消防局	
山田西インターチェンジ (16.3KP)の区間	下り線	西春日井広域事務組合消防本部	
山田西インターチェンジ (16.3KP)	上り線	名古屋市消防局	
清洲東インターチェンジ (18.5KP)の区間	下り線		
清洲東インターチェンジ (18.5KP)	上り線	名古屋市消防局	
清洲ジャンクション (18.7KP)の区間	下り線		

清洲ジャンクション (18.7KP)	上り線	海部東部消防組合消防本部	
清洲ジャンクション (19.3KP)の区間	下り線	名古屋市消防局	
清洲ジャンクション内	ポンプ、ポンプ、ポンプ及びポンプ	名古屋市消防局	
	ポンプ及びポンプ	海部東部消防組合消防本部	
	ポンプ及びポンプ	西春日井広域事務組合消防本部	
清洲ジャンクション (19.3KP)	上り線	海部東部消防組合消防本部	
清洲東インターチェンジ (19.8KP)の区間	下り線	西春日井広域事務組合消防本部	
清洲東インターチェンジ (19.8KP)	上り線	海部東部消防組合消防本部	
清洲西インターチェンジ (22.0KP)の区間	下り線	西春日井広域事務組合消防本部	
清洲西インターチェンジ (22.0KP)	上り線	海部東部消防組合消防本部	
甚目寺北インターチェンジ (23.6KP)の区間	下り線	西春日井広域事務組合消防本部	
甚目寺北インターチェンジ (23.6KP)	上り線	海部東部消防組合消防本部	
甚目寺南インターチェンジ (24.8KP)の区間	下り線		
甚目寺南インターチェンジ (24.8KP)	上り線	名古屋市消防局	
名古屋西ジャンクション (28.0KP)の区間	下り線	海部南部消防組合消防本部	
名古屋西ジャンクション内	ポンプ	名古屋市消防局	
	ポンプ	蟹江町消防本部	
	ポンプ及びポンプ	海部東部消防組合消防本部	
名古屋西ジャンクション (28.7KP)	上り線	名古屋市消防局	
名古屋西本線料金所 (29.5KP)の区間	下り線		
名古屋西本線料金所 (29.5KP)	上り線	蟹江町消防本部	

蟹江インターチェンジ (32.0K P) の区間	下り線	名古屋市消防局	
蟹江インターチェンジ (32.0K P)	上り線	海部南部消防組合消防本部	
弥富インターチェンジ (37.3K P) の区間	下り線	蟹江町消防本部	
弥富インターチェンジ (37.3K P)	上り線	(桑名市消防本部)	
県境 (40.0K P) の区間	下り線	海部南部消防組合消防本部	

注1 上表の左欄に掲げる区間に発生した災害を覚知したときは、当該区間に対応する第1次担当消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

2 上表の左欄に掲げる区間に発生した災害が第1次担当消防機関のみで処理できない災害であることを覚知したときは、当該区間に対応する第2次担当消防機関のうち災害地の直近の消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

3 上表の左欄に掲げる楠ジャンクションの範囲は、東側にあつては高速道路近畿自動車道名古屋関線13.5K P、西側にあつては同14.4K P、南側にあつては名古屋高速道路1号楠線6.24K P、北側にあつては同11号小牧線0.0K Pとし、名古屋西ジャンクションの範囲は、東側にあつては名古屋高速道路千音寺料金所(万上6.5K P)、西側にあつては高速道路近畿自動車道名古屋関線28.7K P、北側にあつては同28.0K Pまでとし、清洲ジャンクションの範囲は、東側にあつては高速道路近畿自動車道名古屋関線18.7K P、西側にあつては同19.3K P、南側にあつては名古屋高速道6号清洲線清上6.6K P、北側にあつては名古屋高速16号一宮線宮下0.6K Pとする。

備考 上表の第1次担当消防機関のうちかっこ書は、別に定める消防相互応援協定に基づく消防機関を示す。

別表第3 - 2

消防隊等を派遣する区間		第1次担当消防機関	第2次担当消防機関
高針ジャンクション (212.9K P)	上り線	名古屋市消防局	名古屋市消防局
上社ジャンクション (215.3K P) の区間	下り線		

注1 上表の左欄に掲げる区間に発生した災害を覚知したときは、当該区間に対応する第1次担当消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

2 上表の左欄に掲げる区間に発生した災害が第1次担当消防機関のみで処理できない災害であることを覚知したときは、当該区間に対応する第2次担当消防機関のうち災害地の直近の消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

別表第4

消防隊等を派遣する区間		第1次担当消防機関	第2次担当消防機関
一宮ジャンクション内	Bランプ	(羽島市消防本部)	小牧市消防本部 岩倉市消防本部 一宮市消防本部 稲沢市消防本部
	上記以外のランプ	一宮市消防本部	
一宮ジャンクション (0.0KP) 尾西インターチェンジ (3.7KP)の区間	上り線	一宮市消防本部	
	下り線		
尾西インターチェンジ (3.7KP) 一宮木曽川インターチェンジ (7.5KP)の区間	上り線	一宮市消防本部	
	下り線		
一宮木曽川インターチェンジ (7.5KP) 県境 (9.7KP)の区間	上り線	(各務原市消防本部)	
	下り線	一宮市消防本部	

注1 上表の左欄に掲げる区間内に発生した災害を覚知したときは、当該区間に対応する第1次担当消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

2 上表の左欄に掲げる区間内に発生した災害が第1次担当消防機関のみで処理できない災害であることを覚知したときは、当該区間に対応する第2次担当消防機関のうち災害地の直近の消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

備考 上表の第1次担当消防機関のうちかっこ書は、別に定める消防相互応援協定に基づく消防機関を示す。

別表第5

消防隊等を派遣する区間		第1次担当消防機関	第2次担当消防機関
豊田東インターチェンジ (3.1K P)	上り線	豊田市消防本部	豊川市消防本部 岡崎市消防本部 衣浦東部広域連合消防局 豊明市消防本部 尾三消防本部 長久手町消防本部
豊田ジャンクション (5.0K P)の区間	下り線		
豊田ジャンクション内	ランプ及び Hランプ	岡崎市消防本部	
	上記以外 のランプ	豊田市消防本部	
豊田ジャンクション (5.0K P)	上り線	豊田市消防本部	
豊田南インターチェンジ (11.5K P)の区間	下り線		
豊田南インターチェンジ (11.5K P)	上り線	豊明市消防本部	
豊田南インターチェンジ (13.7K P)の区間	下り線	豊田市消防本部	
豊田南インターチェンジ (13.7K P)	上り線	豊明市消防本部	
豊明インターチェンジ (19.8K P)の区間	下り線	豊田市消防本部	
豊明インターチェンジ (19.8K P)	上り線	大府市消防本部	
豊明インターチェンジ (20.7K P)の区間	下り線	豊田市消防本部	
豊明インターチェンジ (20.7K P)	上り線	大府市消防本部	
名古屋南ジャンクション (25.7K P)の区間	下り線	豊明市消防本部	
名古屋南ジャンクション内	Kランプ及 びランプ	豊明市消防本部	
	Gランプ、 Hランプ、 ランプ及 びNランプ	大府市消防本部	
	Dランプ、 Gランプ、 ランプ及 びNランプ	名古屋市消防局	
名古屋南ジャンクション (25.7K P)	上り線	東海市消防本部	
名古屋南インターチェンジ (26.4K P)の区間	下り線	豊明市消防本部	

名古屋南インターチェンジ (26.4K P)	上り線	東海市消防本部	
大府インターチェンジ (27.7K P)の区間	下り線	名古屋市消防局	
大府インターチェンジ (27.7K P)	上り線	東海市消防本部	
東海インターチェンジ (29.3K P)の区間	下り線		
東海インターチェンジ (29.3K P)	上り線	名古屋市消防局	
名港潮見インターチェンジ (32.6K P)の区間	下り線	東海市消防本部	
名港潮見インターチェンジ (32.6K P)	上り線	名古屋市消防局	
名港中央インターチェンジ (34.5K P)の区間	下り線		
名港中央インターチェンジ (34.5K P)	上り線	海部南部消防組合消防本部	
飛鳥インターチェンジ (38.6K P)の区間	下り線	名古屋市消防局	
飛鳥インターチェンジ (38.6K P)	上り線	海部南部消防組合消防本部	
湾岸弥富インターチェンジ (40.5K P)の区間	下り線		
湾岸弥富インターチェンジ (40.5K P)	上り線	(桑名市消防本部)	
県境 (43.1K P)の区間	下り線	海部南部消防組合消防本部	

注1 上表の左欄に掲げる区間内に発生した災害を覚知したときは、当該区間に対応する第1次担当消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

2 上表の左欄に掲げる区間内に発生した災害が第1次担当消防機関のみで処理できない災害であることを覚知したときは、当該区間に対応する第2次担当消防機関のうち災害地の直近の消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

備考 上表の第1次担当消防機関のうちかっこ書は、別に定める消防相互応援協定に基づく消防機関を示す。

別表第6

消防隊等を派遣する区間		第1次担当消防機関	第2次担当消防機関
楠ジャンクション (0.0KP) 豊山南入口・出口 (1.2KP)の区間	上り線	西春日井広域事務組合消防本部	西春日井広域事務組合消防本部 名古屋市消防局 小牧市消防本部 春日井市消防本部 一宮市消防本部
	下り線	名古屋市消防局	
豊山南入口・出口 (1.2KP) 豊山北出口・入口 (3.5KP)の区間	上り線	小牧市消防本部	
	下り線	名古屋市消防局	
豊山北出口・入口 (3.5KP) 堀の内出口・入口 (6.8KP)の区間	上り線	小牧市消防本部	
	下り線	西春日井広域事務組合消防本部	
堀の内出口・入口 (6.8KP) 小牧北入口・出口 (8.2KP)の区間	上り線	小牧市消防本部	
	下り線		

注1 上表の左欄に掲げる区間内に発生した災害を覚知したときは、当該区間に対応する第1次担当消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

2 上表の左欄に掲げる区間内に発生した災害が第1次担当消防機関のみで処理できない災害であることを覚知したときは、当該区間に対応する第2次担当消防機関のうち災害地の直近の消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

別表第7

消防隊等を派遣する区間		第1次担当消防機関	第2次担当消防機関
長久手インターチェンジ (1.4KP) 日進ジャンクション (0.3KP)の区間	上り線	長久手町消防本部	名古屋市消防局 長久手町消防本部 尾三消防本部 尾張旭市消防本部 豊田市消防本部 春日井市消防本部
	下り線	名古屋市消防局	
日進ジャンクション内	Aランプ及び下り線の0.0KPから0.3KPの区間	名古屋市消防局	
	Bランプ及びDランプ	長久手町消防本部	
	Cランプ	尾三消防本部	

注1 上表の左欄に掲げる区間内に発生した災害を覚知したときは、当該区間に対応する第1次担当消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

2 上表の左欄に掲げる区間内に発生した災害が第1次担当消防機関のみで処理できない災害であることを覚知したときは、当該区間に対応する第2次担当消防機関のうち災害地の直近の消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

別表第8

消防隊等を派遣する区間		第1次担当消防機関	第2次担当消防機関
明道町ジャンクション (0.0KP) 庄内通入口・出口 (2.4KP)の区間	上り線	名古屋市消防局	西春日井広域事務組合消防本部 名古屋市消防局 小牧市消防本部 春日井市消防本部 一宮市消防本部 海部東部消防組合消防本部
	下り線		
庄内通入口・出口 (2.4KP) 清洲ジャンクション (6.8KP)の区間	上り線	西春日井広域事務組合消防本部	
	下り線	名古屋市消防局	
清洲ジャンクション内	Aランプ、C ランプ、Fラ ンプ及びEラ ンプ	名古屋市消防局	
	Bランプ及 びDランプ	海部東部消防組合消防本部	
	Gランプ及 びHランプ	西春日井広域事務組合消防本部	
清洲ジャンクション (0.0KP) 春日入口・出口 (1.7KP)の区間	上り線	西春日井広域事務組合消防本部	
	下り線	名古屋市消防局	
春日入口・出口 (1.7KP) 西春日入口・出口 (3.9KP)の区間	上り線	西春日井広域事務組合消防本部	
	下り線		
西春日入口・出口 (3.9KP) 一宮西春入口・出口 (4.8KP)の区間	上り線	一宮市消防本部	
	下り線	西春日井広域事務組合消防本部	
一宮西春入口・出口 (4.8KP) 一宮中入口・東出口 (9.0KP)の区間	上り線	一宮市消防本部	
	下り線		

注1 上表の左欄に掲げる区間に発生した災害を覚知したときは、当該区間に対応する第1次担当消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

注2 上表の左欄に掲げる区間に発生した災害が第1次担当消防機関のみで処理できない災害であることを覚知したときは、当該区間に対応する第2次担当消防機関のうち災害地の直近の消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

(6) 愛知県防災ヘリコプター支援協定

(目 的)

第 1 条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第22 6号）第3 0条第2項に基づき、愛知県内の市町村及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、愛知県が所有する防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の支援を求めることに関し必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第 2 条 本協定に基づき市町村等が航空機の支援を求めることができる区域は、前条の市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第 3 条 この協定において、災害とは、消防組織法第 1 条に規定する災害をいう。

(支援要請)

第 4 条 この協定に基づく支援要請は、消防組織法第3 0条第 1 項に基づき、災害が発生した市町村等（以下「要請市町村等」という。）の長が、次の各号のいずれかに該当し、航空機の活動が必要と判断した場合に、愛知県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が、隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 要請市町村等の消防力によっては防御が著しく困難な場合
- (3) その他救急救助活動等において航空機による活動がもっとも有効な場合

2 航空機の支援要請等については、「愛知県防災ヘリコプター緊急運航要領」に基づくものとする。

(防災航空隊の派遣)

第 5 条 知事は、前条の規定により支援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態を確認の上、防災航空隊を派遣するものとする。

2 知事は、前条の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町村等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の活動)

第 6 条 前条第 1 項の規定により支援する場合において、災害現場における防災航空隊の活動については、要請市町村等の消防機関との相互に密接な連携の下に行動する。この場合において、航空機に搭乗している運航指揮者が航空機の運航に重大な支障があると認めたときは、その旨要請市町村等の消防機関の現場の最高責任者に通告するものとする。

(消防用無線局の管理及び運用)

第 7 条 愛知県は、第 4 条に基づく支援要請の活動を行うに当たり、要請市町村等との連携を緊密にする

ため、航空機及び防災航空グループに消防用無線局を整備するものとする。

2 前項の無線局の管理及び運用については、別に定める愛知県防災ヘリコプターと消防機関との通信に

係る無線局の管理及び運用に関する取扱基準によるものとする。

(経費負担)

第 8 条 この協定に基づく支援に要する運航経費は、愛知県が負担するものとする。

(その他)

第 9 条 この協定書に定めのない事項は、愛知県及び市町村等が協議して定めるものとする。

(適用)

第 10 条 この協定書は、平成 19 年 8 月 1 日から適用する。

平成 8 年 10 月 1 日締結の「愛知県防災ヘリコプター応援協定」は平成 19 年 7 月 31 日をもって廃止する。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、知事及び市町村の長は、記名押印の上、各自それぞれ 1 通を保管する。

平成 19 年 8 月 1 日

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号
愛知県知事 神 田 真 秋

岡崎市十王町二丁目 9 番地
岡崎市長 柴 田 紘 一

(7) 岡崎市と西三河クレーン組合との「協定書」

岡崎市（以下「甲」という。）と西三河クレーン組合（以下「乙」という。）と消防応援に関して、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、岡崎市消防本部の出動区域内において発生した火災等の災害によりクレーン車等の必要を認めた場合、協定業者の協力を求め、その被害の軽減を図ることを目的とする。

（応援隊の出動）

第2条 火災その他の災害発生により、甲の消防機関の長が乙に対して応援を要請した場合は、乙はクレーン車等を出動させ応援するものとする。

（応援隊の指揮）

第3条 応援隊の指揮は、甲の現場最高指揮者が行う。

（費用負担）

第4条 応援隊の出動に際し要した費用は、甲が実費を負担する。

（損害賠償等）

第5条 応援のため出動した乙の車両が破損した場合は、甲がその損害を負担する。
ただし、車両保険およびその他の方法によって損害を補てんするものがあるときは、その額を損害額から控除するものとする。

2 応援のため出動した乙の車両が第三者に損害を及ぼした場合は、甲が賠償するものとする。ただし、自動車損害賠償責任保険およびその他の方法によって損害を補てんするものがあるときは、その額を損害額から控除するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、その損害の発生に対して、乙が起因する故意又は重大な過失による場合は、乙が負担するものとする。

（災害補償）

第6条 応援隊として出動した者の災害補償については、岡崎市消防団員等公務災害補償条例により補償するものとする。

（雑則）

第7条 この協定に定めるもののほか必要事項は、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

（実施期日）

第8条 この協定は、昭和49年10月1日から有効とする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各1通を保管する。

昭和49年9月25日

岡崎市
西三河クレーン組合

代表者

岡崎市長
組合長

(8) 都市ガス災害対策に関する業務協約

岡崎市消防本部管内における都市ガスの漏えいに起因する火災及び爆発等の事故（以下「災害」という。）を未然に防止するとともに、災害が発生した際これを早期に鎮圧し、被害を最小限度に防止するため、岡崎市消防本部（以下「消防本部」という。）と東邦瓦斯株式会社（以下「東邦ガス」という。）は、次のとおり協約する。

（対象物）

第1条 この協約に基づき消防本部及び東邦ガスが対象とする施設は、次に掲げるものとする。（別表）

- (1) 消防法施行令（昭和36年政令第37号）第2条の2によりガス漏れ火災警報設備の設置を必要とする防火対象物
- (2) その他必要と認める防火対象物

（災害防止活動）

第2条 災害を未然に防止するための実施事項は、次のとおりとする。

- (1) 消防本部及び東邦ガスは、災害の防止上必要な情報交換又は所要事項を協議するため、連絡会議を開催するものとする。
- (2) 東邦ガスは、前条に掲げる対象物の定期点検を実施する場合、あらかじめ消防本部に実施計画を連絡するとともに、消防本部が実施する火災予防査察に協力するよう努めるものとする。
- (3) 消防本部及び東邦ガスは、災害の防止及び消防活動上必要と認める資料を相互に交換するものとする。
- (4) 消防本部及び東邦ガスは、それぞれの職員及び防火対象物関係者に対して、災害の防止及び消防活動上必要な教育訓練を実施するものとする。

（災害防ぎょ活動）

第3条 災害を防ぎょするための実施事項は、次のとおりとする。

- (1) 消防本部及び東邦ガスは、災害の発生又は発生のおそれのある事態を覚知したときは、相互に速やかな連絡通報を行うものとする。
- (2) 東邦ガスは、災害発生時における緊急出動体制及び応急活動体制を確立し、あらかじめその計画を消防本部に通知しておくものとする。
- (3) 災害現場におけるガスの遮断は、東邦ガスが実施するものとする。ただし、消防本部が東邦ガスに先行して災害現場へ到着し、大規模な災害の発生が予測される場合等においては、消防本部がガスの遮断措置を実施することができるものとする。
- (4) 消防本部又は東邦ガスが前号の規定に基づいてガスの遮断措置を実施した場合は、相互に速やかに連絡するものとする。
- (5) ガスの遮断措置後における復旧作業は、東邦ガスが実施するものとする。
- (6) 東邦ガスは、消防本部が設置する現場指揮本部と緊密な連携を保つとともに、

関係情報の報告、消防活動に関する技術的な協力その他の活動を実施するものとする。

(協議)

第4条 この協約の運用に係る細目的事項については、必要の都度、消防本部及び東邦ガスの両者が協議して定めるものとする。

(雑則)

第5条 この協約に定めた事項についても関係法令等の改正によって不必要となる部分にあっては、法令改正の時点をもって効力を失う。

2 岡崎市消防本部及び東邦ガス相互間で締結した平成13年9月1日付け「都市ガス災害対策に関する業務協約」および平成13年9月1日付け「都市ガス災害対策に関する業務協約に基づく協議事項」と、岡崎市消防本部及び旧岡崎ガス相互間で締結した平成11年6月1日付け「都市ガス災害対策に関する業務協約」および「都市ガス災害対策に関する業務協約に基づく協議事項」は、本協約の締結日をもって効力を失う。

この協約成立の証として本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各1通を保管する。

平成16年3月23日

岡崎市消防本部

消 防 長

東邦瓦斯株式会社

取締役供給管理部長

(別表)

名 称	所 在 地	備 考
三菱自動車工業(株) 乗用車生産統括本部名古屋製作所	岡崎市橋目町字中新切1番地	0564-31-3100
岡崎市民会館・甲山会館	岡崎市六供町字出崎15番地	0564-21-9121
岡崎ニューグランドホテル	岡崎市康生町515番地33	0564-21-5111
シビコ	岡崎市康生通西2丁目20番地2	0564-21-0211
セントラルパークビル	岡崎市康生通西3丁目15番地6	0564-23-1321
岡崎ショッピングセンタービル	岡崎市康生通西3丁目15番地4	0564-23-2121
岡崎市竜美丘会館	岡崎市東明大寺町5番地	0564-24-3951
岡崎信用金庫 第2本部	岡崎市菅生町菅生2番地1	0564-21-6111
岡崎信用金庫 本部別館	岡崎市菅生町蟹沢49番地1	0564-21-6111
サンピア岡崎 (現 さつき友愛楽園 ライフコサージュ岡崎)	岡崎市渡町字大柵1番地	

(9) 携帯電話等から消防機関への119番通報の接続に関する覚書

(目的)

第1条 この覚書(以下「本覚書」という。)は、岡崎市消防本部(以下「甲」という。)と株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海、KDDI株式会社、ボーダフォン株式会社及び株式会社ツーカーセルラー東海(以下それぞれ「乙」という。)との間で、乙が提供する電気通信役務に係る消防への緊急通報(以下「119番通報」という。)の接続に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(担当部署の提示)

第2条 甲及び乙は、本覚書に基づく事務を行うため、相互に担当部署及び担当者を提示するものとし、連絡窓口は別に定める。また、変更があったときも同様とする。

(接続先)

第3条 乙は、甲の管轄する区域から発信される119番通報を、甲の指定するダイヤルイン番号に変換することにより甲の通信指令室(岡崎市朝日町三丁目4番地)へ接続するものとする。

(迂回機能)

第4条 甲及び乙は、災害等により、119番通報を前条に定める接続先で受信できない場合に備え、甲乙協議し、甲の指定先において119番通報を受信できる体制を構築するものとする。

(回線整備)

第5条 甲は、乙からの119番通報を受信するため、西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」という。)が提供する「発信地表示システム」で使用されている回線(以下「緊急通報呼用ISDN回線」という。)の申込を行う。また、管轄するエリア以外の119番通報を転送するため、一般ISDN回線を整備するものとする。

2 敷設する緊急通報呼用ISDN回線数は2回線とし、可能な限り経路分散して接続するものとする。

(ダイヤルイン番号)

第6条 甲は、事業者識別のために必要となるダイヤルイン番号の申込をNTT西日本へ行うこととする。なお、事業者ごとのダイヤルイン番号付与数は2とし、ダイヤルイン番号は別に確認する。

(責任分界点)

第7条 乙は携帯電話網とNTT西日本網の相互接続点(POI)まで、甲はNT

T西日本との責任分界点から指令台までとし、それぞれが整備と保守に関する責任を分担するものとする。ただし、携帯電話網からNTT西日本網への接続は、中継事業者網を経由する場合がある。(別図)

(費用負担)

第8条 乙は受信用の緊急通報呼用ISDN回線及び事業者識別用のダイヤルイン番号におけるイニシャルコスト及び使用料、甲は転送用の一般ISDN回線におけるイニシャルコスト、使用料及び通話料をそれぞれ負担するものとする。ただし、一般ISDN回線を既設流用する場合は、使用料及び通話料のみの負担となる。

(回線状況の確認及び故障・障害対応)

第9条 甲及び乙は、自己の責任区分に応じて回線状況の確認を行うものとする。その結果、故障・障害等を認識した場合は、速やかに関係者に連絡の上、協力して復旧するものとする。なお、連絡窓口については、甲乙及びその他関係者それぞれ24時間連絡が可能な窓口を設けることとし、別に定める。

(発信者番号)

第10条 乙が保留・再呼機能(119番通報において通報者が切断しても、甲が切断するまでは回線が保留され、甲が通報者を呼び返すことができる機能をいう。)の代替として、通知する発信者番号は、甲の発信者番号受信機能及び緊急通報呼用ISDN回線の機能により、甲が取得するものとする。

(発信者番号強制取得)

第11条 甲は、以下の(1)から(3)までの要件をすべて満たし、違法性阻却事由があると判断した場合に限り、甲の責任において発信者番号の強制取得を実施できるものとする。ただし、甲が発信者番号強制取得機能を有さない場合は、この限りではないものとする。

- (1) 発信者番号の強制取得が、人の生命、身体又は財産の保護を目的としたものであること
 - (2) 119番通報の内容が、人の生命、身体又は財産に対する危険が切迫していると認められるものであること
 - (3) 甲が、119番通報の発信者番号を知る必要があるにもかかわらず、通話内容からでは直ちに発信者番号を知ることができないこと
- 2 甲は、発信者番号の強制取得を実施した場合には、暦月に従って毎月の初日から末日までに取得した実績を明示した照会書(別記様式1)及びログ一覧を1ヶ月単位で取りまとめた上、翌月の15日を目途に書留郵便により乙に送付するものとする。なお、発信者番号の強制取得を実施しなかった月に関しては、照会書にその旨を明示し乙に送付するものとする。
- 3 甲は、発信者番号の強制取得により、得られた情報を厳重に管理し、当該使用に係る目的以外の目的で利用してはいけない。

4 発信者番号の強制取得に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

5 本件に係る甲及び乙の連絡窓口は別に定める。

(接続変更)

第 1 2 条 乙は、運用開始後、特定の基地局を経由する通報が甲の管轄するエリア以外からの場合が多数ある旨の報告を甲から受けたときは、甲及び関係する消防本部と協議のうえ、その基地局の接続先消防本部を変更するものとする。

(回線の増設)

第 1 3 条 甲及び乙は、第 5 条に定める緊急通報呼用 I S D N 回線が不足すると知り得た時は相互に協議し、回線を増設するものとする。

(発信者情報の照会)

第 1 4 条 1 1 9 番通報に係る発信者情報 (当該通報に係る発信端末の契約者、又は購入者の氏名、住所、発信エリア・発信者番号などをいう。) の照会は、次の手続きによるものとする。

(1) 甲は、アからウに掲げる要件をすべて満たし、違法性阻却事由があると判断した場合に限り、乙に対し発信者情報の照会を行えるものとする。

ア 当該通報に係る発信者情報の照会が、人の生命、身体又は財産の保護を目的としたものであるとき

イ 当該通報の内容から、人の生命、身体又は財産に対する危険が切迫していると認められるとき

ウ 当該通報に係る発信者情報を知る必要があるにもかかわらず、当該通報の内容からでは直ちに知ることができないとき

(2) 甲は、照会元の責任者で、乙が予め定めたあて先に照会書を送付することにより発信者情報の照会を行い、乙においては、「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」に基づき、当該照会に応えるものとする。ただし、緊急を要する場合は次の手順も許容する。

ア 甲は、乙に F A X により照会書を送付することによって、発信者情報の照会を行う。

イ 甲は、電話により、乙が F A X を受領したことを確認する。

ウ 乙は、電話により、照会元の甲に照会結果を回答する。

エ 甲は、回答を受けた後速やかに、照会元の責任者名で、乙が予め定めた宛先に照会書 (別記様式 2) を送付する。

(3) 甲は、(2) の照会を行ったときは、当該照会によって得られた情報を厳重に管理し、当該照会に係る目的以外の目的で利用してはならない。

(4) (2) の照会書送付先等は別に定める。

(秘密の保持)

第 1 5 条 甲及び乙は、本覚書の履行にあたり、相互の技術上、業務上その他知り得た一切の秘密をみだりに第三者に漏らしてはならない。ただし、法令により必要とされる場合は、又は、予め相手方より文書にて同意を得た場合は、この限りではない。

2 前項に規定する事項は、本覚書の終了後も、なおその効力を有するものとする。

(疑義等)

第 1 6 条 本覚書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(覚書の変更)

第 1 7 条 本覚書の内容に変更を生じる場合は、予め十分な時間的余裕をもって相手に通知するものとする。

(覚書の保存)

第 1 8 条 本覚書を証するため、正本 5 部を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各 1 通を保管するものとする。

附 則

本覚書は、平成 1 7 年 1 0 月 3 1 日から、甲乙間においてのみ効力を生ずる。

平成 1 7 年 8 月 1 0 日

甲 愛知県岡崎市朝日町三丁目 4 番地
岡崎市消防本部
消防長

乙 愛知県名古屋市中区栄四丁目 1 番 8 号
株式会社エヌ・ティ・ティドコモ東海
ネットワーク本部
ネットワークオペレーション部長

乙 東京都新宿区西新宿二丁目 3 番 2 号
K D D I 株式会社
運用本部長

乙 愛知県名古屋市西区牛島町 2 番 1 号
ボーダフォン株式会社
常務業務執行役員東海技術部長

乙 愛知県名古屋市熱田区六野二丁目102番地10
株式会社ツーカーセルラー東海
経営企画部長

